

燈取作法

一内縛 本休 一無所不至 寂靜

一左鞘刀 鏡智 一右鞘刀 運動

二手拳水地立向合左下右上

唵譚婆譚婆 唵譚婆譚婆 唵譚婆譚婆

同左上右下面合

唵譚婆譚婆 唵譚婆譚婆 唵譚婆譚婆

一次水天印明

二手拳ニ面空地立開左空右地ツケ轉

一 ㄱ ㄴ ㄷ ㄹ ㅁ ㅂ ㅅ ㅈ ㅊ ㅋ ㆁ ㆂ ㆃ ㆄ ㆅ ㆆ ㆇ ㆈ ㆉ ㆊ ㆋ ㆌ ㆍ ㆎ ㆏ ㆐ ㆑ ㆒ ㆓ ㆔ ㆕ ㆖ ㆗ ㆘ ㆙ ㆚ ㆛ ㆜ ㆝ ㆞ ㆟ ㆠ ㆡ ㆢ ㆣ ㆤ ㆥ ㆦ ㆧ ㆨ ㆩ ㆪ ㆫ ㆬ ㆭ ㆮ ㆯ ㆰ ㆱ ㆲ ㆳ ㆴ ㆵ ㆶ ㆷ ㆸ ㆹ ㆺ ㆻ ㆼ ㆽ ㆾ ㆿ ㆿ

チン パ ラ タ ユ ○ ミ ベ ン 以上

古秘法者荒神舞之節相用申候

x x x x x x

かまど祭り、或は「竈三神舞」とも稱し、近年迄牡鹿で演じてゐた。奥津彦、奥津姫、加具土と稱する三神の舞といふが、このとき舞臺でかまに火を焚くことがあつた。見物衆は、おごまと間違へ、屢々争つてもなど突き出したといふ。

又、新築の家に招かれて演ずるものに、矢祭りの神樂といふのがあつた。陰陽の二神が、前者は弓矢、後者は玉を持つて出る。神諷を言ひ、舞がきまつたところで、「桑の弓と申すは是也」として、胴とりの掛聲できつて引込む。是も山伏の行法の一つで、家の向やふさがりが悪かつた場合など、桑の弓もて祭りかへる祈禱であつたといふ。

宇迦玉と稱する曲は、宇迦御魂神と稱する老面ものが出て、耕作を摸し、神諷を唱へつゝ舞ふ曲であるが、是は明治以後、鈴木氏が熊野堂神樂から材をとつて工夫されたものといふ。但し桃生貝皿にも同名の曲がある。

x x x x

扱て一日の神樂が終れば、打納めとして打鳴しの胴で、同様神歌を、三つ乃至六つ歌ふ。神上げ、或は神送りとも稱し、勸請申した神をお歸し申す式と言ひ、通常今はその祝詞も唱へる。昔はやはり心經等を唱へたといふ。

〔昭和六年九月二十四日、鳥屋神社祭りの日擷筆〕

— 異傳篇 —

- 第一 陸中江釣子の大乘神樂
- 第二 陸前淺邊の法印神樂
- 第三 仙臺大崎八幡の附屬神樂
- 第四 仙臺龜ヶ岡八幡の附屬神樂
- 第五 南部神樂
- 第六 豊前京都郡の岩戸神樂



## 江釣子の大乗神樂

小引

陸中和賀郡江釣子村、江釣子神社別當家に、今臺本を傳へてゐる大乗神樂は、絶えてから約二三十年になる。もと近邊の山伏が集つて演じたもので、山伏神樂、和賀神樂、或は權現神樂等とも稱した。冬、十、十一月の頃に、附近一帯の民家をめぐつて演じたもので、正月にも、歩き残りの村々を訪れた。(この風習は、早池峯、黒森麓の諸處のものと共通してゐる。)村々では多く講を結び、宿を定めて一行を招じた。

この平素の神樂を平神樂ひらかぐらと稱し、別に、大乘會、若くは大乘式と稱するものがあつた。是は一世一代、別當職を繼ぐ時とか、本尊御開帳の折等に催されるもので、神社拜殿前に特に張出しの舞臺を設けて執行したものである。今古老に記憶されてゐるのは、明治八年舊八月と、同三十三年三月廿七日の兩度、江釣子神社に於けるものであつた。

江釣子神社別當は、江釣子氏を名乗り、自性院、日光山梅雲寺、羽黒派天臺の法印で、

今の秀仙氏まで二十代程續いてゐるといひ、先代泰孝氏(五十五才で、七年程前に歿す)まで神樂は盛であつた。この神樂は、一説には、泰孝氏まで、四代程續いたもので、もと羽黒から教はつたものであらうと言ひ、又黒澤尻の郷社諏訪神社に、いつの頃か、面まで背負つてきた人が、その別當家に泊り、傳授して行つたものともいふ。今細しい舞の型を記憶してゐる人は、四人だけになつてしまつた。煤孫、藤根、飯豊、二子等に弟子神樂があるが、何れも傳授の際手をやつして教へたと言ふので、本格ではないらしい。

樂器は、太鼓に手拍子(銅鍔子)に笛で、大乘會には、多く法衣、鈴懸、草鞋姿で舞ひ、草鞋は特に、八つ緒のものを用ひた。「天王」と「鬼門」とは、大乘會にだけ舞はれ、平神樂には許されてゐなかつた。

物忌はやかましかつたらしく、神樂に携る以上は絶対肉食を禁じ、是は平素も、一代犯すことが出来なかつた。(犯せば神樂の効なく、又法力がなくなると言はれてゐた。)又、大乘會には、二十一日の潔齋をした。殊に是なしには「鬼門」は舞へなかつた。

大乘會には特にやかましい舞飾があつた。然し何故か明治八年の折の記録と、今瀬畑に住まはれる古老山館氏(八十余歳)の談とでは細部に一致しない點がある。或は夫々に飾

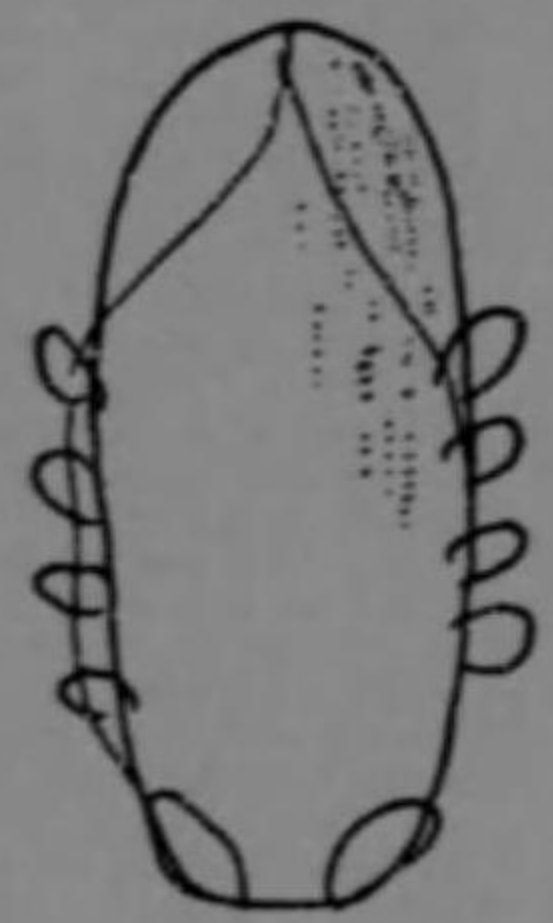
つたのであつたかとも思ふが、左には山館氏の談を誌しておく。

山館翁によると、舞臺四角に忌竹を建て、一方に大神宮をかざり、鬼門と裏鬼門の角に鐙笠を立て、支柱を建て、この兩笠の上に夫々太い注連を張り亘す(四本の支柱は、舞臺を隔て、對角に一直線になるやうに建てる)。この注連はあとで、鬼門の舞に、二人出て、舞ひつゝ同時に切りはなつのである。(三十三年の大乘會には、山館氏と父とが鬼門を舞つたと、秀仙氏が言ふ。)

四方に三駄づゝ米を積み、四方の忌竹に錢を下げ、又旗を吊した。これら、及水引幕に就ては、記録の方に細かい。角々に幣束を一本づゝ立てる。而して舞臺天井高く青竹を十字に渡し、是に天蓋を下げた。是は四尺直徑程のまるいもので、青竹をあんて綱の目にしたものと、是に、一尺長さの五色の紙に、觀音經の偈を、一枚に五文字づゝ書いたものを、幾枚も下げる。四十四枚、乃至百八枚下げるとも云ふ。又、五色の紙を刻んだものを、この綱目の上に載せておき、天蓋がゆるゝごとにひらくと飛ぶやうにした。千道はない。

この天蓋を大乘妙典とも稱したらしい。

江釣子家には今、三十三年の大乗會に用ひたといふ鬼門の注連と、八つ緒の草鞋とが保存されてゐる。又、舞に小木の棒を用ひたと言ひ、今長短二本づつ残つて居り、一寸直径の八角棒で、長いのは四尺、短いのが三尺程ある。



以下に採録し得たものは、明治八年舊八月の折の記録で、江釣子秀仙氏の御厚意による。伸四つ折、横綴、表紙とも三十六葉の筆寫本、他に二三の切紙をも参照し得た。

(昭和六年八月二十八日採訪)

附記

江刺郡羽田村、郷社出羽神社にも大乗神樂と稱する神樂があつたらしい。西角井正慶氏著、「神樂研究」の資料第二、同神社の項に、小田内通久氏藏「羽田村志資料」に據られたものとして次の記録がある。

一、大乗神樂 本社には普通祭式の外往古より傳はる故實祭式あり。陰曆六月十四日丑刻より行ふ儀にして五穀豐饒を祝する田植祭なり。定刻に到れば本社殿に於て二番の神樂を奏す。一番には宮靜、二番には神招なり。遠き昔は數番の神樂を奏せしといふも今傳はらず。神樂終れば、末社田神社前に篝火を焚き、祭員以下定席に就く。神職五穀豐饒の祝詞を奏し終れば、農夫と神馬出でて田植の體を

なす。神馬は木馬(頭胸部のみ)にして之を腹部につけ恰も跨りたる如し、注連をはつた菅笠を頂き、素襖をつけて進む。次に早乙女出づ。一人は前と同じく笠を頂き、扇を以つて田植の體をなす。一人は孕婦の裝をなし、飯櫃に赤飯を入れ、頭上に戴く。田圃に食物を運ぶ様あり。太鼓・笛の樂に合して社前を廻ること三度、後獅子舞あり。

尚、同記録の「大乗神樂番立」「宮靜之大事」(踏足之夏)は、下の夫々に引照しておいた。

明治八年  
八月吉辰

### 大乘會次第

日光山

艱

孝

### 大乘神樂舞本地順番

一舞臺人	二七ツ釜	三地割	四棟上	五庭靜	六初夜神
七狂言	八兩殿	九普勝	十七五三切	十一王ノ目	十二魔王
十三狂言	十四地讚	十五荒神	十六五大龍	十七湯引	十八帝童
十九笹結	二十藥師	廿一三番叟	廿二大乘下	廿三天王	廿四正足
廿五神拜	廿六神招請	廿七後夜神	廿八殿折	廿九岩戸開	三十金卷
卅一鬼門	卅二橋引	卅三法式有權現様			

何レモ舞ハ上ミ六寸ニモヨウベシ

一、江釣子の大乗神樂

附記 「羽田村志資料」による出羽神社のもの、次第は次の如くである。(「神樂研究」資料第二)

大乘神樂番立

- (一)工目は玉目か
- 一番七ツ釜
  - 二番地割
  - 三番棟上
  - 四番宮靜
  - 五番工目
  - 六番柳
  - 七番鑿下
  - 八番龍天
  - 九番普生
  - 十番地讃
  - 十一番荒神
  - 十二番七五三切
  - 十三番湯引
  - 十四番神稱
  - 十五番天王
  - 十六番神招
  - 十七番大乘遊
  - 十八番神拜
  - 十九番魔王
  - 二十番五大龍
  - 廿一番笹結
  - 廿二番岩戸
  - 廿三番鬼門
  - 廿四番橋引

二番七ツ釜

先二人立出、巡り、笹ヲ合セ、見合テ立ツ。云ナリ

ヤラ面白ヤ、第一ノ王子ハ何ヲ得トシテ靈ヲハ保玉フ。

我ハ是國常立ノ尊ニテ、天ヲ保チ玉フ。

- 第二 國挾槌ノ尊 水躰 國土
- 第三 豊斟浮尊 軍 草木 佛法

第四 泥土煮沙土煮尊 和歌

情ケ

第五 大戸道大戸邊尊 五穀

人間

第六 面足惶根尊 風躰

其禮

第七 伊弉諾伊弉册尊 夫婦

衆生

ヤラ面白ヤ 七神ノ王子達ノ御名ノリト受ケ玉ワツテ候。此神神樂始リシヨリ此方、年月六萬九千三百八十年ナリ。湯クラ釜神ハ喜ブ。ユクラカマ御釜ヲスエテ舞遊ビ玉フ

ヤラ面白ヤ、七神ノ王子達ノ御名ノリト受玉ワリテ候。千ハヤフル千ハヤノ袖ヲヒルカヘシ、千代ノ御神樂舞アソビ玉フ

云テ終テ、七人立合、扇ヲ開、右ヘ廻リ、本ノ所ニテ扇ヲ左手ニ取り、錫杖ヲフリ、三禮シ、四方ニミカクラヲ舞、末ニ扇脇拂ニテ引入ベシ。



三地 割 二人

先ツタ、ミ扇ニテ出立、向ツクハイ扇ニテ三度マワシ納メ、亦立、角チカヘニツクハイ三度、扇ヲマワシ、四方ノ角ニテ立納ム。  
次ニケン印ニテ立、無至不所ノ印、六印、六足、三ノ足、切タン調、次ニ天地ノ禮。末ニ御神樂ニテ入也。

四棟 上 四人ニテ

先扇ヲヒロケ、兩手ニ持、四方へ扇ヲ上ル事三度ツ、。後ロへ向へ、扇ヲ三度上ケ、亦右ノ如ク立向へ三度上ケ、扇ヲ左リ手ニ取、御神樂。

五庭 靜 一人鳥面ヲカブリ

先沓ヌキ、三禮、スマ廻リ、タ、ミ扇、居直リ、無至不所印、六印、六ノ足、三ノ足、切且調、ケン印、九曜ノ足、ツマヨネ。是ヨリ面ヲトリ、御神樂ハ大乘ノ下ナリ。

六初夜 禱 一人

ヲンヂヤウヂヲサシ、ザヘヲカブリ、刀ヲ指、面カフリ、先沓ヌキ、三禮、廻テ四明印、居ナヲリテ無至不所印、六印、六ノ足、三ノ足、切タン調、ケン印、左右不所ゴフシ、左内 縛印、四方切、魔王切、天地禮、二十四足、次ニトラ、物ミ、物キ、物バミ、次ニ九曜足、花米、終リ面ヲトリ、太刀舞如常、御ヂヤウヂニテ云フ

△サアテ山ノ神、貴徳大王徳ミサギ、上梵天地ノ誓願ニ依リ而、ヲンヂヤウヂヲハカタトス

△達摩清レイ法シ佛ハ葦ノ葉ニメシ國土三年修行シ玉フ夏モ 是モ衆生濟度ノタメ

△不動明王ハ身ニハ火焰ノエタギ、カウベニハライサンノ彌陀ヲイタヅキ玉フモ、是モ衆生濟度ノタメ 祈願文入

△サアテ此山ニ久シク出生シ玉フハ、況イハシヤ凡夫煩惱ノ惡業ヲ除シテギ玉フヤ

一、江釣子の大乗神樂

是ヨリ幣帛ニテ舞、末ヘニカダイギンカケル。神歌三ツ也。

八番 龍殿 二人出ル、ザヘ、面ヲカブリ、太刀サシ

(一)切且調か切  
亂聲か不明

出カ、リ、杵ヌキ、三禮、マハリ、立向、扇ヲ納メ、次ニ六印、三ノ足、切ラン調。  
次ニケン印ニテ廻リ、九曜ノ足、次ニ華米、面ヲ取リテ、次ニ五拍子ヲ踏、次ニ太刀舞如常。

九番 菖勝 神一人鳥面ヲカブリ

先出カ、リ、杵ヌキ、三禮、廻リテ扇ヲタ、ミ、幣帛ト一ノ所ニ置キ、拳切違立、知拳印、次ニ六印、六ノ足、三ノ足、切タンヂヤウ、天地禮、廿四ノ足、飛六印、引九曜、腰折テ左三度宛脇拂、扇幣、次ニ扇右手、左ケン印、次ニ扇幣合セテ持、何モ後生樂テ、末ヘニハ扇幣共ニ後ロエ越拂ヘ、禮ヲシテ入ナリ。

十番 七五三切 ザヘチカブリ、三人共ニ扇太刀ヲ持、五拍子ニテ出ル

先三人立向ヘ、舞終リ、チラシヲフリテ入ナリ

十一番 王ノ目 鳥面ヲカブリ二人

(一)ケンインカ

先杵ヌキ、三禮、廻テ立合、扇ヲ納、六印、六ノ足、三ノ足、切ランヂヤウ、ケイン、九曜足、華米、面ヲ取リ、扇錫杖持云下

△王ノ目ハモウテゾ。ノフボル今年モ、ナヲクル年モ、神ゾライセヨ

△皆人ノ懸ヲヤウヨキ王ノ目ハ、イザ我レカケテ千代ヲ榮ル 廻リ

△白ラ石ハ、以テゾ登ル今年モ、ナヲクル年モ神ゾライセヨ

△夢見セバ、アラミナ見セン、白石ハ、トガラカラガミ、八重ノシライシ

十二番 魔王 一人サイ面ヲカブリ、太刀ヲ指モノナリ

先舞臺懸リ、杵ヌキ、三禮、廻リ、扇ヲタ、ミ、次無至不所印、六印、六ノ足、三ノ足、切ラン調、一、江釣子の大乗神樂

不所拳シ、左内縛、魔王切、四方切、二十四ノ足、次ニトラ、物ミ、物キ、物ハミ、九曜足、花米、次ニ面ヲ取り上衣ヌキ、太刀舞如常也。

十四番地

讚

二人、ザヘノ上ニ鳥ヲカブリ太刀ヲ指、弓矢ヲ持、後ロニサス也

出懸リ常ノ如シ。右手ニ扇ヲ持、杵ヌキ三禮、舞ハ王ノ目ノ如ナリ。云フ

△抑モ大乘ヂウケンノ世ノ初メ、大千界ヲ給トシテ此地ヲ一度ニ踏人ハ、三千界迄タアタイナシトヘク

△抑モ佛法弘ル弘ノ字ハ、百戒戒ヲ持ト振リケル、ソラヨリシ、ヲノ雲晴テ、御ケンヂヤクノ玉ゾ振リケル

△抑モ梵天ノ守ハヤナカラシ、我モ神ノ御子ナレハ、神ノ前テ舞拵ブ、吾等カ拵ビハ花ゾガシ、花一ト本トハ三千界ヘ含ミシ花ヲハ手ニ持テ、開キシ花ヲハ笠ニキテ、花ノクギヲハツヘニツギ、メクレクトセイ至本尊、彌勒ノ淨土ニ參リタ

△抑モ淨土門ト申ハ、雨フラテ風タ、ヅ、ヌヅカナレヤ ソヨ ソヨ

△抑モ雲ノ上ノ天人ナ、霞ノ下ノチリヲハ、丸ホヤトラデヤ、誰ヤノ人ハ取ルベシ

△抑モムシヤオエニ書バ、タナベノ御太夫エニカケヤ、弓ニハ桃ノ弓ヲ張り、ツルニハ松ノ葉ト杉ノ葉ヨリア、ワセ、ツルニカゲ、矢ニハ北野ノ由デハヘダル四寸五分ノ内ノ射矢、是モ神ノ射矢ナレバ、惡魔ヲ拂フ寶ラニ。弓程ノモノモナイ  
是ヨリ後生樂、末ヘニ弓ニテ御神樂。

十五荒

神

一人、ザイ、トリチカブリ、但シ袈裟掛ル、幣四本腰ニサシ辰ナリ

先扇ヲ開キ、舞臺ニ入ル、杵ヌキ三禮、扇ヲ納、タン字ヲ打テハネチ四明印、右ヘマワリ定印切、次ニ幣立始メ、巳寅、未申、辰巳、戌亥、中ニ居ナリ、定印切、次ニ六印、六ノ足、廻リフミ、三ノ足、切ランチャウ、天地禮、飛六印、定印切、九ヨノ足、其ヨリ幣ヲ取ルニ、開扇ニテ、後生樂テ戌亥ヨリ辰巳、未申、巳寅ト取ル、四本ノ幣ヲクモテニ組テ四方ニ四度、車ヅカヘニシテ後ロニナゲ、  
一、江釣子の大乗神樂

タン字打ち、禮シテ入モノ也

十六番 五大龍

六人出ル、一人翁、一人ハ姫宮、弓矢ヲ持太刀ヲ指、四人ハ王子何レモザイ冠リ、太刀ヲ持、面ヲカブリ。

先ツ五ヒヤウシニテ出ル。東西南北ニ居スハリ、中ニ姫宮立テ居ル。

翁ハ幣ヲ持云フ

△ソモ、五天竺ニ當テ一ツノ國有リ、名附テ破提國ト申。一人ノ王ヲワシマス、御名ヲバ萬悟大王ト申也。五方ニ五宮ヲカマヘ、五宮悉女ヲ妻愛シ、四人ノ王子、一人ノ姫宮ヲ生シ給フ。四人ノ王子ハ一年ノ四ツ分ケ、所領ニユヅリ玉フ。末ヘノ乙姫ニユヅルベギ所領ナシ。是ニ依而四人ノ王子ハ姫宮ヲ中ニ取コメ、火水ニナレト責戦ケル。其故ニ權假川ノ水五色ニ變ジ、逆ニ流、王城ニ來リ、大王不思議ト思召所ニ、賢穿地神ヨリ使者トシテ、門善ニ告ケ玉ク、大王大キニ驚玉ヘテ、則門善ニ勅シ玉フ。門善ゴンカ川ノ水上ニ登リ見玉フニ、先太郎ノ王子ハ甲乙ヲ司リ、青色ノヨロイニ同ケノカブトヲ着シ、青キ幡ヲ七十二流アケ、ゴンガ川ノ東方ニ十万余騎ニテ扣立テ御坐ス。亦二郎ノ王子ハ丙丁ヲ主リ、赤鎧ニ同ケノ甲ヲ着シ、赤幡七十二流上ケ、ゴンガ川ノ南ノ方ニ十万余騎

ニテ扣立テ御坐ス。三郎ノ王子ハ、庚辛ヲ司リ、白キ色ノヨロエニ同ケノ甲ヲ着シ、白幡七十二流上ケ、ゴンガ川ノ西ノ方ニ十万余騎ニテ扣立テ御坐ス。四郎ノ王子ハ壬癸ヲ主リ、黒キ鎧ニ同ケノ甲ヲ着シ、黒幡七十二流上ケ、ゴンガ川ノ北方ニ十万余騎ニテ扣立テ御坐ス。五郎ノ姫宮ハ戊巳ヲ主リ、黄ナルニオヘノ腹卷ニ、黄金卷ノ長刀ヲタツサヘ、弓矢ヲ持、黄色幡七十二流上ケ、ゴンガ川ノ中央ニ十万余騎ニテ扣立テ坐ス。門善此由シ見ルヨリモ、四人ノ王子、一人ノ姫宮モシバラグ、スヅマリ玉ヘ、抑モ四人ノ王子モ姫宮モ、天孫ニ下生シ、我子ナラズト云フナシ。然バムツマシキ兄弟ノ中、何トシテ不和トナリ、軍ヲナスコイワレナシ

姫宮曰ク △門善云フ如ク、兄四人ノ王子達ハ、一年ノ四ツニ分ケ、所領トナシ玉フ。自ハ一ヶ月モ領セザル故ニ恐乍、兄達ニ弓矢ヲタヘシ、彼ノタ、カヘヲナシ候

門善曰ク △扱四人ノ王子モ、末ノ乙姫モ、意ヲスヅメテ聞給ヘ、抑モ一年トツモル月ノ數十二ヶ月ナリ、日ノ數三百六十日ナリ。春夏秋冬ト四節ニ分ケ、四人ノ王子ノ所領ナレ

一、江釣子の大業神樂

バ、姫宮ニ取ラスベギ所領ナシ。サリ乍、此門善カ申度聞給へ、先太郎ノ王子ハ、春三月九十日ノ内七十二日領シ玉へテ、土用十八日ヲバ此門善ニ給へ。二郎ノ王子ハ夏三月九十日ノ内、七十二日領シ玉へテ、土用十八日ヲバ此門善ニ給へ。三郎ノ王子ハ秋三月九十日ノ内、七十二日領シ玉へテ、土用十八日ヲバ此門善ニ給へ。四郎ノ王子ハ冬三月九十日ノ内、七十二日ヲ領シ玉へテ、土用十八日ヲバ此門善ニ給へ。  
○何レモ王子達ハナラヌト云ベシ。

△五郎ノ姫宮ハ、春夏秋冬ノ土用合テ七十二日ナリ。亦三年ニ一ヶ月ノ間有リ。是ヲバ、ケシヤウ分ニマイラスル。兄弟ノ中ヤワラゲ、弓矢ヲ袋ニ納、ヌキタル太刀ヲ以テ魔障ゴフブグノ爲ニ、千代ノ御神樂ヲソフシ玉へ

是ヨリ翁ハ入ナリ。五人五ヒヤウシ、ク、リ。末へニ太刀舞、如常。

十七番湯 引

十八番帝 童

カンザシ、女面ヲカブリ。

幕出ニハ 熊野參リノ下向トテ、エザサラ出テ若子舞フ

△エンヤラ。立メクレ〜。メクレバシナカ 猶マサル、面白シ ゴホゼイ

△エンヤラ。鏡ミロ〜。鏡ヲ見バシナカ ナヲマサル、面白シ ゴホゼイ

△エンヤラ。タモト取レ〜。タモトヲトレバシナカ ナオマサル 面白シ ゴホゼイ

△エンヤラ。鈴立〜。タテレバシナカ ナオマサル 面白シ ゴホゼイ

△エンヤラ。帝童ノ衣ノ袖ハ、ハイヤ廣ケレト、ツバムニアマル ハイヤ今日ノヨロコビハイヤ

一、江釣子の大乗神樂

ツ、ドン／＼チヤクスコチャンノ拍子三度。  
終り、是ヨリ舞ハ、大乘ノ下ト同シ。四ツ切、間ニ兩耳カキ、片耳カキ、車扇、四方切テ引入ナ  
リ。追欠ハ車扇ノ節出ルナリ。

十九番 笹 結 二人、笹持、鳥カブリ

翁出云

△抑モ天地開闢ヨリ以來、東西南北ト云方モナシ。増テ人間鳥類畜類草木ノ生モナシ。其  
時御ニタ神ミ、天ノ浮橋ノ上ニテ、サガ銚ヲ指ヲロシ、嶋ヤ有ルカト、カギマワシ見玉  
フニ、大海ノ底ニ大日如來ノ印文有リ。是佛法流布ノズインナリ。一ツ嶋出、アワヂ島  
ト號ス。此嶋ニ東西南北ヲ定シカ爲、須彌ノ四方ヨリ、增長天、廣目天、持國天、多聞  
天、天マ下リ、左リ東ヲ春ト號ス、右西ヲ秋ト號、向南ヲ夏ト號ス、背北ヲ冬ト號ス。  
此四方ヲ四季ノ四節ト號ス。此相海ニ住給フ御神ハ、本地田中ノ明神、女躰ノ姿ナリ。  
是則天照太神ノ御夏ナリ。扱公達ノ荒神引出ベキト唯今也。天長地久、國土安全、風雨  
順時、五穀成就、萬民豊樂ノ爲ニ、千代ノ御神樂ヲソウシ玉フ。

是ヨリ舞、初夜ナリ

二十番 藥 師 一人、鳥ト面ヲカブリ、幡ヲ  
腰ニ指、舞ハ庭靜ト同シ

先ツ面ヲトリ、藥師眞言四方へ唱へ、次ニ幡ヲ持テ舞ベクモノナリ。

廿一番 三番 叟 壹人、イホシヲカブリ、面モカ  
アリ、扇ニテ顔カケシ出ルナリ

幕出

△サア、上ミヲ見タレバ、賀茂ヤ桂ラ川、下ヲ見タレバ、近江川、中ヲミタレバ、愛染川  
トテ流レケル。サレバタノヤ。オサへ／＼ニ、トウヨウ コヨウ。昔シノサルコハ、マ  
アビヤウシニカマヘタ。イテタリ三番叟／＼／＼／＼  
云フニ手傳次第別紙ニ有之ナリ。

廿二番 大乘ノ下 壹人舞、鳥ヲカブリ、大  
乗ヲロシ念彼ノ段唱メシ

一、江釣子の大乗神樂

廿三番天

王

二人、壹人ハ天王、壹人ハ天帝、仕度ハザヘト面ヲカブリ、  
下ニハ白衣ニモヒヒキ、上ニハスロカケ袈裟、太刀ヲ指シ

(一)別に「牛頭天王舞次第」を題する四つ切四葉の切紙あり、奥書に、  
明治三十三年  
庚子舊三月吉日  
馬峰寺光詮

授與 示之

江釣子泰孝と誌す。但し是には舞の型のみ書きあり、即ち本文と参照してお。

(二)切紙によれば、以上の支度は天王のそれである但し是には「袈裟」なし、尙「今帝ハハツヒ、立ツケ着用也」あり。  
(三)「先舞齋カ

先出懸リ、沓ヌキ三禮、廻リテ降三世ノ印。次ニ無至不所ノ印、次ニ六印、次六ノ足、三ノ足、切ラ  
ンジャウ、普勝拳シ、内縛、魔王切、次ニ四方切、天地ノ禮、星招、二十四ノ足、水書ノ印、物見物  
聞物喰、九曜ノ足、花米、次ニ面ヲトリ、太刀舞如常。終テ八葉ヲカブリ云「ニナリ。

△唐土ノ虎ハ上ニマンタラ有、三界ノ衆生ハ心ニモドロ有。爰ニ五天竺ニ一ツ國有リ、名付テ原内國ト申也。天王ハ將運大王ト申、王子三人御坐ス。第一ノ王子ヲハ大歳大神宮ト申、第二ノ王子ヲハ小歳將輪ト申、第三牛頭天王是ナリ。然ルニ母ノ后キ懐胎シテ閣浮檀金ヲ千兩ノゾミ給フ。依テ九百九拾九兩迄調ヘ玉ヘトモ、一兩不<sub>レ</sub>足ニ依而、惡部嶋ノ金一兩加ヘ、千兩ニナシマヘラセケレバ、彼ノ金善惡ノ戰ヲナシケル故ニ、誕生シ玉フ王子六根不調ト生シ玉フ。母ノ后キ父ノ大王驚給ヘテ、北方ニ當テ巖屋有リ、此岩屋ニ押籠リ置玉フニ、彼ノ岩屋ニテ年月フル程ニ、七年ト申ス春ノ頃、花ゾノ山ヘ御行在テ、小弓アソビシ玉フ時、天帝ヨリ勅<sub>レ</sub>在テ、北天竺摩迦陀國ノ王舍城ノ大王商貴帝トナラセ給ヘテ、善現天居シテ蒙<sub>レ</sub>諸星探題<sub>レ</sub>天形星ト號ス。信敬ノ志シ深キニ依テ、娑婆

「リ」あり。  
(四)「無至」は「無所」とあり。  
(五)左内  
右外  
(六)四方切  
(七)物見の前に「次トラ」とあり  
以上切紙には、  
ヨマム毎に「次ニ」を冒頭す。

世界ニ下生シテ改テ牛頭天王ト號ス。頭ニ戴<sub>キ</sub>黃牛ノ面<sub>ヲ</sub>兩角尖ニシテ夜叉ノ如ク成ニ依テ、更ニ后キノ宮ナシ。後生ノ樂ミナカラント有リケル所ニ、虚空ヨリ瑠璃鳥來セ、  
嗔<sub>テ</sub>天王<sub>ニ</sub>曰ク、我ハ是天帝ノ使者ナリ。是ヨリ南海ノ沙竭羅龍宮ニ三人ノ姫有リ、第三ノ頗梨采女ヲ后キニ備ヘ奉ルベキト教ニ依テ、南海龍宮淨土ニ趣カントホツスル。彼ノ道遠遠ニシテ、八萬里程也。君、イマタ三萬里ヲ不<sub>レ</sub>過ニ、人馬悉ク嘯驥スル。是ニ南天竺ノ傍ニ一ツノ國アリ。夜叉國ト云。爰ニ高大ノ内表有リ。彼ノ鬼門ニ立寄リ一宿ヲ借玉フニ、饑食第一ニシテ門戸ヲ閉テハンベルトキニ、天王ハ尼<sub>ハ</sub>乏ク、舌ヲ彈シ空ク飯ル。是ニ千里ノ松園有リ、彼松林ニ壹人ノ賤女有リ、天王申シテ言ク、汝カ室宅有ヤ、シバラク休憩留セン、賤女カ云ク、我巨旦カ奴婢タリ。宿ハ少ニシテ局ノ内ナリ。是ヨリ東一里程去テ淺茅生原アリ。彼ノ曠野ノ中ニ莓<sub>モ</sub>黃生掛タル小家有リ、彼レニ行セ玉ヘト申ケル。天王其ヨリ東ヘ行セ給ヘバ、主答テ云ク、我貧賤ニシテ壹舛ノ米モナシ、併シ爰ニ一ツノ瓢ノ中ニ粟米納、幽ニ半器ニ不<sub>レ</sub>過、彼レヲ奉<sub>レ</sub>備ト申ケル。天王歡喜シテ座ス玉フ。蘇民粟米ヲ釜中ニ入テ剎那ノ内ニ煮熱シテ、奉<sub>レ</sub>椰<sub>ノ</sub>葉ニテ、天王喜ビ玉ヘ、御供ノ眷屬ニ一々配當シ玉フ。善哉、汝カ名ヲハ何ト云ゾト問セ玉ヘバ、サンゾロフ、

一、江釣子の大家神樂

我等夫婦ヲ蘇民將來ト申ナリ。時ニ天王、砂金千兩ハウゼ玉フ。其ヨリナンカイノシヤカツラ龍宮ヘ入ラセ給テ、頗梨采女ト合ミトノマツ交イ有テ、八王子ヲモフケ給ヘテ、三七余歳ヲヘ玉ヘテ、蘇民カ住所ニ飯宅シ、時ニ天王言ク、アレナル内表ノ主ヲバ何ト云フゾト問給バ、アレゴソ巨旦大王ト申。時ニ天王八王子ヲ引越、彼鬼門ニ入ラント欲ス。巨旦モ通化ノ者ナレバ、大キニ驚キ、被災難ヲノカレントテ、天ニ鐵ノアミヲハリ、地ニ盤石ヲシギ、四方ニ鐵ノツイヂヲカマイ、内ニハ宮殿ヲ作り、天カイ、ヨウラダ、華マンノ幡ヲ赤ク唯風ニヒルカヘシ、千人ノ名僧ハ大陀羅尼ヲ唱滿仕ケレバ、入ルベキ様ゾナカリケル。トキニ天王、阿尼羅、魔尼羅ノ兩鬼ヲ以テ、是ヲ見ニ、ケダイノ比丘深睡眠ニスツミ、大陀羅尼ヲ唱滿セザルニ依テ鐵細ノマトナル。其トキ天王、八王子ヲ引越テ、百千八眼ノ眷屬ハ、嗔意ノ鏡ヲ着シ、降伏ノケンヲ持、牖窓ヨリ乱入ル。天王ノ曰ク、我昔シ、此國ニ至シ時、此松林中ニ一人ノ賤女有リ、巨旦カ奴婢タリト雖モ、彼レ蘇民カ娘ナリ、我爲ニハ恩徳ノ人ナリ、彼女ヲ助ント欲テ桃ノ木ノ札ヲ削テ、寫ヌイニ急如律令文フムニ彈指ツ。彼ノ牒フダ、賤女杖中ニ収ム。然ニ此禍災ヲ除キルニ、天王ダン毒スイウシノ息ヲ吹カケ玉ヘバ、巨旦ヲ始十萬ノ眷屬、一萬ノ和合童子ニ至ル迄、皆破滅シケ

ル。彼ノ夜双國ヲハ蘇民將來ニイサセ玉フ。天王ノ御誓願ニ曰ク、濁世末代ノ衆生三毒ニ耽ツケリテ、煩惱増長シ、四大不調ニシテ甚タ寒熱ノ二病ヲ受ハ、牛頭天王部類眷屬ノ所行ナレト、汝カ子孫ト云ハ障礙ナスベカラズトノ御誓願ナリ。一夜ナレト御恩莫大ク是ヨリ今帝云ク

△抑モ謹請散供再拜クト敬白。其今帝ト申ハ、稻童米童トテ二人ノ今童イマコハンベル。稻童ハ母ノ后キニ添ヘ奉ル、米童ハ是迄御供申ナリ。其我君牛頭天王ト申ハ、大權薩埵靈太神ノ化身ナリ。今帝ト申ハ、本地蛭子ノ御前是也。然バ牛頭天王ツラク國土ヲ御覽ツルニ、虚空ニ八ツ日出照シ玉バ、水鉢モ熱湯トナリ、草木モカレ、増テ人間ノ煩フヲ限リナシ。時ニ天王ハ、八ツノ日ヲ射落サントテ、神通ノ弓ニ法便ノツルヲ掛、飛行ノ矢ニ八ツ目ノ鏡カムライヲ送り、先ツ東天竺ヨリ出照シ日ヲ射落シ御覽ツルニ、首ハ寅、胴ハ卵ニテ落チ參ル。是ヲハ取テ寅卯ノ守護神ト祝奉ル。南天竺ヨリ出照日ヲ射落シ御覽ツルニ、首ハ巳、ドウハ午ニテ落參ル。是ヲバ取テ巳午ノ守護神ト祝奉ル。西天竺ヨリ出照日ヲ射落シ御覽ツルニ、首ハ申、ドウハ酉ニテ落參ル。是ヲバ取テ申酉ノ守護神ト祝奉ル。北天竺ヨリ出照日ヲ射落シ御覽ツルニ、首ハ亥、ドウハ子ニテ落參ル。是ヲバ取テ



亥子ノ守護神ト祝奉ル。中天竺ヨリ出照日ヲ射落シ御覽ツルニ、變化ノ鳥ニテ落參ル。時ニ日神虚空ニ顯レ給ヘテ、和光ノ利益ヲ衆生ニタレ、衆病悉除シ玉フ。此鏡<sup>カミタ</sup>矢ヲ納ベキ山ナシ。今日ノ三聞神、九玉、王ノ左ノ脇ニ、色ケサシ計リノ山有、彼山ニ御ヂヤウジヲ納ベキヲ、今帝カ急度印テ參リソフロウ

從是天王

抑モ是太神宮ヘ來間敷ハ、天下不淨、内外惡神、短命不吉、水火ノ難、タ、ルミサギヲ皆本處ニ飯シ、殘ルミサキモタ、リヲナスベカラズ

從是今帝

其神法モ佛法モ鉢ニヘタテナシ。只一ツノ玉ヨリ火ヲ取り、水ヲ出カ如シ、炎ヨリ登ル煙リ、水ニタ、スム波<sup>ナミ</sup>ニ似リ。十王ニコトワルト雖モ眞實ヨリ起ル作法ハタ、一鉢、一心ヨリ起レリ。

從是天王

是ヨリ西ニ當テ彦根ヶ嶽トテ山有。彼ノ山ノ麓ニ大川有、名付テ見手倉川ト申ナリ。此水上ミニ一ツノ淵有リ、名付テ岩瀧ヶ淵ト申。彼淵ヨリ惡神カ、此所ニ崇<sup>タカ</sup>リヲナサント

流レ來リシテ、自ラ本處ヘ飯シ、其チリ取タカ今帝

從是今帝云ク

トクニトツテ參リ候ヤ

從是天王云ク

イシユモ取タカ今帝、此所ノヲツト役人、土民百姓、果實身取ノ上ニ、惡氣御崎ト成テ來ルヲ自ラ本處ヘ飯シ、其塵リ取カ今帝

從是今帝云ク

トクニ取テ參リ候

從是天王云ク

其儀ナラバ當酒故ヲ參スベシ。當酒故ヲ受ケ納ベキカ今帝

從是今帝

世ハ末世タリト雖モ、日月地ニ落玉ハズ、大川逆ニ流ル夏ナシ。冠古シト雖モ沓ニハダ禮義ナシ。沓新シト雖是ヲバ取テ下トナス。現世上下ノシルベニハ、今帝ニ給ハル盃ヲカエシギヲ申恐以テ參リ候

一、江釣子の大乗神樂

從是天王哥

西ノ海 千色ノ底ノミルワカメ

從是今帝云ク

是<sup>ゼ</sup>ブ心ロミテ 君ニ申サン

從是天王云ク

西ノ海 知色ノソゴノ鯉フナヲ

從是今帝云ク

ゼブ心ロミテ君ニ申サン

從是天王云ク

七龜ヤ 八龜ニ作り置タル古酒ヲ

從是今帝云ク

申サントテ造り置タル カメノ古酒

從是天王云ク

酒モロヤ 酒屋ノ子供 ダカ領ニ

從是今帝云ク

我ゴソ呑ヤ 神ノ子ナレバ

從是天王云ク

アヘヤ弓取玉へ今帝

從是今帝云

ヲカサタマワレ

從是天王云ク

アヘヤツルマギ玉へ今テイ

從是今帝云ク

ソライ タマイヤ

從是天王云ク

人知ズ ハタエニ結ブ 花ダ帯

今帝云ク

今ゴソ トゲル 神ノ御意

一、江釣子の大乗神樂

天王云ク

神代ヨリ着テ舞ソメシカラ衣

今帝云ク

肩ヲナラベテユレバヌケ候

是ヨリ御生樂ニテ、弓矢ヲ持、乍シ舞射ル也。

寅卯ヨリ巳午、申酉ヨリ亥子、御神樂ニ而納、退散也

已上

廿四番正足

一人ザヘ面ヲカブリ、太刀  
鉦ヲサシ出ルナリ

是ハ魔王ト同手次ナリ。但シ早拍子ニ舞。末ニ左ニ鉦ヲ持、右ニ太刀ヲ持、魔王タリ〜大六天ノ  
マヲタリト、カケゴヘシテ舞納ナリ。

廿五番神拜

二人ザイノ上ニ鳥ヲカブリ、  
四尺八寸鉦幣持

先ツ鉦ト扇ヲ持テ、クヅメキニ禮、右ヘ廻リ、亦左ニマワリ、鉦ヲ合<sub>左</sub>、三度禮、鉦幣ヲ置、定印切、  
拳印ニテ右ヘ廻リ、内縛印。外縛印。ヒシノ印、五大尊印、胎藏界印、八葉印、不動三種印、拳印ニ

シテ納。次ニ六印、六ノ足、三ノ足、切ランヂヤウ、ヨセトラ、九曜足、幣ヲ取り左右ニ三禮シテ  
同クチャウシニテ引入ナリ。

二十六 神招請 作法有

廿七番 後夜神 初夜ノ通り

右ハ別紙ニ御座候

廿八番 蕨折

三人、女ト翁ト山人、何モ  
面ヲカブリ出ルナリ

(一)この蕨折及  
次の金巻、橋引  
等は、帝童同様  
山伏神樂のもの  
が入つてゐるの  
である。

幕出云ク、姫

ヨフ〜イソキ行ク程ニ、ワカサノ里ニ付ニケル〜

△我モ二人ノ親ヲ持、年タゲヨワヘカタムグニ、キシノ下<sub>シタ</sub>エノ根無シ草ノ、輕キ御身ハイ  
タワリツキノ、カキリトナラセ玉ヘシカ、四方山ニ分ケ入り、蕨折ニ來リシカ、コゾ振  
一、江釣子の大乗神樂

リシ初雪モ、マダ消ノコリ見ヘケルカ、是モ流女ノ流レカヤ〜

△何トテカ我親ハ、老ノ波デモヨラザルニ、親トナリテハ子ヲ悲ミ、子ハ亦親ヲ思フトテワカサノ里ニ付ニケル、若サノ浦ニ付ニケル

△此ミナト、申セシハ、舟ハ有レ厄船人ナシ、セント有レ厄舟ハナシ、只スク〜ト立居タリ、タゞ、スク〜ト待居タリ

翁

△サアテケサノ アラシ、バクンハキシク候程ニ、川端、邊ヲ、トッナカムベクト存ジ候

△サアデ爰ニミメイヅク布、女郎ノ御姿カナ、丹花ノ口ビロヂンヂヤウニ、ミ妙ノマナジリコ耳有テ、傳聞カンノリフチン、ソドフリ姫、其ナシノエダウロフザニ、アメノシユソツノコトナラズ、今ミヤゴトハカヨヘナシ〜

姫

△サアテ是老殿ニ願度ノ候

翁

△コワ何夏カ仰セ候得

姫

△親ノ願ヲミテベクトテ、四方山ニ分ケ入、蕨折ニ來リシカ、舟一ト竿指越シテタビ玉ヘ

翁

△サアテ此セヲモ、若キイニシヘハ花ノイカタモノリクタシ、朝夕イドナンタルセラニハ候得共、今ハ年老ヘ、片ウテ片腰ヨワリ候而、尤叶フマジ、脇ノ若衆ヲ御頼候得

姫

△舟一ト竿指越而タビ給フモノナラバ、ゼイオフトノ、アカノ衣モ、ス、キ參ラセベク候程ニ、タ、一トサヲサシコシテタビ玉ヘノ

翁

△コワ實カノ

一、江釣子の大乗神樂

姫

△一ト竿指越テタバタマフモノナラバ、ゼイヲ殿ノ御心得ニモ隨ヘ參セベク候程ニ、タマ  
一ト竿サシコシテタヒ玉ヘノ

翁

△扱此湊ト申セシハ、荒シバクンハキシグ候程ニ、船中ニスンヅト御入候得

(一)嵐

△ア、舟ハユルヤラ心ハユル、トモテ指竿ヨシノ山、次第トニ岸ノ折間モヨリクルヤア  
向ノ岸ニ付ニケル

姫

△サアテ舟モナンナク付バ付デ候程ニ、見クルシユハ候得共、此ゼイヲカ居折ニ、スンヅ  
ト御入候得

翁

△亦ゼイヲドノニ願度夏ノ候

△コワ何事カ、仰セ候得

姫

△親ノ願ヲミデベクトテ、四方山ニ分ケ入、ワラビ折ニキタリシカ、兩七日七夜ノ御イト  
マヲタバタマヘノ

翁

△サアテ女心モ太<sup>フ</sup>レハ太<sup>レ</sup>レルモノカナ、夫花人ヲ待シト云バ、一年ヲ千年萬年ト云、先考  
ヘテモ御覽ゼヨ、日<sup>ヒ</sup>一日、二日、三日、四日、五日、六日、七日ヲフ久シユ候テ、尤  
モ叶マジ

姫

△兩七日七夜ハ叶ワズハ、タ、三日三夜御イトマヲタバ玉ヘノ

翁

△三日三夜モ聞度ソナヘ

姫

△傳聞、天竺ノ大天句ダニ、親孝行ト聞キハ、ミツノクノ御イトマモタバ玉フト承リテ候

一、江釣子の大乗神樂

タ、三日三夜ノ御イドマヲタビ玉ヘノ

翁

聞モマワセバ面白ヤ、イソカントイヘシ旅ノソラ、一シユモ早グイソカレヨ、サアテ三日三夜モスキ候ハ、カウマンカリサヅマ川ノホトリニ待居候程ニ、見クルシユハ候得共、此ゼイヲカ家居ニ、スンヅ〜ト御飯リ候得

姫

△ア、嬉シヤナ〜。親ノ願ヲミテベキ夏ノウレシヤナ〜

次ニ山人出、是老ニカケアヘアリ。

廿九番 岩戸開

五人出ルナリ

天照皇太神岩谷ノ内、猿出彦ト鹿嶋明神ハ岩戸口ニテ神拜シテ居、太刀柄雄尊幕ノ内居、翁云「濟後ニ兩神御神樂終リ入ル。其片タチカラ出テ戸ヲ開ク也。云々。夫ヨ天照太神靜ニ出、舞入者也、云夏ノ書ハ別紙ニ有之也。」

三十番 鐘

卷

二人 壹人女 壹人山伏

幕出

ヤウ〜急キ行ク程ニ、カネマキ寺ニ付ニケル

姫

△御マヘニ立タル女ヲバ、イガナル女ト思召「ノ候。忝ケ無モカマクラノ開山、伏ヤカ長者ノ一人姫ニテ候、日本國ヲモアラ〜片ノ廻リニモ、見メクリテ候。今夕傳聞ユラノ開山彼金卷寺ヲ今タミズ候、此度思立一見セバヤト存候。別當ノ御房ハ内ニ御坐シマスカナウ

別當

サン候、此御寺ト申ハ、サモタツトキ御寺ノ「ナレハ、女人參ン御寺ナリ。夫カラト、御飯リ候得

姫

△其貴御寺ノ「ナレハ、女人參ン御寺也、夫カラト、飯レトノ玉フカナウ

一、江釣子の大乗神樂

別當

〽亦夫ニカキラズ、五ツニ五ノフシキ有候程ニ、夫レカラト、御飯リ候得

姫

△其五ニ五ノフシキニトリテワ

別當

〽五ツノフシキニ取テハ、先男參厩女參ラズ。ヲン鳥カヨヘト女鳥カヨウヲモナシ、男鹿參レ厩女鹿參ズ、ヲフ木立ト女木立ズ、カレ木ニ花サケト實成ト云ヲモナシ。是ハ五ツノ、フシギニ候程ニソレカラト、御カヘリ候得

姫

△五ツノフシギモ候程ニ、夫カラト、カヘレトノ玉フカナウ

別當

〽亦ソレニカキラズ、七ツノフシギモ候程ニ、夫カラト、御飯リ候得

姫

△其七ツノフシキニトリテワナウ

別當

〽七ツノフシギニ取テハ、先、内陣ニ香ヲタゲト煙リノ外へ出ルヲモナシ、讀經ノ聲スレ厩姿ノ見ルヲモナシ。シヤグリナグシテ、内風ノスルヲモナシ。雨フレト、ノキハニツユノタ、ユルヲモナシ。除掃セザレト、大階ニ草ノハイルヲモナシ、池ノ鳥々ナニト掬ベト、聲タテル夏モナシ。カネ打人ノ見得ザルニ、諸行無情トヒマクナリ。是ハ七ツノフシキ候ホトニ、夫カラト、御カヘリ候得

姫

△七ツニ七ツノフシキモ候程ニ、夫カラト、カヘレトノ玉フカナウ

別當

〽亦夫ニカキラズ、其昔シ女人來テ、此御寺ニ參ラント云シ參リ、鐘ノ緒ヤシミ切、タチマチ邪身ニ成タル由ヲ承リテ候程ニ、夫カラト、御飯リ候得

姫

△我先ノ世ニ、何成因果ノモグヘ來テ、女ト生ヲ成ヲヨ、男百日ノ行ニテ參ルト承リ、女ノ身ナレバ千日ノ行ニテ參ルナリ。何ノヲロカノ候ヘシ

ア、ソレハ凡アレカクモアレ、參リテ金ヲバヤサントスル、トチコモラレテ、タチマデ邪身トナラバナレ、夫ハ凡アレカコモアレ  
 一ニ清淨法界ヘンマン、現當二世悉知成就ノ金ノヲニ、トチコモラレテ、タチマデ邪身百八ノ殊數、サラ、トヲシモンデ、イノラバ祈レ、夫ハトモアレカコモアレ、參リテ金ノヲハヤサントスル

打ナラシ金ニゴスヘノ夢サメテ 呵呬ノ二字ヲ聞ゾ嬉シヤ面白ヤ、夫ハ凡アレカクモアレ、參リテ金ヲバヤサントスル、トチコモラレテ、タチマデ邪身ニ成、幕ノ内ニ入ナリ

次ニ客僧出テ御祈禱有テ、她體現レ、キヤクソウト取合シテ引入者ナリ。

三十一番 鬼門

門

表テトラ二人出ルナリ  
 影ケトラ

壹番

先ツ六三舞臺入り、鉦ヲ立、鑼古印ニテ廻リ、次ニ外獅子印ニテ廻ル。次ニ内獅子印、次ニ内縛印、次ニ五大尊印、何レモ廻ルナリ。本地六三ノ足踏、切ランヂヤウ、ヨセ寅、次ニ星招印ニテ三度招ク。

(一)別に「鬼門次第」を題する四つ切七葉の切紙あり、奥書に「天王」のそれと「同様に誌す。本文この切紙にて異同を註す。

(二)舞臺エ入り  
 (三)ヨセトラ足踏

(四)シノビトラノ足左右ノ足ニテ……

(五)三度ツク六度

(六)ホゴヲトリ、ブタイ入ルナリ

(七)前エ入テ

(八)八葉ノ印ニテ定印切テ廻ル

(九)「六足、三足」の代りに、「六三ノ足」とあり

(一〇)シの字なし

(一一)「次鉦印ニテ廻ル、但シ……」ト挿入

(一二)中指ヲ合セ

次ニシノビ寅、左右足ニテ両方ヘ六度、次ニ切印ニテ廻、次ニ遊寅三度宛、次ニ九曜ノ足、花米、切印ニテ鉦ヲ取ナリ。

貳番

釜ノ前入り、八葉ノ印ニテ切廻ル、次ニ荒神六印、四明印ニテ廻ル、次ニ六足、三足、切ランヂヤウシ、切印ニテ廻リ、一方ヘ一度宛ナリ、常ノ六印也。次ニ九曜、花米切印ニテ鉦ヲ取り、舞臺ヘ入ルナリ。

三番

鉦ヲ立、四明印ニテ廻ル、但シ中指合、劔印ナリ。次ニ六足、三足、切ヂヤウシ、切廻リ、一度宛兩方ヘ二度ナリ。次ニ普勝コブシ、次ニ廿四ノ足、次ニヨセトラ、次ニ九曜足、花米、切印ニテ鉦ヲ取り、釜ノ前ヘ入ルナリ。

四番

釜ノ前ヘ出、鉦ヲ立、庭靜ノ手、印ランヂヤウ迄ハ如常、次ニ天ノ禮、地ノ禮、次ニ九曜足、花米切印ニテ、鉦ヲ取り、舞臺ヘ入ル也

五番

一、江釣子の大乗神樂



舞臺へ出、六三足迄ハ如常、切ランヂヤウ、次ニ魔王切、次ニ水書印、次ニ九曜、銚ヲ取り、釜ノ前へ行キ、中ヨリ戻リ、舞臺ニテ廻リ、亦釜ノ前ニ入ルナリ。

六番 五番ト同ナリ

七番

釜ノ前ニテ銚ヲ取り、劔印ニテ左右ニ三度、禮シテ、右ヲ立廻ル、次ニ六ノ足、四ツ踏、次ニ三ノ足如常、切ランヂヤウニ、切チヤウシニテ、銚カ、リ

先銚ニテ三度左ヨリ始、三度去テ亦右ニテアト三度禮シ、亦表ヘカヘシ、右手ニテ七五三ヲ打ツナリ。亦左手ニテ打ナリ。

但シ銚ヲ納テ

太刀ヲ貫右ヘカマイテ、アリセンバ、ト三度聲ヲカケル、七五三ノ前ニテ三度禮シテ、去テ足三ツ踏ミ、走りカ、ツテ七五三ヲ切り、即東門ヨリ舞臺へ入り、三度廻ルナリ。御神樂如常。但シ面ヲヌガズ舞ナリ。

已上

三十二番橋引

- (三)次ニ常ノ、六三ノ足
- (四)キリマワシ
- (五)「次ニトラヨセ足」と挿入
- (六)「次ニヨセトラ」となし
- (七)「切ランヂヤウ迄ハ如常」となし
- (八)以下終リ迄別に次の如く、「切印ニテホコヲ取り、アタイエ入り」
- (九)ホコカ、リナリ
- (十)ヌギ

三十三番權現 法式ロイ

三十三番ノ内

第一舞入 七狂言 十三狂言 十七湯引 廿六神招請 三十二橋引

狂言ノ數

寶	坪草	カダナ	三人舁	樽子	袖ノ澤	神圖	寺渡
出久平	座頭	盜賊	マメタ	地藏	門助	馬喰	スリコ

舞臺切筋作法

天龍ハ四尺三寸二分、上ノ青形ハ二尺二寸、青形ノ間ハ五寸三トナリ。上ケ卷ハ五色ノカギダレ、上ヘハ天根川トテ、頭ヲ二ツニシテ尻ヲ一ツ作り、未申ヲ頭ニシテ、丑寅ヲ跡ニ銚、後ニ三段ヲ飭リ、御備三膳、香花、燈明、酒水、向フニ天廿八宿、地ノ三十六禽、梵天ヲ立ル。釜ヲツリ、四門ノガダハ孔悉ク延、水引ハ五色、四方ニ横ニ繩ヲ張り、十二支十幹、四方角ニ水車、四方ノ中ニ天人カレウビン、登リ龍、下リ龍、羅門小幡ハ一、江釣子の大乗神樂

天龍ニ付、外ニハ青赤白黒ノ幡、屋根ニ付、ヒヂ掛米トテ、拾貳駄、四方ノ角ニ積也。  
錢拾貳貫、四方角掛ルナリ。

舞臺へ出、踏足之亘

先、履脱ト云ハ、天地和合義ナリ、巧扇ハ合掌ノ内ニ納、廻ルハ四方ヲ踏定タル所ナリ。  
扇ノ上方ハ一尺二寸、是ハ十二因縁即十二ヶ月ヲ表ス。六印ハ惡魔降伏ノ爲ナリ。六ノ  
足ハ六道自在満足ト觀念スル所也。三ノ足、天地人ノ三才、日月星ノ三光定メ、貪嗔痴  
ノ三毒、煩惱業障ヲ除クナリ。釵印ニテ天地ニ向テ廻ルハ、天上天下唯我獨尊ト觀念  
定タル所ナリ。外諸印圖ハ諸佛勸請ノ印ナリ。九曜足ハ九品ノ淨土ヲ定タリ。花米ハ諸  
神諸佛ニ供スル御初穂ナリ。幣串九束半ニ切テハ、神通ノ弓、飛行ノカムラ矢ヲ表ス。  
紙三曲ニ切ルハ、弘誓ノ三字ヲ表ス。中ニ七五三ツハメル夏ハ、天神七代、地神五  
代、天竺、大唐、日本ノ三國ヲ表ス。亦五幣ハ五躰ヲ表ス。ハサミタル所テ、即チ俱利  
伽羅不動形チナリト云云。

附記 「羽田村志資料」(神樂研究)資料第二中の記錄に、宮靜とあるのは、かの庭靜のことであつた

かと思ふが、「宮靜之大事」として誌されてゐるのは、實は舞の手の説明らしい。しかも必ずしも「宮  
靜」に限つた舞の手ではなかつたらう。とまれ前文と同様に誌してあるので、こゝに参照しておく。

宮靜之大事

先舞板ハシニテ二ツノ足踏事天地和合ト踏定タリ。

扇子 タマシ合掌印ノ内持テマツル東西南北ヲ踏定タル體ナリ扇子ハ十二因縁ヲ表セリ。

釵印 兩方ヘ三度ヅツ切手ハ惡魔降伏セシメンガタメナリ

六字印 變位踏時咒曰

ト唱ヘテ踏事ハ六道自在満足ト觀念セヨ。

三字印 申シテ三ツ踏事ハ内證ニ日天地人之三ツ日月星三光法報應身貧嗔癡三毒煩惱業苦ノ三ツ此儀

ニヨツテ三世ヲ踏定タル體ナリ。

釵印 一ニメ向テマワリ亦地ニ向テマワル事天上天下唯我獨尊現タル體ナリ夫ヲ以惡魔拂也。

九曜 九ツ踏事九品淨土ヲ踏定タル體ナリ。

米ノ手 テ三度禮スル事過去現在未來ト觀念シテ東西南北ノ四天王供タル體ナリ。

幣以舞 舞事ハ祓ノ幣ナリ此幣ノ内證ト者幣串根本ハ一尺二寸十二因縁十二神惱表紙三重タ、ム事

一、江釣子の大乗神樂

卷五五三字定假中三觀ヲ表七五三切事ハ天神七代地神五代ヲ表幣ニハカミ姿ハ九利伊羅不動ノ形ナリ垂跡ハ蛇蟠形ヲ表ス此幣一本ニ天地之間諸神佛三寶表奉請ナリ凡夫骨肉身ハ迷多ク覺リスクナキニ依テ汚穢不淨ニ至マテ惡魔惡神障碍セラル、ヲ取拂來世ノ衆生ヲ繁昌ナスベシ拂奉請體ナリ。

後夜神

先、クヅヌキ、三禮、廻リテ降三世印、居ナリ、無所不至印ニテ正面ヲ拜シ、次ニ六印、六ノ足、三ノ足、次ニ切ラン調、ケン印ニテ左右ニ廻リ、次ニ不所コフシ左ハ内縛 右ハ外縛次ニ魔王切、次ニ四方切、次ニ天ノ禮、地ノ禮、次ニ二十四ノ足、次ニトラヨセ、物見物聞物喰、次ニ九曜足、次ニ花米、次ニ刀舞如常。次御ヂヤウツヲ持テ云フ

(一)數珠のこと

△東ヨリ小松カギワケ出ル日ハ

西ヘモマワル コ、モ照ラシヨフ

△山ノ神 貴徳大王荒ミサギ

帝ノワギノ 十五夜ノ月

△タ、コ、バ、ヲ ナカドノセギト祝ヘ初メ

千代フル神ハ コゾ舞所

祈願之文

(一)難無タカ

△サアテ片手ノ御ヂヤウズ、天ニナンナグ地ニナンナグ納程ナラバ、守リノ宿トコ、ゾ護フ

△サアテカタテノ御ヂヤウズ、天ニナンナグ納ム程ナラハ、天ノ廿八宿モ今輪上王、玉躰安穩、天下泰平、國土安全、當國大守公御武運長久、トニハ當年、或ハ明年作モ、風雨順時、五穀成就、萬民豊樂トコ、ゾ守フ

△サアテ片手ノ御ヂヤウズ、地ニナンナグ納ム程ナラバ、地ノ三十六キンモ、今日ノ神樂願主

法中ナラ

院内安全、護法繁榮、如意吉祥、當檀家息災延命、火難消滅、疫病清除、諸願成就トコ  
コゾ守フ。

△サアテ十二神將ハ、利劍ヲフリ照明來サンハヂンテキラ拂ヘ給フヤ

一、江釣子の大乗神樂

是ヨリ御神樂、末ニ神歌ニテ、カダイギニ三渡引、幣ヲ三渡フリ、ヲワツテ鬼門之方へ交分と云く書テ幣ヲ立、奉修護身法イリマサマト云テ、ヂヤウエヲ切、幣之方ヲ拜シ、タエゴノ方へ禮シテ入者也。 已上

陸中國

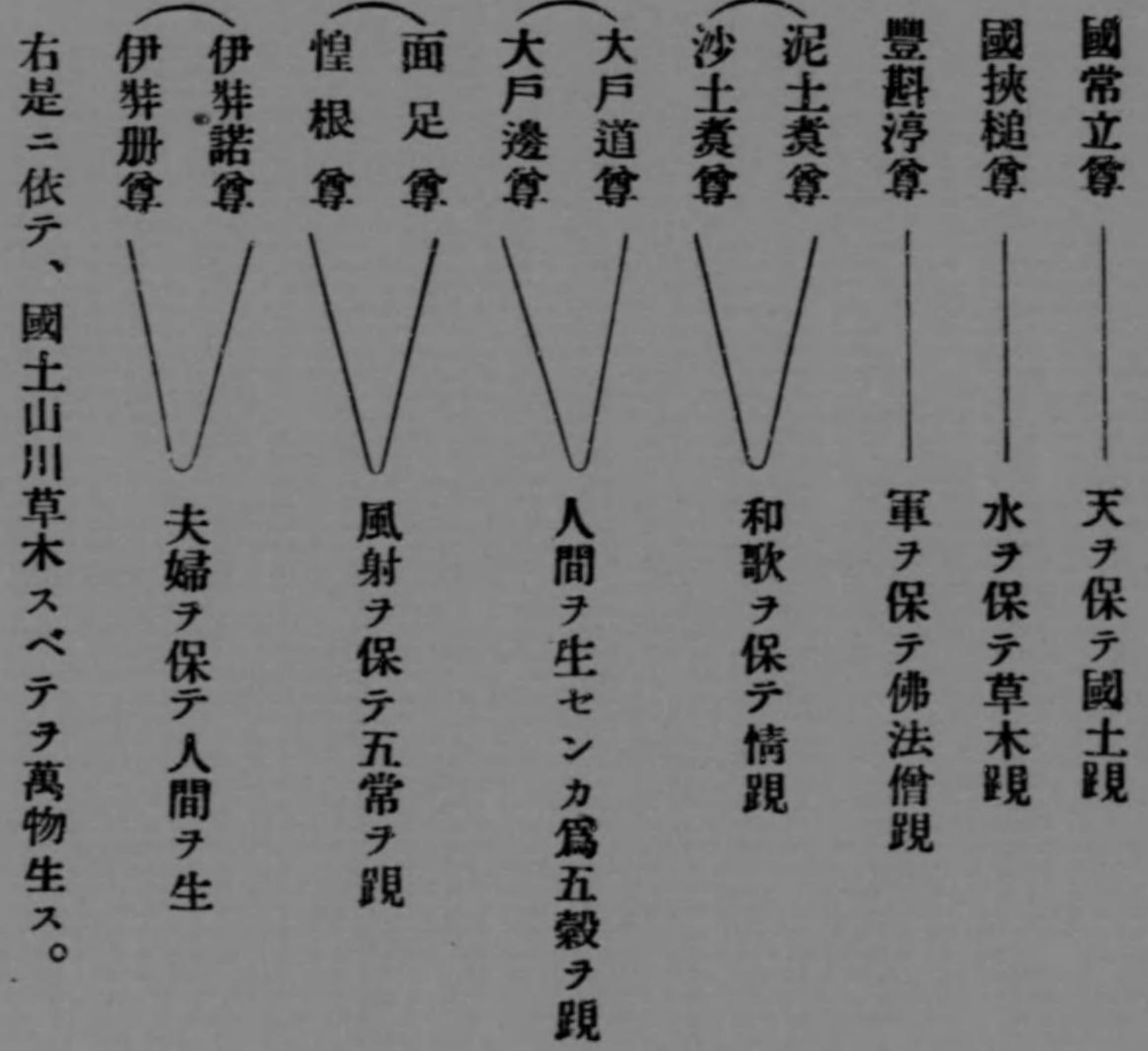
東和賀郡

下江釣子村

江釣子 幸 卯

(一)以下別紙に  
よる。

大乘神樂舞本地



一、江釣子の大乘神樂

地割 泥土煮尊 本地 日光菩薩惡キ土チヌステ

棟上 增長天 四節ヲ分ケ 持國天 四節ヲ分ケ玉フ

庭靜 國常立尊 本地小比叡權現 天ノ岩戸ノ前ヲキヨメルナリ

初夜神 降三世夜及明王 本地寶幢佛ノ跣也

龍殿 貴船大明神 本地 知勝佛十幹十二支ヲ初玉フ

普勝神 國挾槌尊 本地 八王子權現也 天ノ二十八宿地ノ三十六金ヲ跣スナリ

七五三切 六歳殺神 本地 千手觀音 夫ノ岩戸ニハイタル七王シテ切玉フ

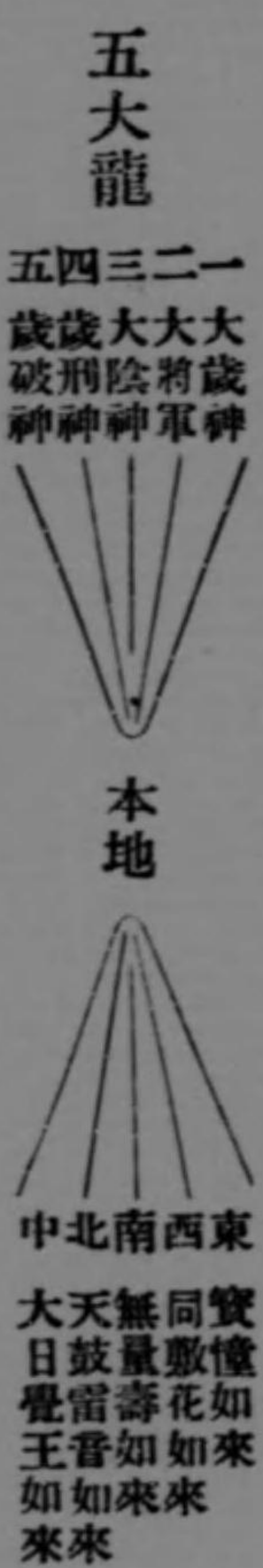
王ノ目 伊弉諾尊 本地 毘盧遮那佛 內宮外宮立初シ時加持シ玉フ

魔王降伏 金剛夜及明王 本地 天鼓雷音佛ノ跣也

地讚 八幡大神宮 本地 阿彌陀佛 魔障拂フタメニ神通弓ニ飛行ノ矢以テ舞玉フ

荒神 三面大黒ニシテ 本地 普賢菩薩 四方ノヒヤ掛ニ大龍キダテヤブラトスル時

此神ハ一ニ飢渴神、二ニ貪欲神、三ニ障礙神 信スルタメニ 幣ヲ立テ舞玉フ



笹結 天ノ御中主尊 本地 毘盧遮那佛

帝童龍女ニシテ 本地 師子音佛後世ノ孝ヲツムナリ

藥師 江文大明神ノ本地ヲ云也 山川谷嶽ヨリ惡水出玉フ其時瑠璃ノツボ子ヨリ藥ヲ出シ善水トナシタモウ

天王 天竺ノ諸運大王第三ノ王子ナリ

正足 大威德夜及明王 本地 惡マ外道ヲ切拂名ニ天ノ逆觀自在如來ノ跣レ銚ヲ以テ四方淨土ト舞

神拜 大戸邊尊 本地 定光佛 高天原ニテ幣帛ヲ以テ神ヲ拜タラ

後夜神 軍陀利夜及明王 本地 寶生如來ノ跣レ

岩戸開 天照皇大神宮中ニ引籠リ

戸口ニ猿田彦尊 次ニ大刀雄尊

一、江釣子の大乗神樂

異傳篇

鬼門關陰二神 本地梵天  
帝釋

熊野大權現木宮彌陀  
那智觀音

大乘ノ下加茂大明神 本地離勝佛

第二 陸前淺邊の法印神樂

## 淺邊の法印神樂

小 引

陸前登米郡淺水村大字淺邊の法印神樂は、もとあつた日高見流に、賀茂流と山口流とが合したものと傳ふ。(傳参照)今は舊正月二十日及舊十月二十日の白山神社例祭に演せられるが、その特殊な舞臺飾りに關しては、本文に誌しておいた。舞子の常装束は直垂に袴で、責はこの上に千早を着、又唐冠なども冠ることがあるといふ。「鬼門」「荒神」「八劍」の三番は、やはり極秘傳とされ、惡疫流行の折などの外は滅多に舞はぬものとされてゐる。次に収録の傳書は二階堂兵三郎翁の御厚意による。翁は今年(昭和六年)八十一歳であるが、神樂には二十一歳の時から携つて來られた。この傳書は、明治六年に翁が皆傳された折のものを、後更に人をして淨書させられたものによる。「神樂舞格抄天」「神樂説明書地」の二卷よりなり、「天」書の奥書には次の如く誌してある。

右

應請謹謄寫者也矣

權少講義 大澤 主守

號珠山

今茲明治三十有一歲次七月

日高見流神樂舞子

所有者 二階堂兵三郎

藤原清泰

生紙二つ折、和縦綴、縦六寸六分、横五寸、卵色厚表紙、「天」書は表紙を除いて本文四十三葉、「地」書は同六十一葉、夫々十行づゝ楷書にて美しく認めてある。

「天」書の目次は次の如くである。

神樂舞格鈔 卷一

岩戸事

神樂番數目錄

神樂舞格事

神樂抄 卷二

神樂傳來由緒之事

神樂抄

神樂太鼓唱歌

奥書

又「地」書の目次は次の如くである。

神樂説明書

御神樂舞格手巻

湯立ノ式

起請

太稜

奥書

このうち「神樂説明書」は、「神樂番數目錄」に説明の小書を加へたもの、又「御神樂舞二、淺邊の法印神樂



格手毘は「神樂舞格事」(振の名稱を書下しにし、所々に簡単な割註を施す)に、やゝ細しい小書を添へたものに外ならないので、こゝには夫々細しい方を取り、他は是と校照するにとどめた。

この舞は今尙傳承されてゐるのであるが、つひ實演に接する機を得ない。

(昭和六年三月探訪)

神樂舞格抄 天

神樂説明書 地

神樂傳來由緒之事

(一)登米郡上沼村、淺邊の北約二里、北上川の右岸。

夫古風ノ神樂ト申ハ、元東山ヨリ出テ、日高見流ト云ヘリ。往昔康曆年中、瀧澤道胤ト云フ者、西口ノ禰宜ヘ傳ヘ置ク所、終ニ修験ト成リ、不動院ト改メ、代々相傳トシテツタヘ侍リ。扱寛保ノ頃、上沼村妙覺院ヘ傳ヘ、西口流ト號鼻ト也。然ルニ其頃、京都加茂ノ生ニシテ峻疊ト云樂<sub>音</sub>人、東叡山ニ下リ、延享三年春、故在テ上沼村白旗山ニ來リ、于時良直、自海兩人隨身シテ、笛太鼓ノ唱歌ヲ學フ。時ニ峻疊西口流ノ神樂ニ元附、十ニ番ノ神樂ヲ傳フ。是ヲ加茂流ト稱ス。我朝ノ天ノ岩戸ニ効ヘ、鈿女ノ跡ヲ踏テ神慮ヲ二、淺邊の法印神樂

慰サメ、萬民ノ意ヲス、カシノ、己ニ光陰ヲ送ル事ヲ願フナン穴賢

明治六百年孟春吉日

藤原各舊

門人

藤原清泰

### 岩戸事

日本紀神代抄曰、夫發愠者謂當愠所謂發而中筋也、天石窟者天之陰室也、喻如世之石窟也、附陰氣極陽氣不得處マツクラヤミヲ云、日神閉居則謂今世之日食皆既也云云

禱者求也求日神出窟也、論語所謂揭々于上下神祇是也、諸神之中五神則爲其傑而專計盡可禱之法其方如何、一者思兼神以爲日之不出田天之未明也、故聚雞使鳴告東方已明、然則日必出矣、二者手力雄神以其膂力使之立戸側伺隙招開之、三者天兒屋根、太玉二神、鑄造明鏡繫之樹上而爲日象、於是太神意謂、窟外有別日出不復求我雖我不出入何患之、然

則太神受屈出亦必、四者鈿女巧作昌優手舞足踏、太神聞之而忿心自融化忿已則不可久居也、是時天照太神思召、吾聞石窟閉居程日本國常夜可成是不悲天鈿女命何噓樂歌舞踊躍哉、宣磐戸細明見給處、手力雄神側在御手取出奉、今神樂從是起也

明治六百年孟春吉日

神樂師

芳賀廣瀬

藤原各舊

門人

二階堂兵三郎

藤原清泰

神樂説明書

◎これらの説明は勿論殆ど近世の附會に過ぎないのであるが、一應の参考のため存しておいた。

表十二番

神代十二代ヲ表ス

神拜

伊非諾尊  
伊非冊尊

二神ヲノコロ島ニ上リ玉ヘテ、國ヲ開キ玉フ古風ヲ學ンテ舞フナリ

宮靜

大日靈尊

天照太神天ノ岩戸ヲ開キ、新殿ニ座サシメ玉フ所

初矢

猿田彦命

天孫降臨ノ片、諸部ノ諸神天ノ鬯弓、天ノ羽ノ矢持陪從セル片、サルタ彦ノ命ハ天孫ヲ迎奉、導キ奉ル様

魔王除

太力雄命

天照大神岩屋ニ入玉ヒ、天下常暗トナリ、邪神五月蠅ナセシカ、太力雄神ノ岩戸開キ出シ奉レルニヨリ、邪神共自ラ平キタル様ヲ舞フ

普照

細女ノ命

天照太神天ノ岩戸ノ片、神樂ヲ舞ヒ玉フ所

後矢

素盞男尊

尊、カラ國へ渡リ玉ヒ、蘇民將來夫婦ヲ助ケ、巨且ヲ征退シ玉フ様ナリ

二ノ矢

大山祇命

日向國笠挾ノミ崎ニ出サセ玉フ所ナリ

龍天

武甕槌命  
布津主命

武勇ヲ現シ玉フ所

弓劍

譽田別尊  
足長彦尊

兩神弓矢神八幡ト祭ラレ玉フ所

生束

天穗日ノ尊  
天雅彦命

天穗日命、若子彦高木命之ヲ奉シテ此土ニ降り、邪神ヲ掃ヒ玉ハント、其意ノ如クナラヌアリシ様ヲ舞フ

三種莊

素盞男ノ尊  
八咫蛇

素盞男命、八咫ノ大蛇ヲ退治シ玉ヒ、村雲ノ劍ヲ取返シ玉フ所

二、淺邊の法印神樂

岩戸

天照大神  
天照太神天ノ岩戸ヲ開キ出玉フ所

裏十二番

神代十二代ノ再表

天浮橋

伊弉册尊

天ノウキ橋ニ乗り、ヲノコロ島ニ上リ玉フ處

三穗浮船

大己貴命  
少彦名命

出雲國三穗ノ崎ニテ、少彦名ノ命ノ船ニノリ、來リテ逢ヒ玉フ所

注連切

武甕槌神 布津主ノ神  
武美那加多神

三神交ヒニ、武勇ヲ顯シ玉フ所

岩坂

天御中主尊

天地國土ヲフミワケ玉フ所

盤牛

盤牛太神

盤牛大神、四人ノ皇子ニ所領ヲ分ケ與ヘ玉フ、五郎ノ姫星ノ宮ヲタナヒキ合戰ヲ企テ、文前博士天降テ、五人ノ皇子ニ所領ヲ分ケ與フ

宇賀玉

保食ノ神

保食ノ神ノ御骸ヨリ成出タル穀物ヲ、天能大人取リテ、天上ニ昇リ玉フ遺風ナリ

六算返敗

大己貴命

出雲國杵築ノ社ニ在シテ、呪フヲ教ヒ、民ノ災害ヲ拂玉フ所ナリ

神寶

天ノ穗日ノ命

葦原ノ國ニ惡神來リテ妨ケテナシ、天ノ穗日ノ命出テ退治シ玉フ所

萬歲樂

大山祇命  
木ノ花咲耶姬命

天孫大山祇神ノ女、木花咲耶姬ヲ娶リ、御懷妊ナリタルヲ疑ヒ、共ニ盟ヲ立玉フノ遺風ナリ

邑雲

素戔嗚尊  
八咫ノ蛇

スサノヲノ尊出雲國氷ノ川上ニ至リ、ハマタノ蛇ヲ退治シ玉フ所

高千穂

彦五瀨ノ命  
磐余彦ノ命

神武天皇諸將ヲ從ヒ、部所日向ヲ發シ、行々土賊ヲ平ケ、和國ニ入り給ハセル様ヲ舞フナリ

笹結

崇神四道  
八洲ノ惡鬼大人

崇神天皇四方ニ將軍ヲ遣シ玉ヒテ、不順ノ者ヲ平定シ玉ヒ、天下大ニ治リタル様ニテ、四道將軍ヲ

二、淺邊の法印神樂

置玉ヒシニテ、是將軍ヲ置ノ我國始リナリ

表九番

九州ヲ表ス

淡路 伊豫 筑紫 紀伊 對島 隱岐 佐渡 大和  
是ヲ八嘉起元ト云フ。チノコロ島ヲ加ヘテ九州ナリ

大乘上

大和姫命

太神ノ御狀代トナリテ、朝夕八百萬神ヘ供物ヲ捧ケ奉仕ノ様ナリ

湯乙女

倭姫ノ命

垂仁天皇女、太神宮ヘ齋宮ニ立玉フ

大散供

天照太神

天照太神、保食ノ神ヨリ生産セル穀物ヲ天長田狹植シメ、秋ノ足穂ヲ太神等ニ新嘗トシテ捧ケラレタル様ナリ

荒散供

天照太神

五穀ノ種ヲマキ、天ノ安田、天ノヒラ田、天ノムラアヘハセ田

八重垣

出雲ノ大社ヲ云

大名主ノ命、イツモノスカ地ニ至リ、杵築ノ社ヲ立テ、百宮ヲ社ノ巡リニ垣トシテヲキ玉フヲ云フ

千道別

宇受女命  
嶺田彦太神

ニ、キノ尊天下リ玉フ片、チマタニ顯ハレ玉フ。ウスメ、其名ヲ問ヒ來ル所ヲ云フ

塵取

天津兒屋根命

日神岩戸出玉フ後、新殿ニ入ラセ玉フトキ、宮中ノ不淨ヲ掃ヒ玉フヲ云フ

柴折

磐余彦命  
稻飯命 三毛入野命

神武東征ノ片、須和津姫ヲ征伐シ玉フ遺風ナリ

伊吹山

日本武尊 東夷征伐  
ノ片

日本武尊、不破ノセキニ於テ、八咫ノ蛇ノ變身、伊吹山ノ毒蛇ヲ退治シ玉フヲ云フ

裏九番

三々九度ヲ表ス

羽衣

天狗神

神武天皇、高千穂山合戦ノ片、ミタムロノハタ飛來テ、ツイニアタコ山ノサコ神トアラハレ玉フ所ナリ

西ノ宮

蛭見命

二、淺邊の法印神樂

西ノ宮ニ移リ、海漁ノ業ヲシ玉フ所ヲ云フ  
船玉 綿津美命

綿津美神、フナ玉ト現ハレ、海路ヲ守リ玉フノ遺風ナリ  
山戸分 成務天皇角食ノ命

山河ヲ界シ、國縣ヲ判シ玉フ遺風ナリ  
獅子舞 火闌降命

ヒコホ、デミノ尊ニ誓ツテ神門ニ立玉フ處ナリ  
蕨折 山ノ神

ホノスツリノ尊、ウカヤフキアハセスノ尊ノ勅ニヨリテ、新殿ニ移リ、シツノメニ仰セテ、本ノ業  
ヲステ玉ハス、蕨ヲ折ラセ玉フ所也

拂散供 武甕槌命  
天ノツカヒトシテ、コヤネノ命、サカキヲ下シ、民ノ災ヲ除キ玉フ所ヲ云フ

龍神 豊玉姫命  
ウロクヅニ命シテアサリ玉フ所ヲ云フ

(一)番組には掃  
の字を書く

七福神 大己貴ノ命

七名、八千矛ノ神、顯國玉神、大國玉神、大國主神、大物主神、大名貴玉ノ神、芦原ノシコケ、此  
七名ヲサシテ云

五番 五方ヲ表ス  
大己貴命

三輪 大和國三輪ニ於テ、武兵、醫術、酒造リ、田作ノ祖神ト祭り、三ツノ社ト稱奉ル所ヲ云フ  
葛木 葛木山神

大和舞 大和國葛木山ノ神翁ト現ハレ、山神出テ柴ヲ折リテサ、クル体ヲ云フ  
大和姫命

翁男女 天照太神ノ齋宮ニ立チ玉フ所  
伊弉諾尊

高砂 八咫ヲ開キ、天地ヲ祭り玉フ所  
伊弉諾尊  
伊弉冊尊

ヲノコロ島ニ下リ玉フ体  
二、淺邊の法印神樂

三番

極秘傳

鬼門

速ッサノヲノ聲

荒神

神ッサノヲノ聲

八劔

武ッサノヲノ聲

表十二番

神代十二代ヲ表ス

裏十二番

同 再表

表九番

九州起元ヲ表ス 是迄三十三番ナリ

裏九番

三々九度ヲ表ス 但シ末ノ七福神、ウラ七神七數ニトル

七五三

五番

三番

秘傳

祀五十番

五十數ヲ表ス

(一)この行番組の方にはなし

御神樂舞格手毘

一神拜

神拜神談議

夫レ天ノ浮橋ヨリ天ノ逆杵ヲ指下シ見給ヘハ、杵ノ滴リ露トナリ、消テ淡トナリ、ケツ

シテ島トナル間、淡路島ト御名ツケ可然候

海原ヤ 杵ノ滴リナカリセハ、此迷ヒアル身トハ生レジ 次杵サキヲ合テ哥云

指下ス 天津御杵ノツユモヲシ、國トナラハヤ 聲ハアラメヤ

敷島ヤ 大和ノ國ノ人アトラ、思ヘハ芦ノ形ナリケリ

舞臺廻 右ニ扇、左ニ幣ヲ持、四方切、終リテ幣ヲ立置

三揖 兩手ノ先ヲ合セ、左右ヘキケ、正面ニテキリ

折居 正面ニ向ヘ、兩手ヲ八文字ニシテ反ス

二、淺邊の法印神樂

◎左の頭註は、「神樂舞格事」と校照せるものとす。尙便宜上、下の曲名に番號を附す。

(一)杵は鉾か

(二)「舞格事」のこの註にはたゞ「神拜ノ如シ」とあり。

(一)舞臺廻、か

片三筱

前三筱トモ云

右ノ手ヲ伸ヘ、舞臺廻シノ如ク正面ニ向テ天地ト上下シテ切

折居

丹治 兩ノ手ヲ横ニ合セ、前ノ程ニテ左右トムチリ、屈テ兩手ヲ開ク

拍手 左右ノ手ヲ十文字ニ組ミ、正面ニ向テ切

花結 左右ノ手ヲ胸ノ上ニ違ヒ、兩足ヲ違ヒ、左右ヘハナシ切

折居

兩三筱 後三筱用

左ノ手ヨリ始リ、前三筱ノ如クニシテ、四方切ヲ除キ、左右ヘキケ、正面ニ切、各三々九度

折居

三ノ足 左ノ足ヲ後ヘ踏、又左ノ足ヲ前ニ踏、三足フミ後ヘ匆ル、左右左三度

折居

島回 殊系島回

右ノ足ヲ左ヘ違ヒハコビ、右ヘ八足回リ

(三)割註「琴島回、梓ヲ取」

(四)割註「上下」

屈居 幣ヲ兩手ニテ横ニ持メ切

切替 幣ヲ兩手ニ持替ル各三度

塾居 正面ニ向テ、兩手ニテ幣ヲ卷、捧ケテ切、三度

幣卷 正面ニ向テ、前ノ如ク幣ヲ卷ナカラ三足進ミ、後ヘ匆ル三度

折居 兩手ニテ如常

鉾ノ手 左右ノ手ヲカケ幣ヲ立

神談議

切替 幣ヲ立、右ノ手ニテ幣ノ頭ヲ押イ、手ヲ揚ケテ切三度

浮木 幣ヲ横ニ持、互ニ浮沈ス

露手 右ノ手ニテ幣ノ頭ヲ携イ、手ヲ下ケテ切各三度

折居

九要 正面ニ幣ヲ立、左右ノ手ニテ幣ノ頭ヲ携イ、左ノ足ニテ三足踏ミ、足ヲ上ケテ切、各左右左三度

島廻 幣ヲ持如前

御神樂

二、淺邊の法印神樂

(一〇)割註「前同」

(九)割註「浮沈」

(八)割註「鉾ヲ立神代議」

(七)割註「幣ヲ持テ」

(六)「鉾卷」ニテ割註に「後ヘハナシ」

(五)割註「鉾卷三度」



二卷所 扇ヲ以テ三拍子立テ、扇ヲ右ヒサニ付テ右へ一回、又扇ヲ開キ目八分ニシテ右ノ手ニ持、左ノ方へ廻ル。次ニ鈴ノ手、右ノ手ニ鈴ヲ取り、左ノ手ニ扇持立テ一回

鈴手 右ノ手へ鈴、左ニ扇ヲ持、右へ一回、再拜、正面三足後へ、二足引、四方回

四方堅 扇ヲ向へ出シ、弓引ニシテ一方三足ツ、ニシテ

四方舞懸 鈴ヲ右ノ腰ニ付、左ノ扇ヲ十文字ニ折込ミ、正面ニ向テ三足ス、ミ、後へ二足ヒキ、四方

如此

前合 前ヲ合セ、扇鈴ニテ左右ヘキケル

後合 後ヲ合セ前ノ如ク

鈴合 鈴ヲ組ミ、扇ヲ左ノ腰ニ付

再拜 正面ニ向テ三足ス、ミ、後へ二足引、扇ノ上ニ鈴ヲオク

折居 如常

島回 右ノ手ヲ左ノ腰ニ置、右ノ足ヲ左へハコヒ、右へ八足回リ

二宮 靜

(一) 鈴手」の次に、「再拜」割註「三度」次に「四方回」割註「左右」書出す。  
(二) 割註「回」但し書きまされか  
(三) 割註「弓引」然しこれは「四方堅メ」の註さすべきを誤りしならむ。  
(四) 割註「扇ニテ三度」  
(五) 割註「扇ヲ」  
(六) 割註「回」

(七) 割註「四方切」

舞臺回 右ノ手ニ扇ヲ持

折居 片三筱 折居 丹治

拍子 花結 折居 兩三筱

折居 三ノ足 折居 島回

(八) 割註「三々九」

天地 左ノ手ヲ伸、左ノ足ト足ニ天ヲサシテ、左右左三度ニシテ、向へ三度進ミ、右ノ方へ横ニ二度足踏、本座ニ直リ、正面ニ手ヲ伸テ三足引、次右ノ手前ノ如シ。但シ左ノ方へ回、次ニ左右手ニテ前

ノ如シ

折居 如常

島回 如常

返敗子 左ノ手ヲ開キ、胸ニ付、又右ノ手、又左ノ手、各三度シテ兩手ヲ組ミ、左右三度キケ、又左右

左ト拂上ル

折居

供米 島回ノ如ク足ヲツリ、正面、後、右、左ト蒔

折居 島回

二、淺邊の法印神樂

(九) 割註「四方天地」

(九) 子は寅なり割註「三度」

御神樂

(一) 割註「三拍子」

二卷所<sup>(一)</sup> 扇ヲ持、立テ、扇ヲ右ノ膝ニ付テ右ヘ一回、又扇ヲ開キ、目八分ニシテ左ノ方ヘ一回、次ニ鈴ノ手三拜、扇ヲ前ニシテ左ヘ一回、次ニ扇ヲ體付ニシテ右ヘ一回シテ、次十文字扇

鈴手 再拜 四方回

鈴扇ヲ持、右ヘ一回

四方舞カ、リ

終、扇ノ上ニ鈴ヲオク

(二) 更に「折居」  
「島廻」とあり

三 初 矢

初矢神談議

夫レ千破ノ若子延皇子、身ニハ起請文ノ札ヲウチ、流ル、龍水ヲハタエノ衣トソシ、アマノフセヤノ中ノ間ニ、大上散供ノ床舞臺ニ、智恵ノ舞綱ヲ引ハイテ、一ト方ナラズノ神官ヲ進メス、マセ玉フ。誠以神妙ナリ。此レ志ニハ何ヲカ報セシ。遠路ノ人ニハ聞テノウラヤミ、又ツタ近フノ人ニハ見テノウラヤミ、萬人カ譽有、一人ノソシリナク、

自ラ祝セント誓ス。抑一ノ御誓願ト申ハ、天長地久、國家安穩ノミノリノ矢トテ納置、又ツタ二ノ御請願ト申ハ、當所安全息災延命ノミノリノ矢トテ納置、又ツタ三ノ御請願ト申ハ、難ナク納ルヘキ程ニ、汝テ諸願成就シタルト思フヘシ

舞終テ幣立ル哥云

幣立ル 爰モ高マカ原ナレヤ、集リ玉ヘ四方ノ神々 ト太鼓打云

舞臺回 扇ニテ四方切、三足迄如常

折居

(三) 割註「四方切、外三ノ足迄如常」

島廻<sup>(四)</sup> 正面ニ向ヘ、左右左ト足ヲ上ケ、左右ノ足ヲヒラキヨセテ、向ヘ足ヲ三足ツリ、列ル、又後ヘ向

ヒ、前ノ如クシテ足ヲツリ、本座ニ直ル

四方子 正面ニ向ヒ、ザイ切ヲシテ向ヘハネ、左右ノ手ヲ上ケ下ケシ、少シ伸ビテ後ヘ三足引、各三度

又後ヘザイヲ切ナカラハネ、又前ニ列ネ、十文字足ニ踏ニラミ、又引テ又向ヘ三足ス、ミ、子ヲニ

ラミ、右ノ手ヲ出シ、九字ヲ切、手ヲ返シ、嵐ニアテ、回ル

折居

(五) 割註「四方」

四方切<sup>(五)</sup> 初矢切

二、淺邊の法印神樂

花結ノ如クシテ切ナカラ回ル

折居 供米 折居 島回

御神樂

鈴手 右ノ手ニ鈴、左ニ太刀ヲ持如常

再拜 四方回(C) 太刀ニテ扇、ミカクラノ如シ

四方舞懸

四方堅 左ノ太刀ヲ振ナカラ右ノ方ヘ一廻、又右ノ手ニ太刀ヲ取、振ナカラ左ノ方ヘ

兩刀四方舞カ、リ

甲越 兩刀ニテ甲ヲ越回

散 左右ト太刀ヲ回シ、四方終テ太刀ヲ違ヒ置

折居 島回 カンタキ

幣操ヒラ

鈴手 右ノ手ニ鈴、左ニ幣ヲ持如常

四方舞カ、リ

(一)「再拜」の次に別に「四方回」と書出しあり

(二)割註「四方天地」

(三)割註「四方」

弓ノ手(三) 左右ノ手ニ幣ヲ取、左右上下ト操リ、又幣ヲ十文字ニ違ヒ、弓矢トシテ右ノ手ニテ扇ヲ開キ、

前ノ如ククリ、左ノ足ヲ右ヘ違ヒ、フツテ正面ヘ躬ハラヒ

弓納(三) 兩手ニテ幣一束ニ持、左右ヘキケ、左ノ足ヲ右ニフミ違ヒナカラ躬拂如此

兩手ニ幣ヲ取、天地ト操ナカラ回終テ

甲越 散

終テ幣ヲ正面ニ立ル

折居 島回

### 四魔王除

舞臺回(四) 扇ニテ

折居

島回(五) 如前、但捻子ノ如ク角ヲコヘ後ヘ引

四方子(六) 如前、但四方ニシテ前後九字ヲ切

折居 島回 四方切 魔王切ト云

(四)割註「四方切、外三ノ足迄如常」

(五)割註「四方」

(六)割註「亂子四方回」

二、淺邊の法印神樂

異傳篇

供米 折居 島回

御神樂

鈴手

再拜 左ノ手ニ太刀、右ニ鈴ヲ持

四方回 太刀左右キケ、ハネナカラメクリ、又脇ニハサミテメクリ、十文字ニテ舞カ、ル、初矢ニ同シ

四方舞カ、リ

四方堅 四方ニテ太刀振、カツキテ回、初矢ノ如ク太刀揃テ二回

兩刀四方舞カ、リ

身摺太刀曲也 足ハ後矢ノ太刀ナリ

御上樂

正面 兩刀前ヲワキニ付、十文字ニシテ三足ツ、ニシテ、後ノ方太刀サキヲクミ、正面ニ置、車太

刀ニシテハネル

脇刀 兩刀回り、又太刀サキヲ組テ三度アケ、車太刀ニシテ何(ウツ)後へハネル

車太刀

(一)この行次の如く。  
正面ニ向テハネル  
四方太刀回車輪  
(二)この行次の如く。  
脇太刀ニ向テハネル

右ノ方(ウツ) 次ニ又兩刀ヲ出シ、ワキへハサミナカラ回、太刀サキクミ、三度ヲ、キ車太刀ニシテ右へ向テ  
回太刀 次ニ又兩刀ニテ回り、前ノ如ク左ノ方へハネル、次ニ兩刀ノサキヲ組ミ、回り、同正面左へハネル  
ハネル

車太刀

左ノ方(ウツ) 次ニ兩刀ニテ回り、前ノ如ク左ノ方へハネル、次ニ兩刀ノサキヲ組ミ、回り、同正面左へハネル

車太刀

組太刀(ウツ)

車太刀(ウツ)

甲越

散 折居 島回

五(ウツ)普 照

舞臺回 扇幣ヲ持、三ノ足迄如常

折居 幣ヲ卷ナカラ置

三(ウツ)揖 三揖終テ

折居

(八)割註「四方切」  
(九)割註「外三ノ足迄如常」と  
こゝにあり。

二、淺邊の法印神樂

(一)割註「四方」

(二)割註「左右左」

(三)割註「三々九」

(四)割註「手ヲ垂」

(五)割註「三度」

クツシ(一) 島回 左右左

右ノ足ニテチラシ踏、廻リテ足ヲ上ル

卷上(三) 天地 前ノ如シ、右ノ足ニテチラシ踏、廻リ、手ヲ上ケ、宮靜ノ如シ

九要 左ノ足ヨリ始、如前

普照拳(四) 右ノ手ニテ袂ヲミキリ、卷ナカラ右ヘ廻ハリ、左右左各三度

普照切(五) 左ヨリ始、手ヲ前ニ出シ足ヲ違ヒ、横ニ左右左行、又足ヲ違ヒ、前ヘ目八分、横ニシテ、上下

シテ、次第ニ足ヲ直シ、正面ニ向テ切、後ヘ引

廿四ノ足 三方

両手ニテ袴ノ前ヲツバミ、正面ヘ四歩、モトツテ四歩、右ヘ四歩、モトツテ四歩、又左ヘ四歩、戻テ四歩

拔足(六) 兩足ヲフミ違ヒ、屈テ又右ヘ踏違ヒ、又左ヘ踏チカヒ、左足後ニテ二足フミ、向ヘ踏出ス

御上樂

應脇拔(七) 右ニ扇、左ニ幣ヲ持、左右ト四方ヘ拂ヒ回シ、本座ニ至リヒツカムリ回、正面ニ向ヒ幣ヲ三

ト卷、次

(六)割註「左ノ膝ヲ立テ居ス」  
尙拔は祓であらう。

(七)割註「四方」

(八)割註「四方」

(九)割註「四方」

(一〇)割註「四方」

(一一)割註「四方」

幣招(八) 幣ヲ兩手ニテ持、ナ、メニシテ應脇拂ノ如ク左右ニキケ回、本座ニ至リテ前ニ回リ如此

切替(九) 幣ヲ左右ノ手ヘ左右左三度持替、正面ニ向ヒ幣三度卷、ヒツカムリ如前

幣擔(一〇) 左右ノ手ニテ幣ヲ擔キ、左右ヘキケ回、本座ニ至リ前ニ全シ

鉞建(一一) 幣串ヲ立テ、左ノ手ニテ幣ノ頭ヲ押ヒ、右ノ手ニテ扇ヲ開キ持ツ、ワキ拂ノ如ク回、本座ニ至リ

前ニ同シ

天中 幣ヲ兩手ニテ持、正面ニ向ヒ右ヘ天ト引、左ヘ中ト引、後ヘ回リ

地中 右ヘ切ト引、左ヘ中ト引、正面ニ回リ

甲越

散(一二) 片散ニテ、幣正面ニ立

折居 島回

六 後 矢

後矢神談議

抑天王ハ、龍宮ヘ渡ラセ玉フニ、御天竺ニ一ツノ國在リ、名ヲハ夜叉國ト申、彼鬼王ヲ

二、淺邊の法印神樂

(一二)の行なし

名ツケテ巨旦大王ト申、天王宿ヲ乞玉フニ戸ヲ閉テ通サス、爰ニ一千里ノ松ノ藪在、蘇民將來老人夫婦、天王ニ宿ヲ奉ル、是ヨリ巨旦ヲ退治射拂ヒ、夫ヨリ蘇民ニ二六ノ秘文ノ授玉ヘ、是ヨリシユンヨウト云フ一ウチニ一千里行ク舟車ニ乗ラセ、即チ龍宮ヘ至ントス。依之天下ノ不生内外ノ惡神、出火盜賊ノ難ナリトモ、自ラカ神通ノ弓ニ飛行ノ鏡ヲ以テ射拂フヘシ

コンテイカクタキ 弓矢持參

夫レ我君天王ノ身ウチニ稻童、米トフトテ二人ノ昆弟侍リ、稻童ヲハ母后キニ指添、天ノ堅メニ定置、米童ト申ハ地神ヨリノ使ヲ給ハリ、物ノ具ヲ以テ此迄御供仕ナリ

次孟持參哥云

萬代ノ神モヨクノ聞シ召セ、御衣洗河ノ清キ水酒

西海、千尋ノ底ノミルワカメ、笑ム心ニ君ニ參ラス

舞臺回 扇ヲ持

折居

島回 散踏、普照ニ全

(一)割註「四方切外三ノ足迄如常」

(二)「崩シ島回」

登上 天地 散踏、普照ニ全

折居

禮子 (三) 正面ニ向ヘ甲ヲ切、向ヘ三度ハネ、少シ伸ヒテ後ヘ引「三足、甲ヲ切ナカラ後ヘ二足ハネ、次足ヲ違ヒ子ニテ向ヘ三足進ミ、後ヘ引「二度シテ、三度目ニ向ヘ右ノ手ヲ出テ初矢ノ如シ

(三)割註「九字切」

折居

供米 四方

折居 島回

御神樂

鈴手 再拜

四方回 扇ノ如ク太刀前ニテ左ヘ回ル、次ニワキニ挾サミ刀三度フリ、早く回リテ十文字ニ舞カ、ル

四方舞カ、リ 兩刀初矢ノ如シ

四方堅 左太刀三振、回テ又右太刀三度フリ、ワキニハサミ、互ニフリ、右ヘ回

四方舞カ、リ 身摺太刀 甲越

折居 島回 カン代キ

(四)「カン代キ」及次の「コンテイ」の項の代りに、「昆弟」とあり、割註「弓矢、カンタキ、鏡子、土器、神哥」

二、淺邊の法印神樂

コンテイ 持出舞臺一回シテ弓矢ヲ君へ捧ケナカラ持參

御上樂

應脇拂 右ノ手ニ矢、左ニ弓ヲ持、前ノ如常

弓ノ手 本座ニ至リ、弓矢ヲツカヒ、正面ニ向テ三度、招キ足ヲ五歩ニシテ矢ヲ放ツ

甲越 終リテ弓ヲコンテイへ渡ス

折居 島回

コンテイ

弓納 弓弦ヲハツシ如常

七二之矢

舞臺回 無崩ト云

扇ヲ持、四方切

折居 島回 初矢ニ全シ

天地 宮靜ノ如シ

(一)割註「回」

(二)割註「四方  
天地」

(三)割註「御神  
樂」

(四)割註「切拍  
子、外三ノ足迄  
如常」

(五)「崩シ島回」

(六)カンタキの  
文記載なし、狂  
言であつた故か  
(七)「太刀手玉」

折居 島回 返敗子

折居 島回 カンタキ

太刀手 神ヲ取ル、腰ノ太刀佩ヲホトキ、太刀ノ鞘ニサヒツキタル体

御神樂

鈴手 再拜 四方回

四方舞カ、リ 終テ太刀ノ上へ鈴ヲオキ

折居 島回

八龍 天

舞臺回 左右ノ手ヲ組

折居 島回

捻子 左右ノ足ヲ違ヒ、左ニ運ヒ、ザイヲ切ニ如此回

折居 島回

御神樂

二、淺邊の法印神樂

鈴手 右ニ鈴、左ニ太刀ヲ持

再拜 四方回 四方舞カ、リ如常

御上樂

折手<sup>(一)</sup> 右ノ手ニ太刀ヲ持、左ノ手ヲタレ三度招キ、太刀ヲ左右ヘ振り、後ヘ向ヒ目八分横ニアケ引カム

リテ又後ニ向ヒ、前ノ如シ

掃太刀<sup>(二)</sup> 双方太刀ノ先ヲ伸ヘ、両手ニ取り戴キ、潜リナカラ一回シテ足ヲクハル、又頭太刀ヲクハル

甲越 太刀ノミネニ手ヲカケ、甲越終リテ一人ニ太刀渡ス

散 折居 島回

九弓 観

弓劍カントキ

千早振神ノ鳥井ニ弓ハリテ、向フ矢先ニ惡魔來ラシ

舞臺回<sup>(三)</sup> 右ノ手ニ扇、左ニ弓ヲ持

折居 島回

(一)割註「四方」

(二)「劔太刀」  
と誌し、割註曰  
「三度」尙次に  
「太刀潜」とあり

(三)割註「四方  
切、外三ノ足迄  
如常」

屈居<sup>(四)</sup> カントキ終テ左ニ三度、右ニ三度、左ニ三度、一足ニ劔ル

御上樂

折手 弓手<sup>(五)</sup>

甲越 龍天ニ全

散 龍天ニ全

折居 島回

十生 束<sup>(六)</sup>

天雅彦言

夫レ天雅彦命トハ我事ナリ。唯何事モ某ニ御任セ候ヘキヤ

外道 先外道出テ踊ル

責 アメノホヒノ命出テ、ランチャウヨリ子マテ踏ム

マキラ<sup>(七)</sup>

小責<sup>(八)</sup> 天雅彦出テ、終テ外道計リ

二、淺邊の法印神樂

(四)割註「三々  
九度」尙次「カ  
ンタキ」と項を  
設ク

(五)割註「四方  
天地」

(六)割註有、「切  
拍子」

(七)「魔鬼等」と  
あり

(八)次に「カン  
タキ」とあり、  
割註曰「曲舞」



追討

十一 三種莊

瓊々尊云

夫レ唯今三種ノ神器ヲ莊政所ニ、岩長姫八咫虵ト生ヲ替、是成寶劍ヲ奪取、アレナル窟ニ閉籠、寶劍無テハ罔治リ難シ、素盞鳥ノ尊ハ無カ、出々取反シ玉ヘヤ雄尊云夫レ素盞鳥尊トハ我事ナリ、唯今自カ大通ヲ以テ彼窟ヲ引クツシ、岩長姫ヲ引出シ、寶劍ヲ取反ン事、唯ツ今ノ中ナルヘシ

三種莊 瓊々杵ノ尊三種ノ神器ヲ持出テ、三ノ足迄舞入ル

岩長(一) 岩長姫、幣ト鈴ヲ持出テ舞臺ヲ回リ、岩屋ニ籠ル

瓊々杵(二) ニ、キノ尊出テ

責(三) 進出テ

岩碎(四) イハヤヲ碎キ引出ス

退治 寶乃ヲ取カヘス

- (一) 割註「寶劍取」
- (二) 「瓊々杵カシタキ」
- (三) 「責カシタキ」
- (四) 割註「鬼女」

十二 窟 戸

抑天神十二代者、先天神七代、第一ニ國常立尊、第二國狹槌尊、第三ニ豐斟淳尊、第四ニ泥土煮尊、沙土煮尊、第五大戸道尊、大戸邊尊、第六面足尊、惶根尊、第七伊弉諾尊伊弉册尊、是天神七代ノ御神也。地神五代者、第一太日靈尊、第二忍穗耳尊、第三瓊々杵尊、第四彥火々出見尊、第五鷓鴣尊不合尊、是地神五代御神也。然ルニ天照太神ノ御兄弟、日讀、月讀、蛭兒、素盞鳥、御心猛シキ故、日ノ光ヲ取テ天ノ窟戸ヘ閉籠セ玉ヘハ常暗ト成テ晝夜ノ分チモナシ。然ルニ思兼ノ命、大ナル木ヲ渡シ、長鳴ノ鳥ヲトメ、時ヲ作ラセ、晝夜ノ分チヲ知トカヤ。是本朝鳥井ノ始リ也。然ルニ八百萬ノ神、岩戸ノ前ニテ神樂ヲ奏シ玉ヘハ、太神面白ク思召、窟ヲ少シ明見玉ヘハ、アラ面白ヤト、太力雄ノ神、日ノ神ヲ抱キ出シ玉フ。則チ紀伊國日懷ノ神社是ナリ手力雄云夫レ太力王トハ我夏ナリ。押モモ押サレス、引ニモ引レス、アララソソシノ天ノ岩戸ヤア、

常夜來 天照太神、鏡ト鈴トヲ持出テ、回リナカラ岩ヤニ入ル

二、淺邊の法印神樂

序讀 思兼ノ命出テ、カンダキ終テ入ル

神歌 宇受女命出テ千代ヲ舞フ

安河 天ツコヤネノ命雨ヲフラス。太力王出テカンタキヲ云フ

窟戸關 天照大神岩戸ヲ出玉フ

十三 天浮橋

舞臺回 扇幣ニテ出

折居

浮木 兩手ニテ幣ヲ横ニ持、上下シテ切、幣ヲ立オク

折居 島回

祝子 左ノ手ヲ目八分、横ニ上、右ノ手ヲ乳ノ下ニ立オキ、阿吽ニカマヘ、向ヘ三足ス、ミ、右ヲ上、

左ヲ下ニ直シ、左右ト引如此

向エ切 左ノ足ヲ右ヘ踏違ヒ、左ノ手ヲ前ニ出シ、横ニ行、左右左三度シテ正面ニフリ出シ引、普照切

ノ如シ

(一)割註「御神樂」

(二)割註「八百萬神」

(三)割註「太刀雄岩戸ヲヒラキ」

(四)割註「四方切」

(五)割註「三度、外三ノ足迄如常」

(六)割註「四方」

八橋 手ヲ前ニ出シ、足踏上下三度招キ、手ヲ胸ノ邊ニ横ニシテ引、左右左三度後ヘ回り、前ノ如ク

折居 島回

御神樂

兩扇子 ヒラキ扇ヲ兩手ニ持

四方拜 一回シテ四方ヘ再拜ヲスル

四方回 四方舞カ、リ 四方拜

折居 島回

十四 三穗

大己貴云

夫レ大己貴ノ命トハ我事ナリ。海上ハルカニ見下シ玉フニ、御船ヲ爰ニヨセ玉フハイツレノ神ニテ候ソヤ 少彦名云

夫高皇產靈ノ皇子、少彦名ノ命ニテ候ナリ。イザノ君ニアイ奉リ

八千戈 大己貴命、扇、鉾ヲ持出テ舞臺ヲ回ル、少彦名命、幣ヲ持出、カンタキ終テ鉾ト幣伸ヘ、互ニ

二、淺邊の法印神樂

(七)割註有「貴ノ大鼓ニテ」

持

御上樂

鉾掃 (二) 双方鉾ノ先ヲ持イタ、キ、一回シテクバル

甲越 折居 島回

十五 注連切

舞臺回 (三) 左右ノ手ヲ組

折居 島回 捻子

折居 島回

御神樂

鈴手 (三) 再拜 四方回

四方舞カ、リ

御上樂

折手 勿太刀 掃太刀 (三)

(一)「鉾掃、」  
とあり、割註曰  
「頭バカリ」

(二)割註「四方  
切、外三ノ足迄  
如常」

(三)以下、御上  
樂までなし、脱  
したるか。

(四)「掃太刀」  
とあり

甲越 散 折居  
島回 十六岩 坂

舞臺回 (三) 扇、鉾ヲ持出

折居 鉾ヲ兩手ニ持

鉾卷 (三) 鉾ヲ兩手ニ持、卷ナカラ前ニ三足ス、ミ、後ヘハネル

折居 島回

天地 (三) 左ノ手ヲ前ニ立、右ノ手ヲソヒテ地ヲサシテ、右ノ足ヲ踏、身ヲ浮沈ミス。左右左

走り (三) 右ノ手ヲ上ニシ、左ノ手ヲ下ニシ、左ノ方ヘ揃行リ返敗子ノ如シ。左右左

塚 (三) 左ヘ一足、向ヘ三足、横ヘ三足、左ヘ二足ト、二十四ノ足ニ似タリ

拔足 (三) 屈

御神樂

鉾手 再拜、幣ヲ兩手ニ持、右ニ構ヘ、左ニ構

二、淺邊の法印神樂

(五)割註「四方  
切」

(六)割註「外三  
ノ足迄如常」

(七)「踏分天地」  
と書ク、割註曰  
「各三度」

(八)割註「各三  
度」

(九)割註「四方  
ヲ回」

(一〇)割註「座ス  
ル」本文「屈」は  
「座」の誤りか。

(一)割註「銚子  
横堅ニシテ」

四方回  
四方舞カ、リ

(二)割註「四方  
へ行」

四方拜 銚子回シ、十文字ニシテ  
甲越 散 折居 島回

十七盤 牛

父大王云

夫レ父大神トハ我事也。唯今四人ノ皇子ニ所領ヲ分テ參ラスヘシ。先東方ノ太郎ノ王子ニハ甲乙子卯ノ號、春三月九十日ヲ領主シ玉フナリ、其ノ地ノ廣サ一萬八千里ノ國ナリ。其境ニハ青キ旗ヲ一本立、青体青龍王ト成テ祭ラレ玉ヘヤ。夫レ南方ノ二郎ノ王子ニハ丙丁巳午ノ號、夏三月九十日ヲ領主シ玉フナリ。其ノ地ノ廣サ二萬八千里ノ國ナリ。其ノ境ニ赤キ旗ヲ二本立、赤体赤龍王ト成テ祭ラレ玉ヘヤ。夫レ西方ノ三郎ノ王子ニハ、庚辛申酉ノ號、秋三月九十日ヲ領主シ玉フナリ。其ノ地ノ廣サ三萬八千里ノ國ナリ。其境ニ白キ旗ヲ三本立、白体白龍王ト成テ祭ラレ玉ヘヤ。夫レ北方ノ四郎ノ王子ニハ、癸壬

亥子ノ號、冬三月九十日ヲ領主シ玉フナリ。其ノ地ノ廣サ四萬八千里ノ國ナリ。其ノ境ニハ黒キ旗ヲ四本立、黒体黒龍王ト成テ祭ラレ玉ヘヤノト

五郎姫云

夫レ我ハ女ノ身ナレハ迎、父ノ所分ニモレタリ。國ニ預ラス、是ヨリ御天竺ヘ登リ、星ノ宮ヲタナヒキ、合戦ヲ始メ、太刀打刀ノ音晝夜ニ絶ス、恒河原ノ水ノ色紅ニシテ流スベシ

文前博士云

夫レ五天竺ヨリ文前博士天降テ、五人ノ王子ニ所領ヲ分テ參ラスヘシ。先ツ合戦ヲ止メ玉ヘヤノト。先東方ノ太郎ノ王子ニハ、春三月九十日ヲ領主シ玉フヲ、七十二日ニ作り其末十八日ヲ春ノ大土用ト除キ、是レヲ五郎ノ姫ニ參ラスヘシ。夫レ南方ノ二郎ノ王子ニハ、夏三月九十日ヲ領主シ玉フヲ、七十二日ニ作り、其末十八日ヲ夏ノ大土用ト除キ是レヲ五郎ノ姫ニ參ラスヘシ。夫レ西方ノ三郎ノ王子ニハ、秋三月九十日ヲ領主シ玉フヲ、七十二日ニ作り、其末十八日ヲ秋ノ大土用ト除キ是レヲ五郎ノ姫ニ參ラスヘシ。夫レ北方ノ四郎ノ王子ニハ、冬三月九十日ヲ領主シ玉フヲ七十二日ニ作り、其末十八日ヲ冬

二、淺邊の法印神樂

ノ大土用ト除キ、是レヲ五郎ノ姫宮ニ參ラスヘシ。春ノ甲其ノ末十八日、夏ノ丙其末十八日、秋ノ庚其末十八日、冬ノ癸其末十八日、此四土用ヲ合テ七十二日ニ作り、是ヲ五郎ノ姫宮ニ參ラスルナリ

五郎姫云

夫レ、末ノ子ニハ所領カ勝ルト申カ、我ハ女ノ身ナレハトテ、所領カ少ナクヲワスナリ

文前博士云

サニアル夏ナラハ、三年ニ一月ノ閏ヲ作り、是ヲ五郎ノ姫宮ニ參ラスヘシ。其地ノ廣サ五萬八千里ノ國也。其境ニ黄ナル旗ヲ五本立、黄体黄龍王ト成テ祭ラレ玉ヘヤ

夫レ國家萬民迷カ多ク、覺リカ少ナクヲワスナリ。高キ所ニ家ヲ造リ、低所ニ門ヲ立、大河ニ船ヲ浮ヘ、小河ニ橋ヲ掛、荒タル處ニ田畑ヲ開キ、墾地神ヲ祭ルナラ、地神ノ咎メ以何在ヘカラス

四皇子<sup>(四)</sup> 四人ノ皇子、手ヲ組出テ、外三ノ足舞シテ居

父大王<sup>(三)</sup> 父大王出テ、四人ノ王子ニ所領ヲ與フ

恒河原<sup>(三)</sup> 五郎姫出テ、四人ノ王子ト戰フ

(一) 割註「四方ノ隅ニ坐」  
(二) 割註「所領分」  
(三) 割註「戰」

(四) 割註「所領分與」

四季別<sup>(四)</sup> 文前博士出テ、五人ノ王子ニ處領ヲ與フ

### 十八 宇賀玉

保食ノ神

夫レ保食ノ神トハ我事也。日本黄金ノ母ト成テ祭ル處ニ、欲界ヨリ魔王來テ手内ノ玉ヲ取ル。稻粃童子ハアラサルヤ、イテ／＼取返玉ヘヤ

若<sup>(五)</sup> 保食神出テ、鈴ト玉ニテ

玉取<sup>(六)</sup> 鬼神出テ虚空ニ飛去ル、保食神カンタキ云終テ入ル

太田神<sup>(七)</sup> 太田神出

魔王<sup>(八)</sup> 魔王ヲタマシスカス

追討 神使出テ王討ス

### 十九 六算返敗

劍備<sup>(九)</sup> 三方ニ載セ、正面ニオク

二、淺邊の法印神樂

(五) 割註「舞臺同」

(六) 割註「玉奪取」

(七) 割註「農業」

(八) 割註「玉ヲ取反ス」

(一)割註「四方切、外三ノ足迄如常」

舞臺回 兩手ヲ組出

折居 鳥回 捻子

四方切 六算切ト云 初矢切ニ全

折居 供米 誓 鳥回

拔足 普照ノ足ニ同シ、終テ拔

(二)「折居」  
「誓」は誤リか  
(三)割註「太刀持」

御神樂

鈴手 再拜 四方回

四方舞カ、リ 四方堅

兩刀四方舞カ、リ 甲越 散

折居 鳥回

二十神 寶

高皇產靈尊

夫レ高皇產靈命トハ我事ナリ。十種ノ寶劍ヲ莊リマツル所ニ、螿蠅ノ惡神來テ妨ケヲナス、依之ニ八百萬神ニ勅ヲ下シ、彼惡神ノ追討セン事、暫時ノ内ナルヘシ

天穗日命云

夫レ唯今ノ仰セ承リ候ソヤ。天ノ穗日命トハ我事ナリ。彼ノ惡神ノ追討センコト、唯今ノ内ナルヘシ

十種莊 高皇產靈出テ、三ノ足迄舞入

魔王等 出テ妨ケヲナシテ入

高皇產 高皇產出テカンタキ

螿蠅 大小惡鬼出テ

責 天穗日命出テ、惡鬼追討

二十一 萬歲樂

大山祇命  
木花咲耶姬命

若 木花咲耶姬、龍眼木、鈴ヲ持、四手ヲ殘シテ入

追懸 大山祇命、扇ヲ持出テ木樵リ、次ニカマトノカンタキ、次娘ノ「ノミ」云、終テ姫ヲ呼フ

二、淺邊の法印神樂

(四)割註「神寶」

(五)割註「惡鬼」

(六)割註「寶ヲ取ラントス」

(七)割註「カンタキ」

(八)割註「舞臺イテ回」

取子 開耶姫出ル

淳辭 天津兒屋根出テ申

御上樂

幣掃(一) 大山祇、開耶姫、双方幣ヲ兩手ニ取頂キナカラ一回、頭ノ上ニテ左右ニ

散 折居 島回

二十二村 雲

素盞烏尊云

夫レ素盞烏尊トハ我ヲナリ。此山奥ニ老人夫婦落涙ヲナス。何事ニテ候ヤ

手那土云

夫レ此山奥ニ年ヲ經シ、手那土、足那土トハ我々カ事ナリ。然ルニ此山奥ニ大蛇住、年毎ニ身年貢トシテ子ヲ取ル、一人姫ノ候ヲ取レンコトヲ悲ミ、尊ニテマシマサハ彼大蛇ヲ退治シテ玉ハルヘシ。一人ノ姫ノ候ヲ尊ノ妻女ニ參ラスヘシ 次進尊云  
サニアルコナラハ、其大蛇ノ在處ヲ是ニテホ、御物語ヲ候ヘヤ

手那土云

ヲ、云モ恐ロシ、頭ハ八ツ、角ハ十六、眼ハ日月ノ如シ。口中ヨリ火煙ヲ吹出シ、村雲立テ中々面向ベキヤウゾナシ

雄尊云

サニアルコナラハ、自カ寶劔ヲ以テ、彼大蛇ヲ退治センコト只今ノ内ナルベシ

翁(三) 手ナツチ、足ナツチ出テ三ノ足マテ

責(四) 素命出テ、終テ、次ニ長者カンタキ、又命言フ

身年貢(四) 手ナツチ、稻田姫ヲ誘ヒ出テ居入

蛇(五) 八咫ノ蛇出テ姫ヲ取喰ハント

責 素命飛出テ、蛇ヲ退治

二十三 高千穂

彦五瀬云

夫レ彦五瀬ノ命トハ我ヲナリ。高千穂山ノ麓ニ諸ノ惡神集マツテ中津國ヲ奪ハンドス。

二、淺邊の法印神樂

(一)「幣掃」  
とあり、割註曰  
「採」

(一)割註「傍坐」  
(二)割註「カン  
タキ」  
(三)「身年具」  
割註「高樹置」  
(四)割註「飛回」

磐余彦命ハ無カ、出々退治シ玉ヘヤ

磐余彦云

夫レ磐余彦命トハ我ト也。彼ノ惡神ノ追討センコ只今ノ内ナルベシ

三玉 舞臺真中ニ三ツノ寶ヲ莊リオク

惡鬼 玉ヲ取ラントス

責 彦イツセノ命 次 イハツレヒコ カンタキ  
大貴出テ 小貴出テ

高千穂 惡神共兩貴ト戰フ

追討 惡神共玉ヲ命ヘ捧ル体

二十四 笹 結

崇神四道云

抑天地開闢トハ、伊弉諾、伊弉册ハ天ノ浮橋ヨリ天ノ逆梓ヲ指下シ、海原ヲ搔探リ見給ヘハ僅ノ小島アラハレケル。大八カカ國是ナリ。然ルニ此島ニ變化ノ者アリ、頭ハ五ツ、胴ハ一体ナリ。名ツケテ五鬼大人ト云リ。上界下界虚空ヲ走り、地ヲ潜リ、已テニ神國

(一)割註「邪神出テ、玉ヲ盜トル」  
(二)割註「矢放」  
(三)割註「鬼降參」

(四)割註「御神樂」

(五)割註「女ノ姿」

(六)割註「鬼化」

(七)割註「カンタキ」

(八)割註「四方切、外三ノ足マヲ如常」

ヲ破ラントス。有ル時ハ女体ト變シ妨ヲナス、故ニ國ノ守神、崇神四道、彼ノ五鬼大人ヲ引出シ、退治センコ只今ノ内ナル可シ

淡路島 諸册ニ神出、三ノ足迄舞終リテ、鈴鉢ト兩扇ニテ舞フ

泥眼 五鬼太神出テ御神樂ヘ妨ヲナス

岩堅 泥眼岩ヤニコモリ

責 崇神四道出テ

岩碎 岩屋ヲ打碎シテ鬼神ヲ出ス

退治 大人ヲ退治ス

二十五 大乘上

舞臺回 扇ヲ持如常

折居 島回

御神樂

鈴手 再拜 四方回

二、淺邊の法印神樂



(一)割註「供物  
三度回」

四方舞懸  
掌供 左ノ手ニ供物ヲ取り、再拜シテ、一回シテ置  
再拜 折居 島回

二十六 湯乙女 籠ヲ机ノ上ニオキ

(二)割註「四方  
切、外三ノ足  
ヲ如常」

舞臺回 茅ヲ持出テ  
折居 島回

御神樂

鈴手 左ノ手ニ茅ヲ持

再拜 四方回

四方舞懸 終テ膝ヲ踞居ル

彼女 土器ヲ持出テ舞臺ノ傍ニ居ル

乙女 乙女立テ釜ノ前ニ進ンテ神前ニ

彼女 神酒ヲ献ス

(三)割註「酒」

(四)割註「湯捧」

(五)割註「祝詞」

神歌 カミヲヨム、但哥ハ別紙ニ有

二十七 大散供

舞臺回 米ヲ土器ニ盛、三方ニキケ持出テ、終テ机ノ上ニ備ヒオク

折居

刎三筱 左ノ手ヲ三筱ノ如クニシテ左右ヘキケ、前ヘ三足ス、ミ、後ヘハネル、左右左

折居 島回

廿四ノ足 四隅

兩手ニテ袴ノ前ヲツハミ、右向フノスミヨリ左手前ノスミヘ八足、向フヘ四足、左向フノスミヨリ右  
手ノ前ノスミヘ八足、向フヘ四足。但シ普照廿四ノ足ニ似タリ。

流子 左ノ方ヘ三足、横ニハネル、又左右ト

拔足

散米 供物ヲ取り、一回シテ一方ヘ三度ツ、四方ヘ蒔ク。又一回シテ置

折居 島回

二、淺邊の法印神樂

(六)割註「四方  
切」

(七)割註「各三  
度」

(八)割註「三度」

二十八 荒散供

(一)割註「扱」

舞臺回 三寶へキテ持出ル、大散供ノ如シ

折居

(二)割註「三度」

九要 左ノ足ヲ向フへ出シ、三ノ足フミ、立テ、後へ列ル、左右左三ノ足ノ如シ

折居

鳥回

(三)割註「四方ノ隅」

隅子 四方ノスミニ向ヒ、手ヲ横ニ合セ、胸ノ邊ニ置キ、向へ三足進ミ、天地ノ如シ、左へ斜メニ引ハ

ネル、又右へ引ハネル、後へ引ハネル、皆同

(四)割註「一回」

宮回 本座ニ至リテ、一方三足ツ、早足ニ回ハリナカラ首ヲ振り

(五)割註「座」

撥足 直中ニ至リ、足ヲヒラキ寄セテ、鳥回ノ足ノ如クニシテ供物ヲ取

(六)割註「一回」

散扱 一回シテ隅ニ向ヒ、一方へ三度ツ、四隅ニマキ、又一回シテ置

折居

鳥回

二十九 八重垣

(七)割註「四方切、外三ノ足迄如常」

舞臺回 左右ノ手ヲ組

折居

鳥回

(八)割註「四方」次に「折居」鳥回」さあり

八重子 捻子ニ同、但後へ引

御神樂

鈴手

再拜

四方回

四方舞カ、リ

御上樂

折手

芻太刀

掃太刀

甲越

折居

鳥回

三十 千道別

細女命云

夫レ瓊々杵尊ノ勅使、細女命トハ我レ也。是ニテワタラセ玉ヘシハ何レノ神ニテ候ソヤ

猿田彦云

二、淺邊の法印神樂

夫レ我ハ猿田彦命ト申ス、街ノ神ニテ候ソヤ。太神ノ天下リ玉フ八重道ヲ別テ參ラスベシ

(一)割註「御上樂」

八千岐ヤチタシ 猿田彦命、杵ヲ持出テ、舞臺ヲ回リ終テ岩ニ腰ヲカケ居

勅使 宇受女命、杵ヲ持出テ、其名ヲ問、猿田彦答フ、又ウスメカンタキ云テ入

(二)割註「三度引刎」

千道別チミダワケ 正面ヨリ始メ、左後ノスミヘ五足行、又右前ノスミヘ五足行、又左前ノスミヘ五足行、又正面

へ五足行、ザイヲ切、後へ

甲越ニテ入

三十一 塵取

天津兒屋根命云

夫レ天津兒屋根ノ命トハ我ト也。天照太神天ノ岩戸ヲ出サセ玉フキ、天ヨリ鹽湯ヲ降シ高間ニ在ツル諸ノ障リ穢ヲ被ヒ玉フ。是本朝穢ノ始リナリ。然トイヘル、未タメンミヤウヨウケイノ神退キ給ハス、去ニ依テ、我神通ノ杵ヲ以テ彼ノケイ神ノ掃ンヲ唯今ノ内ナルベシ

舞臺回 天津兒屋根命

腰ニ杵ヲサシ、右ノ手ニ扇ヲ持出、三ノ足迄如常

芥神 マキラ出ル

崩シ島回（三） 四方子（但前后ニテ吉）

責 アマツコヤネ命、カンタキ終テ

追討

三十二 柴折

磐余彦云

夫レ神大和磐余彦命トハ我トナリ。九州高千穂ノ麓ニテ生捕シ、諸ノ惡神、夫々ニ道ヲ教へ、島々浦々へ遣シテ國ヲ與へ、地ヲ與へ、今此谷ニ柴茹セ、薪ヲ取セ、既ニ都へ至ラントス、國津神達アラサルヤ、出々柴ヲ引給ヒヤ

須和津姫云（四）

夫レ此山奥ニ住居スル、須和津姫トハ我ト也。磐余彦神諸ノ民ヲツトヒ、我住山ヲ妨ン

二、淺邊の法印神樂

(三)折居「島回」とあり

(四)邪神と書き須和津姫と書直しあり、以下のも同じ

トス。右ノ趣キ天ニ奏シ、雲トナリ、風トナリ、嵐トナツテ吹テラシ、暫時魔國ニナサ  
ンコ何ノ子細アルヘキニヤ

磐余彦云

夫レ此ノ雪山ニ柴ヲ茹セ、雪車ヲ作りテ引ントスルニ、今ニ麓ニ下ンコ何事ニ候ソヤ

民人云

夫レ仰ニハ候ヘル、此山奥ノ須和津姫、此柴雪車ニ妨ヲナシ、中ノ以テ下リカタシ

磐余彦云

サニアルコナラハ、國津神ニ勅ヲ下シ、彼惡神ヲ追討シ、今ニ都ニ至ランコ、暫時ノ内  
ナルベシ

稻飯三毛入野云

夫レ稻飯ノ命トハ我コ也。彼ノ惡神ヲ追討センコ唯今ノ内ナルベシ

舞臺回

磐余彦命、扇ヲ持出テ、四方切、三ノ足迄如常、カンタキ終テ人

谷走

蒼民出テ柴ヲ引

雪嵐

須和津姫妨ケヲナシテ入

(一)割註「邪神」

(二)邪神と書き  
書直しあり、次  
のと同じ

(三)「雪嵐」註

は二重に出てる  
が原本の「マ」  
である。尙「舞格  
事」にはこの最  
後の「舞」なし

舞 磐余彦、カンタキ終テ入

雪嵐 須和津姫妨ケヲナシテ入

舞 磐余彦、カンタキ終テ入

責 大責ハイナイヒノ命、少責ミケイリノ、命出テカンタキ終テ

追討 邪神ヲ追拂フ

### 三十三 伊吹山

日本武云

夫レ日本武尊トハ我コ也。國賊追討ノ勅命承リ候ソヤ、國ヲ掠メ民ヲ惱ス惡賊凡、我神  
通力ヲ以テ、彼岩屋ヲ打破リ、一々引出シ、退治センコ唯今ノ内ナル可シ

外道 夷賊二人出テ、舞臺ヲ回り、又一人出テ全シク、終ニ籠ル

農 民人、歌、鎌、酒等ヲ持出テ居ル所へ、外道來リ、取返サント争フ、岩屋ノ中ヨリ一人ノ外道出、

蹴鎌ヲ取返シ、岩ヤノ中ニ籠ル、民人入ル

責 日本武出テ云フ

二、淺邊の法印神樂

追討 外道共岩ヤノ中ヨリノヒテ見ル、尊岩屋ヲ崩シ退治ス

三十四 羽衣

舞臺回 両手ニテ櫛ヲ捧ケ出

折居 櫛ヲ横ニ持ナカチ折ヲシテオク

八衣切 左ノ手ヲ目八分ニシテ右ノ手ヲ腰ニオキ、前ニ向テ三足ス、ミ、ザイヲ切、又後ヘ向テ前ノ如ク

彼結 正面ニ向テ右ノ手ヲ左右ト招キ、中ニ上下シテ切、後ヘハネル

折居 島回

九要 普照ト同シ

羽衣 両腕ヲ一文字ニヒラキ、袖ノ先ヲツハミテ鳥ノ羽ノ如クシテ、前ニ三足ス、ミ、左右左ト列ル

折居 島回

御上樂

羽扇 左ノ袖ヲツハミ、腕ヲ伸ベシ、右ニ扇ヲ持、一回シテ正面ニ向テ三度招キ、引カムル如此

(五)割註「四方」

(四)割註「四方」

(三)割註「三條ノ如シ」

(二)割註「四方」

(一)割註「四方切」

(六)割註「賢木取」

三十五 西宮

甲越 折居 島回

蛭見云

夫レ天照太神ノ御弟、蛭見命トハ我レ也。大海原ヲツカサトリ玉ヒシヨリ、海邊ニ出テ釣ヲ垂レ、又浦人ニ網ヲ引セ、天ノ御船ニ打乗テ、數千萬里ノ浪路ヲ分ケ、島々浦ニ船ヲ寄セ、漁リ神ヲ俱トシテ、又アルキハ市ノ交易ヲ守リ、今此浦ニテウロコヲ釣此浦人ハアラサルヤ、出々御俱參ラスベシ

漁神云

夫レ自ラハ此浦島ニ年ヲ經シ漁民ニテ候フナリ。イザ、御供參ラスヘシ

交易神云

ヲ、某ハ、天ノ岩倉ノ邊ニ年ヲ送ル、福德長者ニ候ナリ、今御神ノ釣玉フ彼魚、交易參ラスヘシ

舞臺回 釣竿、扇ヲ持出ル

二、淺邊の法印神樂

(七)割註「四方切」

- (一)割註「後ハネル」
- (二)割註「右ニ切」
- (三)割註「大漁安全」
- (四)「釣天地」割註「海上ヘヒタス」
- (五)割註「三度」

- (六)割註「錢チマク」
- (七)割註「カンタキ」
- (八)割註「カンタキ」
- (九)割註「カンタキ」

折居 竿ニテ

竿卷 竿ニ両手ヲカケ、卷ナカラ向ヘ三足ス、ミ

練竿 竿ヲ左右左右振

大漁 右ノ手ニ竿ヲ立持テ、左ノ手ニ糸ヲ携イ、正面ニ向ヒ竿ノ先ヲ卷ナカラザイヲ切、後ヘハネル

天地 正面ニ向テ竿ヲ天地ト招キ

折居 島回

與瀬 左ノ手ニ袖ヲカラミ、前ニ上、右ノ手ヲ腰ニオキ、向ヘ三足進ミ、左ヘ斜メニ引、ハネル、又右

又左ト三度目ニ後ヘ回り、大指ヲ組、左右ト三度引、左ヘ回り、両手ニテ腹ヲ押ヘ、三足行、後ヘ引ハネル。又右ニ向テ、左ノ手ヲ腰ニオキ、右ノ手ヲカサシ、左右ト引ハネル

折居

供米 但土ヲ蒔コ、ロ

釣手 竿ヲ取、左右左右ト引廻シ、揚ゲ、一回シテ岩ニ腰ヲカケ

漁 海士出テ命ノ前ニ屈ミ

交易 商人出テ終テアキナイヲ始メ、魚ト玉ヲ交易シテ悦ヒ回り、命ノ御供シテ入

三十六 船 玉

- (一)これは狂言であつたらしい
- (二)割註「四方切」
- (三)割註「左右切」
- (四)割註「左右ト切」
- (五)割註「四方」
- (六)割註「旗ヲ取」
- (七)割註「四方」
- (八)割註「四方」
- (九)割註「四方」
- (一〇)割註「天地四方」

舞臺回 扇ト旗ヲ持出テ正面ニ立オク

風靜 右ノ手ヲ伸シ、右ノ手ニテ左ノ袂ヲツハミ、廻リテ普照コフシノ如シ

折居

浪靜 左ノ手ヲ卷、又右ノ手ヲ卷ナカラ、足ヲ違ヒ、廻リ花結ノ如シ

折居

楫回シ 右ノ足ヲ違ヒフミ、又右又左ト違ヒフンテ前ヘハネル、後ヘ三度引、後矢ノ子ノ如シ

拔足

御上樂

机上 右ノ手ニ旗竿ヲ持、左ノ手ニ旗ヲツハミ、四方回ル

波分 ハタヲ向ヘ三度招キ、引カムル

船走 ハタヲ肩ニカツキ、両手ヲカケ回ル

日和祭 ハタヲ回ス、足ヲ屈メハタヲ立テル

二、淺邊の法印神樂

折居 島回ニテ入

追懸 海人サデヲ持、出テスナトリノリ、娘ノリ、アサリノリ、船玉ノリ云終テ人ヲ呼フ

水主 船人カイボテ持出テミカクラマフ

御神樂

鈴手 二人サデト搔棒ヲ持テ二ノ矢ノミカクラニ全シ

甲越ニテカツキ入

三十七 山戸分

角食云

夫レ角喰命トハ我ノナリ。唯今天ノ岩倉ヲスキ玉フ處、諸ノ神達ツトヒ玉フハ、何レノ神ニテ候ソヤ

民人云

夫レ此ノ我々ハ此山奥ニ苳リアサリシテ年ヲ送り、土ヲウカツテ住居ヲナス凡三十余人其中ニ邪神ニテ候ソヤ

角食云

サニアルヲナラハ、自ラカ神通ノ寶器ヲ與フヘシ。其名ヲ弓箭ト申也。中ニ放シ、虚空ニ飛シ、山野ニ禽ヲ狩リスヘシ。マツタ次ノ寶ヲハ、天津御鏡ト申ナリ。國中ヲ走ル獸ヲ止メ、山野ニ出テ狩スヘシ。アラ面白ノ神業ヤ、イザ／＼受取玉フベシ

アサリ(一) 蒼民魚ヲ持出テ

苳苳(二) 蒼民苳ヲ持出テ、兩人互ニホメル

弓初(三) 角食ノ命持出テ蒼民ニ與ヘ、山カリ川狩教玉フ、民ヨロコブ体

梓初(四)

御神樂

鈴手 再拜 四方回

四方舞カ、リ 甲越ニテ入

三十八 獅子舞

翁(五) 老人禰ヲカケ、扇トサ、ノ葉ヲ持出ル

二、淺邊の法印神樂

(一)割註「舞臺回」

(二)割註「茸魚」

(三)割註「弓矢」

(四)割註「梓」

(五)割註「獅子引」

綱手 ツナニテシ、ヲアヤス  
餅愛 餅ニテアヤス、次ニシ、ニノリ、舞臺ヲ廻ナカラ入

三十八 葎折

(一)これも狂言であつたらしい  
(二)割註「葎を折」  
(三)割註「カンタキ」

早葎 太田福辨當ヲ持出  
追掛 翁出テ太田福ニ近付テ、何者ト問フ  
酒盃 太田福、翁ヲ招キ、酒ヲ出シテ吞  
酒取 魔王來リテ酒ヲ奪取リテ喰フ。太田福ニケテ入、翁跡ヲ追カケナカラ入  
責 神使出テ、魔王ヲ追拂、魔王酒ヲサ、ケテハヒヲラスル

四十 掃散供

天津兒屋根云

夫レ天津兒屋根ノ命トハ我事ナリ。天照太神天ノ岩戸へ籠ラセ玉ヒシキ、天ヨリ祓ノ幣ヲ下シ、高天カ原ノ邪神惡鬼惡神ヲ掃ヒ玉フ。是祓ノ幣ノ始リナリ。去ニヨツテ唯今

(四)次に更に左の項あり  
神使 御神樂カンタキ  
魔王 幣を盗取責  
(五)この項「舞格事」に脱す。但しかんたきはあり

掃ノ幣ヲ作り、民ノ災ヒ掃ントシ玉フナリ。神代ノ末ノ蒼民、出々受取玉ヘヤ

武甕槌云

夫レ武甕槌ノ命トハ我トナリ。民ノ災掃ン爲、天ヨリ掃ノ幣ヲ降シ玉フ處ニ、魔王來テ奪ヒトリ、民ノ災成ントス、彼魔王退治センコ、只今ノ内ナルヘシ

神使 天津兒屋根命、鈴ト幣ヲ持出テ、幣ヲ立置

魔王 疫神出テ取り、虚空ニ去ラントス、又惡神來リテ奪ヒ取ラント争フコシバシ責 タケミカツチノ命出テ、カンタキ、終リテ疫神ヲ追拂ヒ、幣ヲ取返ス

四十一 龍神

神使云

夫レ龍宮ヨリ神使天降テ、彼魔王ヲ追討センコ唯今ノ内ナルベシ

アサリ 漁人、サデトモリヲ持出テ、スナトリノ体

魔王 外道出テ眼鏡ヲ出シ、海人ニ見セ、タバカリテサテトモリヲ盗ミ、迹足ニメカネヲ取返シ、ニケ

二、淺邊の法印神樂

(六)「アサリ魔王」割註「争」



(一)割註「カンタキ」

太田福瓢ヲ持出テ争フ体ヲ見テ走り返リ、責ヲ呼出ス  
龍宮ノ神使來リテ海人悦ヒ、サテモリヲサラヒ追入  
追討 外道討拂

四十二 七福神

舞臺回 各用具ヲ持テ

右ノ手ニ扇ヲ持

折居 各用具ヲ以ス

勿三筱 各神器ヲ左右ヘキテナカラ、前ニ三足進ミ、後ヘハネル

折居 島回 捻子

折居 島回

御上樂

應脇拂 ニテ引カムル

(三)割註「四方」

(四)割註「四方切、外三ノ足迄如常」

(五)割註「四方」

(六)割註「掌ヲ十文字合」

(七)中といふのは角に對し、座の中程なすらすし

(八)「拔足」割註「神歌」

甲越ニテ入ル

四十三 三輪

舞臺回 扇ヲ持出テ

折居 島回

戸開 兩手ヲ腰ニオキ、廿四足ノ如ク前ニ行リ、五足後ヘ引、又後ヘ向テ如此

組子 大指ヲ組テ返、散子ノ如ク正面ニ向テアタク、各三度シテ左右左ト引

菱足 兩手ノ右ノ中ヘナ、メニ一足行、又左ノ角ヘナ、メ一足行、又右ノ中ヘ一足行、又左ノ角ヘ一足行、又右ノ中ヘ一足行、又左ノ角ヘ一足行、右ノ中ヘ一足行

拔足シテ屈居

御神樂

鈴手 再拜終テ如常

折居 島回

四十四 葛城

葛姫云

山神ソタチハイツク奥山ノ 吉野ノ奥ノ十五夜ノ月

山神 キリヨク大王トク帝 ミカトノワキノ十五夜ノ月

葛木ヤ イカキノ内ノ八重櫻 花ハチルトモ ウチネモラサス

山神云

夫レ自ラハ、葛木山ニ住ナレシ翁ナリ、此ノ山奥ニナニシヲフ標アリ、唯今君ニ參ラスナリ

舞臺回 扇ト幣ヲ持出

折居 島回

島回ナカラ腰ヨリ幣ヲ拔キ、兩手ニ持

御上樂

四方幣 脇幣 回リ幣 双幣

(一)割註「四方切、外三ノ足迄如常」

(二)割註「各魔王除、御上樂同」

(三)「島回」割註「神哥」

(四)割註「カンタキ」

(五)割註「天中地中」

組幣 甲越 散 折居

島回シテコシヲ掛ケ居ル

榊手 山神、榊ヲ持出テ、一回シテ屈テ捧ケ

露手 龍天ノ折ノ手ニ全シ、但榊ニテ普照ノ手ニ同

甲越ニテ榊ヲ山神ニ渡ス 山神樂如常

四十五 翁男女

舞臺回 左ノ手ニ旗ヲ持、右ノ手ニ扇ヲ持、切、終リテハタヲ立置

三棹 外三ノ足如常

折居 島回

御神樂

鈴手 扇、鈴ニテ如常

拔足ニシテ

旗手 旗ヲ左右ヘキケナカラ、左ノ足ヲ右ヘ踏違ヒ、一回シテサス、又前ノ如クシテ

二、淺邊の法印神樂

(八)「拔足」割註「旗ヲ取」

(六)割註「御酒ト土器備、四方切」

(七)割註「外三ノ足迄」

異傳篇

折居 島回 終テ神酒ヲヒラク

四十六 大和舞

(一)割註「四方」

應脇拂 右ニ扇、左ニ梓ヲ持、左右ヘ揃ヒテ拂ヒ回ルコト八足、本座ニ至リ、梓ヲ肩ニカツキ、右ヘ一回、

右ノ肩ニカツキ左ヘ一回リ、又右ヘ前ノ如シ、後ヘ回り前ノ如シ

(二)割註「四方」

幣卷 正面ニ向テ梓ヲ卷ナカラ三足ス、ミ、梓ヲ右ノ方ヘ天ト横ニ引、又左ノ方ヘ地ト引、又右ヘ中ト

引、後ヘ回り前ノ如シ

(三)割註「右」

指足 拔足ニ同シ、但右ノヒザヲ立ル

(四)割註「左」

廿四足 普照ニ同シ

拔足 前ニ同シ、但左ノヒザヲ立ル

御神樂

鈴手 右ノ手ニ鈴、左ニ梓ヲ持、一回リシテ

再拜

(五)割註「八足一回」

四方切 前ノ應脇拂ノ如クシテ四方舞カ、リ

四方拜 折居 島回

四十七 高砂

舞臺回 尉ト姥ト、コマサライトホウキヲ持、扇ニテ出

高砂 二人松ノ翠ヲ集ル体

御上樂

連枝 コマサライトホウキヲ互ニノベ、兩手ニ取り、頂キナカラ一回ス

甲越 折居 島回ニテ入

×

三番 極秘傳 別紙

鬼門

荒神

八剱

○以下「舞格事」には記載なし

(八)割註「左右へ採」

(六)割註「外三ノ足迄如常」

(七)割註「翠集」

二、淺邊の法印神樂

異傳篇

七福神ノ内番

主福神

三九〇

先舞臺回 各用具ヲ持テ出

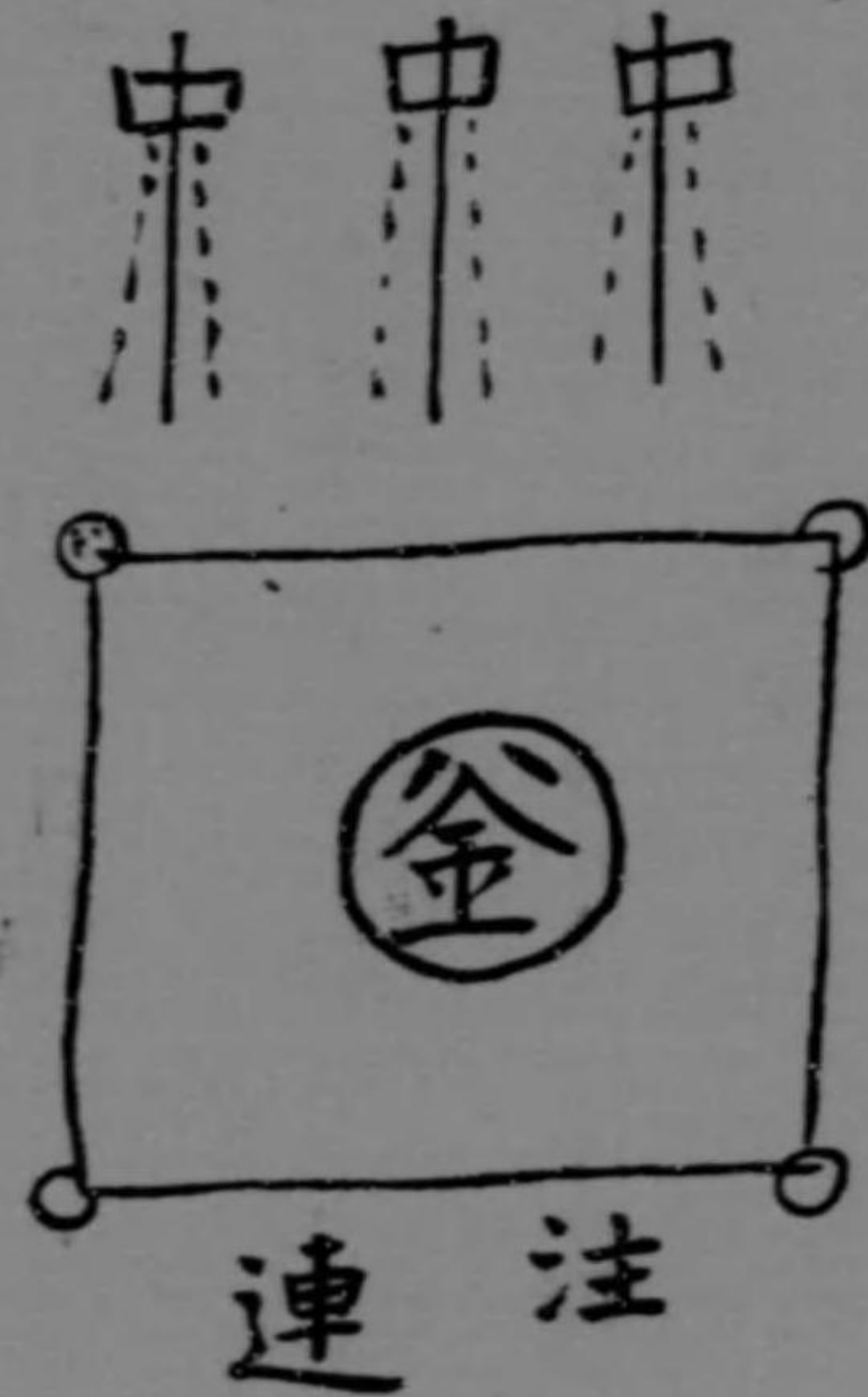
御上樂

應脇掃 應脇掃ニテ三度棒引冠リ、後へ回リ、如前四方如此

甲越 甲ヲコシナカラ四方へハネ、タカラヲ頂キナカラ入

湯立ノ式

先幣束ヲ三本立、注連ヲ張り、釜へ杓立ノ水ヲ入、キリ火ヲ以ス



起請

先打鳴シ、湯乙女出テ笹ヲ四方へ捧ケ

御神樂終テ湯ヲ献ス

次ニ幣ヲ取テ神哥ヲ云フ

次ニ米ヲ蒔、家内安全ト拜ス

次ニ神酒ヲ捧ケテ哥ヲ云フ

次ニ鹽ヲマキ神ヲ以テ拔ヲス

太 穧

高天原仁神留利坐万須皇呂美神呂美々々命乎以天筑紫日向乃橘乃音乃大樹乃原仁大穧攘比賜布事  
 乃由乎八百萬乃神多知俱仁天乃布知古萬乃八乃御耳乎振立天天聞之召世止聲乃美祭良久止申須

二、淺邊の法印神樂

三九一

神樂太鼓唱歌

濫 鱗

鐘ニ五衰ノ 夢覺テ 阿呷ノ二字ヲ 聞ソ嬉シキ切 五字ノ切 イヤト入

波ニ岩ホノ戸ヲ明テ 諸神ノ影ヲ建ス嬉シキ 如前

立シ岩戸ノ明ナルモ 五神ノ智慧ソ 別テ畏コキ 如前

島 回

ナヲ島回ル アマ入ノ カキハマクリテ 花ヤ咲ラン

百シマ回ル アマ入ノ カハラテ見セヨ 元ノ姿ニ

島回ル 百シマ回ル アマ入ノ 吹來ル風ニ袖ヲツラネテ

竈島廻

アヤノ風コソ切 吹來リ 吹來

足上ル

カミ風ナラバ切 ナコヤカニ 吹來

口傳在

閉敗寅

子コソ踏カ切 フミ足ハ 處ヨカレト切 フミヤヲサムル

切拍手

帝ノワキノ十五夜ノ月

吉野ノ奥ノ十五夜ノ月

二、淺邊の法印神樂

山神、幾山奥ノフユ櫻 花ハ咲トモ小雪サラ〜

二卷所

タチバ〜 タチハカ袖テ コライレイレ、レフ  
浪平ラ〜 追リ風テ浪タイラ コライレイレレ、レフ  
ソウロフタ〜 カキノ衣テソフロフタ コライレイレレ、レフ

御神樂

伊勢ノ山 金ノ鈴ヲ切 手ニ持テ 祈リ〜ハ切 叶フナルモノ 面白ヤ  
八雲立 出雲八重垣 妻コメニ 八重垣造ル ソノヤ八重垣  
賢木立 爰モ高天原ナレヤ 集リ玉ヘ四方ノ神〜

早御神樂

ナニト只 立シ岩戸ノ明ナルモ 彼ミカクラノイワレナルモノ

朝倉ノ音コソ爰ニ聞ユレト 今ソヒラクル 天ノ岩戸ヲ  
龍眼木葉ニ 鏡ヲ繫テ祈ルニハ 高天神モ受テ悦フ

湯拍手

湯ノ父ハ〜 誰ヲカシウジ定ヲク 熱田ノ宮ノ千代ノ若禰宜  
湯ノ母ハ〜 誰ヲカシヤウシ定ヲク 熱田ノ宮ノ千代ノ若神子  
サラ〜ト〜 涌湯ナレト森々ノ 夏ノ清水ニヲトラサルモノ

四方御上樂

打ハ鼓 鳴ハ太鼓 岩ニ打ハ浪ノ音 シトロメクハナキノ葉 ナキノ波ニモナミノ波 楫  
ヲ取ヤ船人 綱ヲ引ヤ三重楯 實ニ誠面白ヤ〜  
舞フタリ〜 鹿カ舞テ參リタ 四垂ヲ角ニ引掛テ西ノ方ヘト舞ソフタ 青鷺ト白鷺カ  
松ノ古木ニ安ラ居テ 鳥羽子ニ迷フタ 實ニ迷タ〜  
向ヘ通ル小太郎メ 赤イ袖ヲヒラメイテ 獅子ノ牙ニ手打カケ 東小路ヲ舞ソフタ 西ニ

拍手ノ音カスル 實ニ誠音カスル テモ足ニ氣ヲ附ロク  
 千木ノ中山ニ サビコ鎗ヲ見付テ 磨タリ磨タリ 鎗ノ先ヲ揃ヘタ 社ノ脇ニ立並ヘ 天ノ  
 神鋒ト名ヲ附タ 扱モ見テ八十老ク  
 舞タリク 波ノ拍手ヲ揃ヘタ 鈴ト櫛ヲ舞ソフタ 笛ト太鼓ノ足拍子 鏡ニ姿ハチラ  
 〱 千早ノ袖ハヒラ〱 實ニ面白ヤク  
 海ノ中ノ立チ岩 四垂ヲ一本引掛テ 二見ノ浦トハヤソフタ 打波ハ岩ニヒ、ク 返ス波  
 ハサラク 鏡ノ光リハウツロフテ 實ニ白波ニカ、ヤク  
 向ヘ山ノ平中ニ 矢柄竹ヲ見付テ コヘタリ磨タリ 弓ノ弦ニ引掛タ 左ノ方ハトカリ矢  
 右ノ方ハカリマタ矢 實ニ面白ノ飛劍  
 海ノ中ノ原中ニ 茅ノ穂花カ咲ソフタ ソヨメク風ニ手ヲ招ク 千鳥ハ波ニユラレ寄ル  
 岩打波ハ心シテ 岸打波ニ氣ヲ付ロ 扱モ見テ八十老ク

折ノ手

海ノ中八チクラニ打波ハ 岩ニヒ、ク 返ス波ハカ、ヤク

千木ノ澤中ニ サヒコ鎗磨テ 太刀ト刀トソロヘタ 打ハ鼓 鳴ハ太鼓 シトロメクハナ  
 キノ波 ナキノ波ニモナキノ波  
 舞タリク 鹿カ舞テ參リタ 實ニ誠面白ヤ 千木ノ坂中ニ 玉ト鏡ヲ見付テ 櫛ノ枝ニ  
 引掛タ

舞タリク 神樂ノ拍子ヲ舞フソウタ 鈴ト扇ヲ取ツカヘタ  
 賢木ノ山中ニ サヒコサワ卷見ツケテ ヤリト刀トソロヘタ  
 向ヘ通フル古二郎メ 鹿ノ牙ニ手打カケ 東小路ヲマヘソフタ

樂屋入ノ歌

入増ハ 疾入増ヤ サワラ木ノ サワラノ橋ニサワリクマナシ  
 入リマスニ 神ソ入益 高間ヨリ 吹來ル風ニ袖ヲ連ネテ  
 入増ニ疾入増ヤ 高間ヨリ折來ル波ニ モスソ連ネテ

岩戸ソウクツシ

五拍子

御神樂 早御カクラ 責 亂拍子 亂

御神樂 三十三歌撰

神ヤトル 三倉ノ山モハレニケリ タナヒキ玉ヘ 四方ノ神ノ  
 オフノメニ 神集レヤ 今日ヨリモ 夜明ケヌ内ニ 神アソヒセン  
 大乘ニ 神ト、マレヤ 今日ヨリモ クル年毎ニ 神揃ヘセン  
 供米ヲ 手ニ取持テ拜ムニハ 四方ノ神ハウケテヨロコブ  
 大乘ノ四ツノ隅ナルマス鏡 カハラテ見セヨ元ノ姿ニ  
 東ヨリ 小松カキワケ 出ル日ハ 西ヘモイロフ 爰モ照ソフ  
 此板ヲ 何ソノ板ト人間ハ ヒノキカシノキ サカキバカモト  
 ヤハタ弓 松ノ下葉ニ 的ヲ掛 放矢ニ アタヤナキモノ  
 我心 タツネテ見ハ ナニモナシ 柳ハ翠 花ハクレナキ  
 指アクル 榊ノ枝ニ四手掛テ 神ノ社ト祝ヒソメケン  
 モトヨリモ 荒フル神ノミホキニテ 眞髓ノ風ニ成玉ヘトソ

手ニ取リシ 賢木ヲソ、ク村雨ハ 八汐ノ神ノ拂ヒナリトソ  
 芦原ヤ 水穂ノ國ニコトヨセテ 高間ノ原ニ神ソト、マル  
 元ヨリモ 荒フル神ノ掃ヒニテ 岩倉ハナツ雨ノ八重雲  
 日高見ノ 太敷立シ ミアラカニ 天ノミ影ソ カクレマシマス  
 瀧津河 大海原ニ生出テ 八鹽道ワタル 秋津姫神  
 ユラノト下リ玉ヘハ アヤニマス 錦ヲ敷テ 御座トマヘラス  
 千早振 高間カ原ニ釜立テ ッタナキコトヲ清メコソスレ  
 産神ヤ 忍ヒ折カケ細衣 幾世ヲ染テ色ヤマスラン  
 荒神ハ 通フ妻戸ニ綾張テ 錦ノ床ニ祝ヒマヘラス  
 諸人ノ心モイサム御神樂ニ 心イサマヌ 神ヤナカラシ  
 天津神 天ノ岩戸ヲ押開キ 二見カ浦ニ榮エマシマス  
 天津空 シナトノ風ノ吹拂ヒ 澄行月ノ空ニサヤケキ  
 翠子ヲ モラサテ包メ苔衣 岩ホノ帯テ シメハ壽キ  
 千破屋振 神ノイカキハ我身ニテ 鎮リ玉ヘ胸ノ神々



千早振神代ノ鳥 告ラシテ 萬ノ惡魔拂フ神ノ  
 此鈴ヲ 振度毎ニ神ノ 和合ノ利益 イヤ増リケン  
 芦原ヤ 千原ノ國ニ住民ハ 神ノ惠ニ アハヌ人ナシ  
 水神ハ カミウチ垂レテ河中ニ 七瀬カ浦ハ住家ナルモノ  
 神道ハ 千道百道々七ツ 中成ミチハ神ノ通路  
 片ソキノ 千本ノ内外ハ替レトモ 誓ハ同シ 伊勢ノ神垣  
 此米ヲ 蒔度毎ニ神ノ 光リノ影ハ彌増リ覺  
 雨降リテ 堅マル地神五代ニテ 踏ヒロケタル芦原ノ國

舞臺加持ノ哥

神ノ ヲハセル道ヲ清ムニハ 八浦ノ汐ニ七瀧ノ水  
 千早振 トヨ劔ニモ増ルカナ 天ノ浮船 ケツリ拂ヘハ  
 千早振 神代ノ末ノ神コトニ ヲリモ不淨モ嫌ハサリケリ

(一)これは神樂  
はじめに歌ふと  
いふ。

神送りノ哥

神道ハ 千道百道々七ツ 中ナル道ハ神ノ通路  
 神送ル 高座ノ山モ晴レニ覺 急キ歸ラセ四方ノ神ノ

第三 仙臺大崎八幡の附屬神樂

(一)本書の著者は詳かでないが安永七年現在にまとめられた記録のやうである

(二)別本、惠澤山とす。

仙臺藩の保護を受け、伊達家から年々お扶持が出て神樂を演じてゐたところが、仙臺及其附近に四ヶ所あつた。即ち大崎八幡、龜岡八幡、名取郡熊野堂村の熊野堂、及笠島村の道祖神社である。

荒巻村、今仙臺八幡町の大崎八幡宮は、もと「遠八幡」で通つてゐたらしく、又仙臺叢書中の「残月臺本荒萩」卷之二の同項には次の如く見えてゐる。

「米澤八幡とも言ふ。……本出羽國置賜郡永井庄米澤。成島の八幡宮也。然るに政宗公奥州玉造郡岩手山へ移し給ふ。慶長七年岩手山より。仙臺へ御移以後。慶長九甲辰年八幡社を。岩手山より仙臺へ御取移。安永七年迄百七十五年なり。同十四年八月十五日御祭禮有。角五郎・牛越渡戸え御河原下り在り。此年御社も御造營也。此年より八月十五日毎年御祭禮有。十四日晚神樂有。十五日流鏑馬有。御門前町南側への三ヶ所に懸り。射手は玉造郡岩手山より出るなり。別當眞言宗御坂の東に有り。

一御知行。二十貫七百三十一文。鷄澤山寶珠院龍法寺。

一御知行。七貫七百十四文。御祭禮料並常式燈料。玄米十一石。御祭禮米八月十二日渡り。寺領壹貫五百六十文。壹貫五百廿四文。壹貫七百四十二文。

三、仙臺大崎八幡の附屬神樂

一塔頭六ヶ寺。泉照院。蓮乘院。東光院。

同壹貫五百廿四文。壹貫五百廿八文。壹貫五百六拾文。

玉燈院。新城院。別當坊。

一禰宜十四人分。御扶持方。四十二人分。御切米八十四切也。

但一人に付。三人二分六切ツ、也。

一流鎗馬四人分。御知行。二貫八百文。

七百文

善太郎

七百文

與三郎

七百文

清六郎

七百文

市之丞

總御知行高合。玄米十一石。四十二人分。八十四切也」

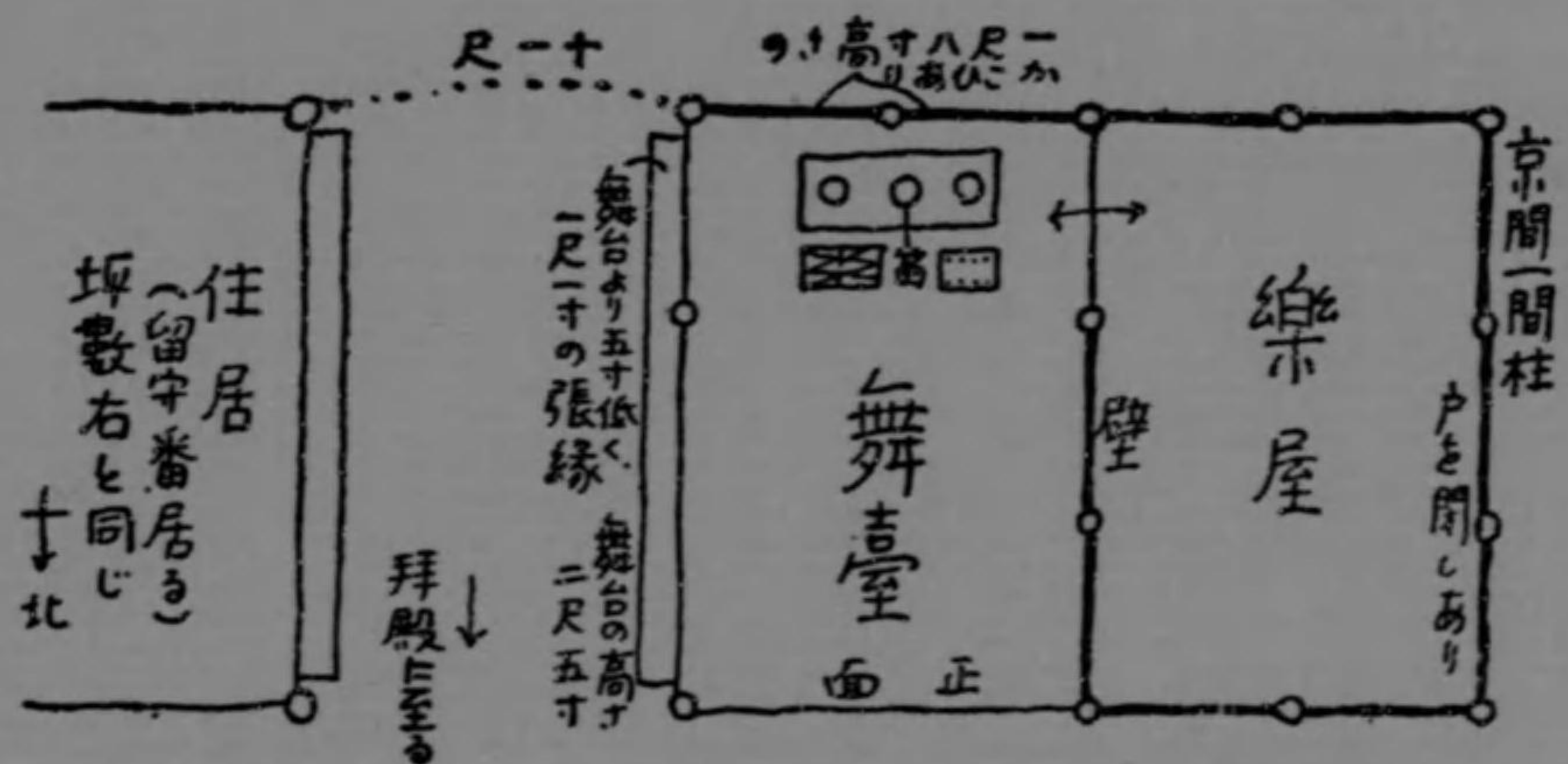
新曆に改つてから九月十五日に例祭を執行してゐるが、今も一日には鳥居祭りといふところがある。最も神殿に近い鳥居に凡そ人の丈に三條の繩を二三寸おき位に張り亘し、中央に竹を立て、此の竹の中程に、四垂をつけた榊の枝をつけておく。

鳥居外側に神殿の方を向いて机の上に神酒を供へ、別に茄子の漬物、青梅を漬けたのを割つたもの、及び生節等に箸を添へて鳥居に供へる。(政宗公戦時の兵糧であつたといふ。)此の日祝詞をあげ、大祓ひをする。不浄を鳥居内に入れないのだといふ。此の注連繩は祭りの當日迄張つておかれ、神輿渡御の際、たつ、け姿のお伴の者が切る。此繩を切る家は世襲でつとめてゐる。

神樂はもと、宿坊の十人の社家が、そのために祿を食んで演じてきたもので、現に五六年前迄、この祿を頂いた社家の一人高橋氏がまだ残つて居られた。今は町家の人達が携つてゐる。つひ先頃迄は、使ひ走りなどしてまで、子供達は樂人に取入らうとしたといふが、今は稽古をしてみようといふ者すら殆どなく、このまゝで行けば自然廢止の外あるまいと悲觀されてゐる。

此の神樂は能舞を崩したもので、能かぐらとも言はれてゐるといふが、(龜岡八幡でも同様に申してゐた)所謂能と直ぐの關係はないらしい。仙臺城内にはもと喜多流のお抱へのお乱舞師があり、お能は盛んであつたが、これの印象がかのお能風にまはりゆるいと言ふことか、若し崩しといふことが早くからの言傳へとすれば、むしろ「法印神樂」を編曲

(一)今の人達の一世一代のしくじり話に、丁度明治神宮御鎮座の折であつたが此の神樂を奉納しようとして、銘々自腹で旅費をとりのへ、遙々上京したが、中に立つた人の手落から交渉とまらず、つひごにも演ぜず仕舞ひに戻つたといふ。



し直したらしいことを稱したものであらう。  
 九月一日から毎夜稽古があつた。十一日を稽古納めと稱し、衣裳をつけて全部演ずる。近所の人々は知つてゐて、むしろ是を見たものである。此の例はつひ近年迄守られてゐた。本式には十四日の宵宮に、拜殿前のながやどにて舞はれる。此の時には神輿は、拜殿前に安置されてゐる。(此の近邊には長床が舞臺になつてゐるところが、他にも二三ある。此處の舞臺は平常は繪馬堂をも兼ね、樂屋には神輿が奉藏されてゐる。)

挿圖の如く、舞臺は三間(内一間は樂座)に二間で、板の間のまゝ。樂座にだけ薄縁を敷き、囃子方は侍烏帽子、素襖、袴で、舞臺を隔て、拜殿正面に對す。向つて右より大胴(太桴で、縁も叩いて使ふ)、笛、小胴(つゝみとも、細桴で叩く)の順に並ぶ。樂座に向つて右側が樂屋の入口になる。

正面及左側が完全に吹抜で、樂屋との境の面には一面に大小の繪馬がかけてあるのであるが、當日は、こゝに紅白の幕を張り、樂屋との出入口だけを絞る。

略式ながら尙飾付が残つてゐた。中央に、今は名を忘れられてたゞ樹形と假稱してゐるといふが、もとはやはり大淨と稱したらしいものを下げる。是は巾二寸そこ〜、一尺四五寸程の木を十字に打つけ、その周圍に繩を回らし、一巾の赤布を下げ(この赤布は今も畧す)中央に麻を下げたもので、この繩から舞臺周圍の注連繩に各邊四本づつ、都合十二本のよだれ、或はオダレと稱してゐる白の千道を通ずる。(たゞ幣束を刻むときの様に大方紙を切り伸したものを)三つ巴に、「御神樂」と書いた提灯を周圍に下げる。樂屋には帶を渡し衣裳をかけ、面は箱の上に供へておく。

所傳は皆で十二番と言つてゐるが、記録の上には十七番あり、尤も今は七八番より演じてゐない。「奉奏神秘御神樂和歌指南抄」と題する寫本を傳へ、其の原本は見ることが出来なかつたが、その寫しといふのによると、奥書も何もないが、次の諸曲を誌してゐる。

御所樂

二番 岩戸開

三、仙臺大崎八幡の附屬神樂

- 三番 小弓遊
- 四番 宮鎮
- 五番 神拜
- 六番 摩應
- 七番 將足
- 八番 龍天
- 九番 路引
- 十番 荒神
- 十一番 四天
- 十二番 左々結
- 十三番 普生
- 萬世樂
- 七五三切
- 盤五

大淨上

今は「神拜」を最初に、「小弓遊び」「龍天」「摩應」「三天」「將足」「四天」及び「獅子とり」の順に演じてゐる。廢曲に關しては、もう一二を除いては全く忘れられてゐる。此處には現行のまゝを誌す。

尙囃子には、「くやう」、「ごしょうらく」、「され拍子」、「早拍子」等を數へてゐる。次の舞の型は、昭和五年九月七日夜の試樂及昭和六年九月十四日宵宮の實演により、樂人方の談をも参照した。

一、神拜

「和歌指南抄」には次の神歌が誌してある。

あなうれし 天のうな原ほこさけて

あしにさはるは 稻あふせとり

もとよりも ちりにまちはる神なれば

月のさはりは なとかくるしき

神代より三くさの實つたはりて

豊あし原のしるしとそなる

世の中に いなあふせ鳥なかりせば

みとのまきはひ たれかしるへき

すむは空 にこるは土と別れにし

其いにしへは 神はしるらん

是らをよみうたと稱してゐるが、はじめくやうと稱するまはりに限つて胴とりによつて歌はれる。是を例へば、

ゲイヘンヤハー「あなうれし」ハ、「天のうな原」ゲイヘンヤハー「ほこさげて」ハ、ゲイヘンヤハー「足にさはるは」ゲイヘンヤハー、ゲイヘンヤハー「稻あふせどり」ドンドン〜〜ドンドン

といふ風にはこぶ。くやうの舞は「法印神樂」でいふねり即ち四方拜に當り、次の如く舞ふ。(同様の振を三通りに改へて舞ふ。)

○両手腰にて出、或は持物を捧げ、一まはり順に普通にまはり樂座前の常座に、正面向に

兩足ふんばたがりなきまる。次に両手を前に切り、印に出し、兩膝を折つて浮き沈み二度。次に持物を置くか、或はそのまゝ両手を腰にしてちつとかまへる。

(1)やがて胴方の神歌の拍子、

「ハ」次のドン〜

の打込にて頭を左方に地天し、次に右方に地天する。

(2)左足を右足につけ、兩足を揃へ、その場に兩膝をふつと折り、すぐ伸す。

(3)次に左足を一步前、右足を是につけ、同様兩膝を折り、伸す。

(4)次に右足を一步前、左足をおくつて、同様兩膝を折り、伸す。

(5)次にも一つ膝を折る様にして右足を左足前に綾に組み、右切の印の腕を前方に輪に上げ、左手は腰のまゝ、このまゝで胴取の聲のかゝるまでちつと。

○以上が最初の振であるが、次のまはりからは、

(6)やがて胴取の「ハドン〜」にて(1)同様、左方に地天し、右方に地天する。次に

(7)左足を一步進め、踵をつけ爪先をあげる。爪先を下し、次にその足を引いて右につけ、兩膝を折り、伸し、

(8)(9)(3)(4)の左右逆、

(10)(5)に同じく、

○かくて(6)より、舞臺を一めぐりしつゝ繰返す。最後に、常座にふんばたがりになり、浮き沈み二回、次に、

(11)ハには左方、右方に地天し、左足を右足につけ、左手向になり、

(12)右足をトントントンと小刻みに三步、左方に出し、両手を膝に束ねて同じくトントントンと右指もて叩く。

(13)右足を引き、右手向になり、左足を右方に同じくトントントンと三步出し、手同様。

(14)次に左足を引き、も一度、(12)同様。

(15)次に右足を引き、ふんばたがりにかへり、両手腰に、ドン／＼、ドン／＼と兩足を一度に跳んでその場に踏む。

○以上で常座に後向にくつろぐ。

先づ樂人達座に並び、桴を揃へ拜して打ちはじめると、オサ冠、白式面、白狩衣、白大

口、白足袋のもの、及び續いて天冠、下げ髪、是にのしをつけ、巫女面、緋の狩衣、緋袴のものが、各々四尺二寸の黒柄に銀の七寸の銚先をつけ小旗を下げた銚を持って出、普通の足どりで舞臺を順に一まはりし、中央左右に、兩人向ひ合ひになほる。樂かはり、是よりくやう。このくやうがきまるとそのまゝ一まはり、再び向ひ合ふと(正面に向つて女神は右、男神は左)こんどは特殊の振になる。

即ち銚を立て、中に合せ、中啓を開き、各々右足を外に開き同時に中啓を下より大きく逆さまはして上にあげ、足を引くと共に中に合せ、この振を兩三度する。次に兩人大股にめぐつて位置かはり、同じく此の振をする。更に入れかはつて、此の振あり、きまると兩人常座に退り、銚を置く。

次に拍子變り、中啓を持ち、左手腰、後向のまゝ、中腰に、拍子にて置いた銚を叩くことあり、その場に前方、左方、正面、右方、更に前方と、一まはりきることあり、中啓を開き、更に一まはりきり、座す。

次に銚を右手、中啓を左手にとり、坐して振り、立ち、左右をきつて正面向になり、扇を前に銚を振りつゝ、左右をきつて進み、退つて舞ひ、兩人向ひ合になほり、中啓を合せるこ



とあり、舞臺を一めぐりし、常座になほつたとき早拍子になり、左右きりつゝ正面に進み、退り、その間に鈴を合せなど、色々早目に舞ふ。とゞ常座に持物を置き、手腰に、正面へ向き、再拜し、そのまゝ男女と入る。一囃子、樂やむと、樂人は椀を拜して置き、一旦入る。

二、小弓遊び

是はもと子供が扮して演じたといふ。「指南抄」のよみうたには次の如く。

祈する我ことの葉は つたなくも

光をそへよ 天津日神

千早ふる神のいかきに弓はりて

向ふ矢先に 悪まいふする

神ならて たれ守るらんくもりなく

いつくの里も あさまれよとは

鳥甲、赤無地狩衣、錦模様側次、紫指貫、石の帯、男面のもの二人、各々弓を一文字に

立て捧げ、右に開き扇を持ち添へて出、一まはり、相對す。矢を二本背にさす。持物を下に置き、手を腰に、是よりくやう。さまると向ひ合ひに坐す。

是より囃子變り、弓と扇とを持ち、ヒヤラリにて中に合せ、ヒヨロロにて引く。足どりは法印神樂で謂ふ五請樂。一めぐりして、外向に矢を番へ、番へたまゝに合せ、開く。かくて半めぐりし、場所をかへると外向に射る。同様にしてもう一本射る。

次に囃子變り、胴とりの神歌になると、兩人は弓の兩端を互にとり合ふ。(違ひ弓と稱す)扇を右手に持添ふ。是よりくやうの足どりに、浮き沈みして優雅に舞ふ。一まはりさまると持物を離し、おとし、一まはり順にめぐり、手を腰に、拜して入る。此の、後のめぐりの神歌には特に「やくも立つ出雲八重垣」をうたふといふ。

三、龍 天

「指南抄」のよみうたは次の如くである。

神代より 結ひ定めしひたち帯

初て結ひ あふそ嬉しき

神垣の御室の山の 神葉は

かみのみまへに 茂り合けり

増かゝみ かけみるうちも忘れなよ

心を照す 神に向ひて

龍、天は兩天であらうか。「三天」「四天」もあり、天は佛語に謂ふ神名に添へる語であらう。鳥甲、茶の濃い狩衣、側次、白大口、黒、褐色の假面のもの二人が劔を採つて出、一めぐり、向ひ合ひ、劔を前にして浮き沈み、劔を置き、手を腰にくやうとなる。きまると劔をとり、矢車にまはしつゝ、左右をきり、相對しつゝ、振あり。とゞ劔をおとし、一めぐり、拜して入る。

四、摩 應

「指南抄」のよみうたは次の如く。

八雲立 出雲八重垣妻こめに

八重垣つくる その八重垣を

我國は 天照神のすゑなれば

日の本としも いふにそありける

宮川や 清き流れに身そぎして

いのる心を 神はしるらん

しやぐま、狩衣、側次、白大口の假面のもが一人、太刀をさして出、一まはり、正面向にふんばたがりになり、兩手腰にて、くやう。きまると常座に後向に坐す。後見出て、赤禪をかけてやる。是より囃子變り、鈴と太刀とを持つて左右きりつゝ、又、太刀を小脇にかゝへなどして、正面に進み、退つて舞ふ。次に二本劔にて舞ふ。

五、三 天

「指南抄」には、「三天」の名は見えてゐない。脱したものか、或は何れか三人舞の別名であつたのか、明かでない。

しやぐま、狩衣、側次、大口、手甲、帶刀の荒形面のもが三人、背に白の幣束をさして出、三方にふみはだかる。くやう。きまると銘々は三方に片足を立て、坐す。後見が出て

持物を運び、三人に襷をかけてやる。太刀をとつて置き、鈴と幣とを持ち、振り、伸し、立ち、トン／＼と踏みかへ足をしてその場に逆、にめぐり、左足を前に、右膝を立て、坐し、持物を振り、伸び、この振を續けて三人順に舞臺をめぐる。

次に持物を置き、太刀一本を持ち、五請樂風に、三人がその場に踏みかへ足をして離れ、又寄る。一しきり。次に懷中より白紙をとり出し、刀の切先に巻いて各々その先を持ち合ふ。持ち合つたまゝめぐる。拍子にて一人、刀の一邊を跳び、くゞりかへし、二人もその場にめぐつてもとになる。場所を換へつゝこの振を續ける。次に一人刀をくゞり、他も次次とくゞり合ひ、更にくゞり合つてもとになほる。この振を續ける。とゞ、ド、ゝゝにて持物を置き、一まはりして入る。

六、將 足

ひ、う、そ、く、と言つてゐる。「指南抄」の神歌は次の如くである。

あふきみよ 月日の影も天照す

神代ハ今も くもりあらめや

四もの海 波もあさまるしるしとて

三つの寶を 身にそつたふる

大空に 照日の本の名もしるし

君かみかけハ くもらさらなん

しやくま、假面、黒狩衣、側次、白大口、手甲のもの、刀をさし、幣束を背に帯び、金地中啓を開き持ち、はじめからごし、う、ら、く、にて舞ひながら出る。う、さ、さ、か、ら、あ、そ、び、を、し、て、ゆ、く、と、い、ふ。

常座にて扇をおとし、右手は切の印、左手を刀の柄ツカにかけ、速歩にてく、や、う、(ごし、う、ら、く、で、く、や、う、を、す、る、と、い、ふ。但し、實演には神歌を歌はず)次に常座に後向に坐す。襷をかけ、刀をとつて抜き、是を左手に持ち、肩にかつぎ、右手には鈴を持ち、立ち、正面に向かひ、進み、退つて舞ふ。はじめ切先を肩にしたまゝ、左右をさり、次に早拍子にて持物を空に合せ、左右をさりつゝ舞ふ。ヒョロロ／＼の一拍手、左足にてびつこを引く振などあり。とゞ二本劔、同様に進み、退つて舞ふ。

七、四 天

「指南抄」には次の如く。

いつる日の くもりあらしと をのつから

天照神を 空に仰きて

あつさ弓 八十氏人のまとゐにて

あくる夜おしき 神はの影

増かゝみ かけ見るうちも わすれなよ

心を照す 神に向ひて

天地と わかぬ光をてらしきて

神代の秋の月を さやけき

しやぐま、狩衣、側次、大口、帯刀、御幣を背にさせる假面のもの四人が出、四方に向ひ合ひになつてふんばたがりになる。くやう。きまつたところで四方に坐し、刀をとつて置き、幣と鈴とを持ち、三天の時の如く持物を伸ばし、その場にめぐりつゝ舞臺を一まはり

し四方に坐して居ると、そのまゝ囃子續き、やがて後見二人が、小袖をはふりかけたものを運んで出、四人の中央に置く。と、續いて唐冠、しやぐま、狩衣、側次、大口の「大王」が、金剛杖(棒)をついて出、つつ立つたまゝ扇を開き、口をたてる。

(大王) おう我こそは誠はたのかの明神(と杖を中にその場に半めぐりし)おゝすにおされず引くに引かれず、あゝおそろしや。是よりはにやまひめをとり出す

とその場にめぐつて伴のもの、被衣を取ると、中に天冠、赤の狩衣、指貫の美しい巫女面ものものが現れる。扇を開き、鈴を持ち、すぐ立ち、正面に進み退つて鈴を振り、持物を合せ開きして舞ふ。又左右をきつても舞ふ。(大王は姫の被衣をとるとすぐ入る。)舞ひ終ると持物をおき、両手を腰に、舞臺を一めぐりして入る。

後に四人が、中央に幣を合せ、左手切の印にて立ち、五請樂の足どりにめぐる。尙一しきりあり、そのまゝ入る。所望分のこれは奇古なる型である。

八、獅子とり舞

樂人はそのまゝ座に残つて、囃子別に一しきりあると、樂屋から拍子にてバク／＼言は

せつ、二人立の獅子が出る。絶えず拍子にて齒打をさせる。白衣に青袴をはいた二人のものがこの獅子をかぶる。一まはりし、(足どりに定めなし)大いに荒れて一旦樂屋に退るが、又出てよろしく荒れて又入る。三度目に拍子變り、静かな囃子にて、獅子も静かに出てまはり、此度は周圍の提灯を二つ咬み消して入る。又出る。色々あるところにこんどは、しやくま、黒の口あき面、赤狩衣、側次、襷がけ、たつつけのもの(獅子とりと稱す。子供が扮する。)が出、五色の幣を背にし、手を後に組み、踏みかへ足して絶えず獅子に對し、その前面を舞ふ。獅子は大いに荒れる。一旦入り、又出ると、獅子とりははたと轉び、右足を差伸べ上げて招き、左足を上げて招く。又右足を上げかへて招く。獅子はよろしく舞ふ。次に獅子とりは立ち、兩手を印に前方に組み(人差指と小指とを伸す)左右踏かへ足をして獅子に對しその鼻づらを舞ふ。印を上を翳し、下にすかす。獅子が荒れ出すと獅子とりは正面右手の柱にのぼり、中途に右足を突出して招く。(吊乗りの形になる)

扱て獅子が出、退ると、獅子とりは柱より降り、坐し、右手を目にやり、それを膝に下し、又同様繰返す。(見物の衆は獅子に咬まれて泣く處だと囁く。)その間獅子は背高になつて舞ふ。獅子とりは立ち、背の幣束をとつて兩手に合せ持ち、前方にくるくへろべろかぎ様をす

るやうにまはしつゝ上に翳し、下にすかし、又踏みかへ足をして舞ふ。

と、こゝに獅子はやをら獅子とりの胸に喰ひつき、是を仰に倒し、伸びて獅子頭を獅子とりの股の間から胸の方に伏せてちつとなる。獅子とりは兩足を宙にしたまゝ暫くしきりにもがく。

とゞ立ち、今度は逆に獅子を押へ、頭にまたがり、頭を左手にて押へ、右足をトンと踏むと共に右手にて打ち、左足を同様して左手にて打ち、更に同様右手にて打つ。とゞ立ち、獅子は齒打し、又伏せ、またがり、腰より赤帯を取出し、右左右左と足踏しつゝ帯にて獅子を打つ。

さて立ち、頭を持ち、相對して左右に頭を引きまはし、離れ、獅子とりが入ると、獅子は大いに荒れ、入り、又出、又大いに荒れる。後囃子一しきり。樂人達も入る。

## 九、廢曲

## (イ)宮鎮

鳥甲、白式翁面のものの、中啓一そうの舞。だるい囃子で、難しい特殊な舞であつたと。

「セイヤハー ナミノハー チハヤノソデモ セイヤハー」と胸方は歌つたといふ。「指南抄」には次の歌あり。

柏手かしこの音より早く しろしめせ

神にこたえん いのることろは

おん神の 千早の袖の廣ければ

つゝむにあまる 千代の萬代

榊とり ますみのかゝみ かけしより

神のくになる 我國そかし

以下の舞は所傳やゝ久しく絶えてゐる。

(ロ)御所樂 長歌

「御所樂」といふ一曲があつたのか、或は拍子諷であつたか、尙疑問の點がある。法印神樂の五請樂の拍子諷など、對照考ふべきか。

ちはやふるく

神のみ代より くれ竹の

世々もたへす あま彦の

音羽の山の 春かすみ

思ひみたれて さみたれの

空もとろろに さよふけて

山時鳥 なくことに

たれもね覺て からにしき

立田の山の もみちハを

見てのみ忍ふ 神な月

時雨くゝて 冬の夜の

庭もはたれに ふる雪の

猶さへかへり 年毎に

時につけつゝ あはれてふ

ことをいひつゝ 君をのみ

ちよにいはふ 世の人の

思ひするかな ふしのねの  
もゆる思ひも あかすして  
別るゝ泪 ふちころも  
をれる心も やち草の  
ことのハことに すへらきの  
おほせかしこみ まきくの  
中につくすと いせの海の  
浦のしほかひ ひろいあつめ  
とれりとすれと たまのをの  
みちかき心 思ひあへす  
なほあら玉の 年をへて  
大宮にのみ 久かたの  
ひるよるわかす つかふとて  
かへりみもせぬ 我宿の

忍ふ草おふる いたまあらみ  
ふる春雨の もりやしぬらん

冬の長歌

ちはやふるく  
神な月とや けさよりは  
くもりもあへす 初しくれ  
もみちとともに ふる里の  
吉野の山の 山あらしも  
さむく日ことに 成ゆけハ  
玉の尾とけて こきちらし  
あられ亂れて 霜こほり  
いやかたまれる 庭の面に  
むらくみゆる 冬くさの  
上にふりしくしら雪の

つもりくゝて あら玉の  
年をあまたに すくしつるかな

右何レモ口傳傳レハ深ク習可置之者也。

(ハ)岩戸開

大歌拍子 大拍子片

早歌拍子 早拍子片

大 何とたゝ たちし岩戸のあけけるも

小 かの御神樂の いハれなるもの

千早振 神の御室にみしめなは

長く久しく 御代守るらん

久かたの 天の石戸を出し日や

かはらぬかけに 世を照すらん

君か代の 立さかゆへき ためしもや

かねてみむろの 山の榊葉

(ニ)路引

神道は 千みち百道 みち七つ

中なる道は 神のかよいち

九重に 今も増みの かゝみこそ

猶世を照す 光なりけれ

久かたの雲井のとかに 照す日も

光をそふる 君かミ代かな

(ホ)荒神

みさきする 八十嶋かけて いましめや

浪おさまれる 時は見えけり

いく波の 霜をか君に重ねまし

かはらす したふ 櫛はの聲

おさまれる 國の名におふ 玉垣の

内にも廣き 恵をそしる



君か代の 立さかゆへき ためしもや  
かねてみむろの 山の榊葉

(へ)左々結

我門の いく井の清水里遠み

人し くまねハ みくさ生にけり

神垣の三室の榊 さしそへて

君をとさハと 猶祈る哉

手にとりて うたふもしるし榊はの

かけさかへゆく 神の三室に

(ト)普生

御火白く 燒夜の空は さなからに

ひるめの神の 光りをを見る

目に見へぬ 神のめくみよ あはれとも

おもハれぬへき ことの葉もなし

今は世に 神もかゝみよ 岩戸出て

見しかけ思ひ 天のかく山

敷嶋の道につけても 君か代を

猶住吉といのる神かさ

(チ)萬世樂

住吉の松のことの葉 つきせぬハ

神のめくみを 敷島の道

西の海 あをさヶ原の 汐ちより

あらハれ出し 住吉の神

日の本といふを初て 天照す

神代つきせぬ 我世嬉しき

(リ)七五三切

この曲はもと、丑の刻にやつたといふ。

九重に今も増身の かゝみこそ

三、仙臺大崎八幡の附屬神樂

猶世を照す 光りなりけれ

神風や 内外の宮の 宮柱ら

千たひや 君かみ代に吹らん

八雲立 出雲八重垣 妻こめに

八重垣つくる その八重垣を

(ヌ)盤五

うたふなる 星の光も 天の戸の

明行月に かけをならへて

しめぢやの 呼こゑさけハ 此里に

月日の光ありと こたへよ

目の前に 神のいさむる道もかな

にこりはてたる 民の心を

身にちかき神の守りの嬉しさは

かゝみのかけの 手にもとるまで

(ル)大浄上

大浄ハ 四つの角なる増かゝみ

かはらて見せよ 本のすかたを

末かけて 神し守れハ いすゞ川

清き流の いかて絶なん

天の戸の 明る日ことの光にも

かきりなき世と 君あふくなり

x

尙流鎗馬は、昨年あたりから隔年に、祭當日執行されることになった。もと騎射もあつたといふ。「電狸翁夜話」の思ひ出話によると、明治の頃の模様は次の如くであつた。

「十五日は八幡町の大崎八幡神社の祭典日で、神輿の渡御がある。還御後神社境内の馬場で騎射の奉納があり、最も嚴肅盛大に神事を執行し、參詣人頗る夥しく、境内には諸種の興行物もかゝり、神社裏の山手には掛茶屋などもかゝつた。また下町では各商店とも、酒肴を調へて得意先の人々を馳走するので頗る賑つたものだ。

越えて十八日には流鏑馬があり、是れまた其的の奪ひ合ひがあつたけれども、白山神社の如き殺伐なことはなかつた。

この流鏑馬は下町即ち八幡町の往來で執行するので、約三町ほどの處の片側に柴垣を結つたから、當日の通行は片側だけであつた。尤も流鏑馬終れば其柴垣は撤去したのである。」

〔旗と傳説 第五年三號〕

第四 仙臺龜ヶ岡八幡の附屬神樂

「残月臺本荒萩」卷之二、龜ヶ岡八幡宮の項に曰ふ。

「川内御城の乾に有り。寛永十八年正月朔日。忠宗公伊達郡梁川に建て給ひしを。同心町え御勸請有りて。今八幡と號せらる。延寶五年正月九日。綱村公同心町今八幡を。龜ヶ岡八幡と神號を改め給ひて。

安永七年迄  
百二年也。天和三癸亥八月十五日。川内へ移し給ふ。安永七年迄  
九十六年也。四月朔日毎年御祭禮有。此日御輿角五郎上手越渡戸え御河原下り有。朔日流鏝馬有、門前町へ的一ヶ所懸る也。射手は大崎八幡射手也。



同二日神樂有。同五日八幡宮坂の下南脇に。武射的有。射手は日置流同堂形勸之。

一御知行高三貫文。 神主。 山田土佐守。

四、仙臺龜ヶ岡八幡の附屬神樂

- 一 社家十人。御扶持方三人分。御切米三切宛。
- 小野。大宮。長山。熊岡。三浦。
- 三浦。鹿又。氏家。佐野。澁谷。
- 一 神子一人。二人分に御切米二切。一掃除一人。三人分。御切米三切。
- 一 御知行七貫文。別當眞言宗。石上山積寶寺千手院。
- 寺領五石づつ。同。同。
- 一 塔頭六ヶ寺。秀明院。龍性院。福藏院。
- 同。同。同。同。
- 普明院。慈照院。無量院。
- 一 祭禮米八石
- 總御知行高十貫文。玄米三十八石。
- 御切米三十五切也。

塔頭六ヶ寺分並  
御祭禮石共に。

御扶持方。三十五人分。

神樂は、前記録に見える十人の社家が演じ來つたらしい。こゝに納めた傳書の奥書には、  
「天保九年三月十七日」の日附があるが、神樂はやはりそれ以前より行はれてゐたもので



四、仙臺龜ヶ岡八幡の附屬神樂

あらう。そして奥書の、「右流本所京加茂下上ノ社 神祇大中臣藤波右京介傳」は、この日附にこゝより傳へたものであることを語つてゐるのではないと思ふ。

囃子は大胴（鼓太鼓、細桴にて叩く）に小胴に笛（七孔）で、樂屋との境の幕前に大崎八幡のと同様に並ぶ。樂人を打役と稱し、素襖、袴にて出る。

はじめ、しよれいといふことをする。打鳴しに當るらしい。そして神拜を最初に、獅子舞を最後に舞ふ。

もと、舞臺天井には大きいかどみを一 つ吊したといふ。尙數年前までは、舞臺清めの湯立があつた。又こゝの樂人は今

尙手に印を結んで演じてゐる。

例祭はもと、舊四月一日、二日であつたが、今は新曆五月十五日に執行してゐる。神樂は午後二時頃より。尙この神樂は、四月三十日及び五月一日の仙臺市招魂社の祭に最も番數を多く演じ、六月三十日櫻ヶ岡大神宮の例祭にも、午後二時頃より演せられる。

次に収録した傳書は、舊社家三浦榮之進氏の御好意によるものである。原本は天地七寸八分に巾五寸五分、表紙とも二十七葉、本文は朱點を打つて丁寧な書とめてあるのであるが、こゝには印刷並に通讀の都合上、朱點をはぶき、その代りに句讀點を打ち、適當に行を切ることとした。その他は總て原本のまゝである。

〔昭和五年六月三十日、櫻ヶ岡大神宮  
神樂殿に於ける實演を見學す。〕

### 三輪流神樂傳 卷

●三輪流神樂  
手 杖  
番 杖 廿 四 番

●神號手杖之傳 並

●舞歌笛之手杖ノ傳  
●太鼓大小ノ手杖

●番救神號

●<sup>ジン</sup>神拜

二柱神

●伊邪那岐尊  
●伊邪那美尊

●カンムリ ●カンサシニテ

一出カ、リ、弟ヲ持テランシヤウニテ座ニナラル、スナハチ印ヲムスヒ、護身心法、花結、ランシヤウ、ヲリ入、三ノアシ、ヲリ入、トラ、此護身ト云ハ、手ヲ兩方共ニ目ノ上マテアケ、クル／＼ト二三度<sup>(廻)</sup>迫シ、指二本押サヘル更ヲ云ナリ、

花結ト申スハ、兩手左ヨリ上ニアケ、又右ノ手ヨリ上ニアケ、タン、二度上ルナリ、夫ヨリ目ノ上ニテ結ビナカラ、兩ハキニサケル、

次ニランシヤウ、是ハ左ヲ向テ左ノ手ヲ脇ノ下ヨリ振り出シ、カタノ上ニテ振り上ル、<sup>(マ)</sup>ヌシノデノニ下ルナリ、是ヲスル更三度、左右ナリ、カタニテ結ヒナカラ下ルナリ、

(一)愛子カ

折入、是ハ腰ヨリ兩手ヲ振り出シ、目ノ上ヲ開キナカラニ手ヲカイス候テ、是モソロ／＼ト本座ニナヲリナカラ納ル、

次ニ、三ノ足、是ハ左ノ方ヨリ脇エツリ出ス、前後向ト足ヲ出更ナリ、是ハ左右左前ト三度、同、

折入トラ、是モ脇ヨリ兩手一度ニ出、目ノ上ニアケ、カタ手ヲ腰エアテ、手ヲカイシテ、<sup>(ニ)</sup>受子ノ拍子テ左リ江<sup>(廻)</sup>迫リ、亦トリカイ手ヲ出、右ノ方エ迫リ、本座ニナヲリ、夫ヨリ弟ヲ持、スハリイテ、左右前後江振り上ル更、三度ツ。

●獅子

山ノ神  
愛子 ●大山祇神

●アカノメホヲシ ●チハヤ

先イサンカケト申スハ、先三度行ヲ云ナリ、

大幕ト申ハ、四方真中丸ニ迫リ、樂屋エ入更ヲ云、次ニコシヤウ樂ニナルナリ、

コシヤウ樂ト云ハ、左リノ手ニ扇ヲ持、右エ獅子ヲ持、四五度、太鼓、笛之拍子ニスリテ、左右前後ヲ舞也、スクニ扇ヲ獅子エクハセ、頭ヲフル、中ホトテケチカイヲウケ

四、仙臺龜ケ岡八幡の附屬神樂

ル、スクニ樂屋ニ入、

又先ノ通、イサンカケ三度、スクニ大幕ニナル、大幕ハ先ノ通シテ、亦、本座ニナラル、此ノ所ニテ愛子ヲウケル、愛子、樂(樂屋カ)ニ入、スナハチ獅子骨カイリ有、骨カイルト云ハ、尻エ入候者ハ早ク迫リテ、歌ノ尻エカタヲ入、頭ハカタイチカラヲ入、眞丸ニナリ、下江コ、ム夏ナリ、右三度也。

●正作

●日本武命

●トヲカンムリ ●赤熊

一先、花結ヒヨリ、ハネ寅マテ、カタツルキ、御神樂、南面ニテモミテ、スクニ大脇キハライ、カタモミテ、是ハ左エト振り立テ舞ナリ、出掛ハ獅子印ニ出ナリ、振りシマへ、迫リナカラチラシ、モミテニテ本座ニナリテ、ヲハル、亦四方カタメアリテモヨキナリ、

右正作ノ舞ハ、舞人キテヲ以手數ヲ入ヘシ、其ハ打役ノ三人江、自分ノテ糶ヲ打合スヘシ

●初矢

●猿田彦命  
●大田ノ命トモ申

●トヲカンムリ ●赤クマ

一出掛リ、獅子印ニテ 左右左、三タン切、左右ヲハリテ本座ニナリ、花結ヨリトラマテ前ノコトシ、次ニ内ハクノ印、又 外ハクノ印ヲ左右ニ結ナリ、次ニ、日輪月輪ノ印ハ口傳アリ、亦クハカイシノ印アリ、左リノ指ヲ二本ツカミ、左リヨリ右江迫ス、サテ印ヲ結トキハ、何モ左ヨリ右ノ脇腹マテ丸ク二迫シテ納ル也、亦左右左一度キリニフル也、亦三タン切、是三タン切ハ、左ノ手ヲ右ノカタサキヨリ結ビヲロス、眞中江□ナカラスクニ左右ト獅子ノ印、左右中ト切、夫ヨリスクニハ子トラ、スクニ足ヲカイシテ迫リテ本座ニナラル、五常樂ニテ米ヲマク、

此名號中教院ヨリナナルナリ

●攘魔

●素佐雄命

●摩應也

●トヲカンムリ ●赤クマ

四、仙臺龜ヶ岡八幡の附屬神樂



出掛、獅子ノ印ニテ出ル、是モ初矢ノ後矢ノ通ニ手次無相イコレナク、唯御神樂ニ至リテ、摩應切ト云夏アリ、是ハ切ヨウアリ、是ハ人々ニヨリテ傳江ヘキコトナリ、コ、ニ摩應切リニ、六方ノ足ト申テ口傳アリ、是ハ時ノ生生<sup>先カ</sup>ニ御聞ナサレヘク夏ナリ、舞ニ手<sup>先カ</sup>救ハコレナク候、繩ヲ切ルトコロニ傳アルノミナリ、繩ヘ刀ノ及<sup>ツカ</sup>ヲカル掛テカヘス夏ニ斗傳アル舞ナリ、

●岩戸開

●天照大御神  
化女 ●天祖女命  
尊 ●手力雄命

- ハカンムリ
- カンサシ
- トヲカンムリ
- 赤クマ

先<sup>二</sup>、尊出ル也、杖ニテ出ル、左ノ手ニ杖ヲ持、右ノ手ニ扇持テハネル、ハネナカラ出ル、何レ岩戸ヲミカクサス様ニ、中ホトニテケチカイシテ、亦先ノ通ニ二度マハル、本度ニナラリ、×コトハリアリ、  
×ソウレ手力雄命トハ、我夏ナルヨヤ、

(一)この曲は秘傳として、全文朱にて誌してある

コクイルナリ、夫ヨリ先ノ通り舞出、本座ニナラリ、×亦、

ソウレ×天照太神、天岩戸ニトチコモリ玉夏、四千四百四十四年ナルヨヤ

ト申テ、夫ヨリ亦、先ノ通舞ナリ、亦岩戸ニ向ヘテ、×亦、

ソウレ只今岩戸ノ前ニライハイヲナシ、引ヤブルヘキヨヤ

ト申テ、夫ヨリ岩戸ノ前ニ三度カシラヲ下ニテ右方ノ手ヲシノチノニ上テ、岩戸ノ戸ヲ

三度斗モ押テ、夫ヨリ杖捨テ、右江扇ヲ持テ、岩戸ヲウシロニシテスリツケナカラ掛ヲ

ク物ヲトリテクル、トマハシ、カタニ掛舞ナカラ、樂屋入、

×夫ヨリ神子出、コレハ御神樂ノ通岩戸江、三度扇鈴ニテ拜ムナリ、スクニカ、リウケ

テスマメクリノヨヲニシテ岩戸ノスマニラルナリ、

此太神ハ、春夏秋冬四季ノ日ノ迫リノコトク、ハルハ春ノ日長シ、夏ハナツノ通、秋

ハアキノ通、冬ハフヨノ通、ナカキハ長ク、ミチカキセツハミチカキ通、左右ノ手ニ鏡

ヲ持、左ノ方江迫ル時ハ右ノ足ヲ上テマハル、右ノ方江迫ル時ハ左ノ足ヲ上ヘシ、舞コ

ト口傳アリ、是ハ太鼓、笛ノ拍子<sup>(拍)</sup>ニツレテ、足ヲツル夏ナリ、兩手ニ鏡合セテヲモテニ

ムケル、亦鏡ヲ合セ、内ニムケテ舞イヲハリテ樂屋ニ入ル、アトヨリ神子ヲトモスナリ、

四、仙臺龜々岡八幡の附屬神樂

●端引ヒキ

●太玉命

●天兒屋根命

●手力雄命

●ツイカケカンムリ

●兩神共ニ

●トラカンムリ 赤クマ

一先尊

素戔鳴尊、自カ夏ナルソヤ

出掛、獅ノインニテイツル、護身ホウ、トラマテシテ兩神共ニ扣イル、壹人ハ已寅ノ方ニ扣イル、壹人ハ未申ノ方ニ扣イルナリ

尊出テ言アリ、尊ノ舞ハミナ同ナリ、一迫リマハリテ中ニト、マリ言ハリニ曰、

ソソレ姉ノ尊ニマミイ奉ラント、高天原ニモヲテスルヨヤ

申テ樂屋入

合出テ、

天津兒屋根命、太玉命ハ何方ニラハシヤシ候

ト云、其時繩ヲ兩人持ナリ、合ノコトハニ曰

(一)この言葉朱書

(二)次に言葉なし

亦尊出ル

ソウレ手力雄尊ト、ハ我夏ナルソヤ

ト云テ、ケチカイシテ、岩戸ノ前ニ向

ソソレ天照太神、天岩戸ヨリ出玉テ、イサキヨク信カトカクシノ社エ立カイリ玉ソヤ

申テ、舞ナカラ樂屋ニ、入ナリ、

尊入テ、後合出、言、

天ノカコ山ノ禰ヲ根コシニナシ玉テ、上枝ニハ、八タノ鏡ヲカケ、中枝ニハ、イヲツ

ミスマルノ玉ヲトリカケ、下スイニハ、青幣、白幣ヲトリカケ、出御ナシタマイトノ

ミ祈申テ、天照太神出御ナシ玉ヘテ、シツイニハ天岩戸ニ、日ノスミ繩ヲハリキリテ、

萬代フエキ、岩戸ニ入玉ハンヲ、恐ミ恐ミ申ス、

コノ所スサノヲ命ノコトナリ

●トラカンムリ ●赤クマ

●素戔鳴命

マイハ、何尊ノ、通ナリ

四、仙臺龜ヶ岡八幡の附屬神樂

●後矢

●思兼命

●トヲカンムリ ●赤クマ

出カ、リ、獅ノ印ニテ出ル、迫リテ中ニナリ、三タン切、ヲハリテ本座ニナリ、手次初矢ノ通り也、三段切ノ間ニネリトラ、是ネリトラハ、左ノ方ノ手ヲ持上テ、右ノ手ヲ前江アテヲキ、ユビヲ二本出テキツト見詰テ、加タヨリユリ出シ、向江三尺、後へ三尺、本座ニナリテ、腰ト足ト一度ニ自トマハルヨウニ迫ルナリ、

是スミテヨリ、ハ根トラニナル、ハ根トラハ初矢ノ通り、ケカイシトラナリ、ハ根子トラノ次ニ亦トラアリ、是ハ笛ニ傳アリ、何レ手次ハ初矢ノ通ナリ、手次ヲハリテ樂屋ニ入也、是所、兩ツルキナリ、

神樂、真中ニ出、初ル、中ノカ、リテ、前ヲ向ヘテ、左ノ方ノ刀ヲクルミト振ル也、脇ヘカイコミナカラニ向ノスミヘハネル、亦右ノ□ヲ向キテ前ノ通りクルミト振ル也、フリナカラハネル、是四度也、夫ヨリ立テ、幣クルイノ通ニ刀ヲマハシテ、ソレヨリ本モ

ミテニナルナリ、是ニテヲハリ、神樂ハツネノ通りニシテ、是ヲヲハリ、樂屋ニ入ルナリ、

●宮鏡

●トヲカンムリ ●赤クマ ●思兼命

出掛、獅子印ニ出ルナリ、本座ニナリ、神拜ノ通花結ヨリトラマテ、夫ヨリ又本座ニナリ、面ヲ取り、スクニタチヲ持テ、四方御神樂、前後左右ニテ、四方ヘカ、リ、ウケテ一度キリニスマメクリシテ、モミテニテヲハル、

●村雲

●白毛打マハシ ●手名槌命  
 ●シヤモンホチシ ●足名槌命  
 ●カンサシ ●稻田姫命  
 ●トヲカンムリ ●素戔嗚命

出掛リ、翁兩人、杖ヲツキ、姫ハ獅子ノ印ニテ出カ、ルナリ、本座ニナリ、三人共ニ神拜ノ手次ノ通り、花結ヨリトラマテスミテ御神樂ニウツル、翁兩人ハ、片手ニ杖ヲ持、片手ニ鈴ヲ持テ、姫ハ鈴扇ヲ持テ舞ナリ、是ハ三方ニ居テ、スクニカ、リヲウケテ、後

四、仙臺龜ケ岡八幡の附屬神樂

口前バカリスマメクリシテ、三方ノスミニ居ナリ、此ノ所江合出ルナリ、コ、ニ、コトハリアリ、スミテ、尊出ル、

尊ハ素戔鳴尊、片鋌ニテ東ノ方ヨリ南ノ方ヘ繩綱ヲ張り、岩戸ノ尊ノ通り、足ヲ先ヘシカト出シ、ハヤクハシラカシテイキヲヘヲ付テ舞ナリ、此舞ハ人ノキテンニアル舞ナリ、サキ出ル足ヲカルクフムヘシ、ハリタル繩ヲヲロチト見テ、面ノ内ヨリ舞ナカラヨク見テ舞ナリ、コトハリハ、前々ノ尊ノ通り、神號ヲ唱ヘシ、舞ヲハリテ樂屋ニ入、スクニ三人ノ者出テ、御神樂ニテ、スマメクリニテ、樂屋ニ入、ヲハリ、

右村雲ノ舞ニハ、翁出テコトハリアリ、右合ノコトハリ、卷ニアリ、人數ナキトハ、コトハリ合ナキコトニテモヨキ支也、コトハリハ、手名槌、足名槌兩人ニテ、大蛇ヲタイチシタマト、素尊ニ願コト文也

●四面切

●三人共ニシヤクマ

- 經津主命
- 武甕槌命
- 天兒屋根命

出掛、獅子ノ印ニテ、ナヲリテ花結シテ、三方エ本座ニ居ル、護身心法ヨリトラマテ、

神拜ノ通、三人三方江別レテ、座ニ直リテ、スクニ刀ヲ抜き、タチコシヤウ樂ヲウケル、刀ノミネニ手ヲアテ、左ノ足ヨリフミ出ス、右ノ足ニテ止リ、是ハ前後ヘ迫リ、三人共ニ本座ヘナヲル、

夫ヨリ大脇祓イ、此大脇拂ハ、脇ノ下リ刀ヲ振出シ、兩手ニテ右ノ脇ヨリ左ノカタサキマテサシヲロス、右ノ足ヲ左ニツリテ、左ノ足ヲ右江ツリ出スナリ、刀ハ、目ト、右ノカタヨリ下ニヲツルナリ、コレヲナン變共ナクシテ舞迫リテ亦本座ニ居、此所ニテタチコシヤウ樂、

是五常樂ハ、三人一度ニ前ヨリ心掛、紙ヲ少シヌラシヲキテ懷中シテヲクナリ、是ヲモツテ三人ノ刀ヲ先ヘ紙ヲ以ツ、ミ、三人一度ニ三角ニナツテ立、三人一度ニ此時兩手ヲ廣ケテ、太鼓タン、タン、タンカ、タカタント打時、三人一度ニ手ヲ開キタリスホメタリスルナリ、是モ、三方エカ、ルナリ、

三人本座ニナヲリ候ハ、夫ヨリ、先ニ出タル人ヨリ、目ヨリ上ニ刀ヲ上テ、先ノ人ヲタミラカスナリ、其時、次ノ人ニ付テ、早ク脇ヘスケルナリ、亦クミリタル人ハ、向江早クスケヘシ、是ミナ、三人共ニ同ナリ、ヨク心ヲ付テ、舞申、